

大学機関別認証評価

自己評価書

平成30年6月

山梨県立大学

<http://www.yamanashi-ken.ac.jp/>

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準1	大学の目的	4
基準2	教育研究組織	7
基準3	教員及び教育支援者	18
基準4	学生の受入	27
基準5	教育内容及び方法	36
基準6	教育成果	72
基準7	施設・整備及び学生支援	87
基準8	教育の内部質保証システム	108
基準9	財務基盤及び管理運営	128
基準10	教育情報等の公表	144

I 大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 山梨県立大学

(2) 所在地 山梨県甲府市

(3) 学部等の構成

学部：国際政策学部、人間福祉学部、看護学部

研究科：看護学研究科

関連施設：

(全学)

図書館(飯田図書館、看護図書館)、地域研究交流センター、キャリアサポートセンター、保健センター、アドミッションズ・センター

(学部附属施設)

国際政策学部 国際教育研究センター

人間福祉学部 福祉・教育実践センター

看護学部 看護実践開発研究センター

(4) 学生数及び教員数(平成30年5月1日現在)

学生数：学部 1,170人、大学院 27人

専任教員数：98人

助手数：3人

2 特徴

(1) 山梨県立大学の沿革：

本学は、平成17年4月に、山梨県立看護大学と山梨県立女子短期大学を再編統合し、国際政策学部、人間福祉学部、看護学部の3学部と大学院看護学研究科からなる山梨県立大学として設置された。

山梨県立看護大学は、昭和28年4月に山梨県立高等看護学院として開校し、その後平成7年4月に看護短期大学に転換、平成10年4月に看護大学として開学し、平成14年4月に大学院研究科を設置している。

他方、山梨県立女子短期大学は昭和41年4月に国文科、家政科、幼児教育科の3学科を有する短期大学として開学し、その後、家政科を生活科学科に名称変更するとともに国際教養科を設置して、山梨県における女性教育の中核的役割を担ってきた。

このような経過から、国際政策学部と人間福祉学部は甲府市の飯田キャンパスに、看護学部と看護学研究科は同市の池田キャンパスに置かれ、2キャンパスで教育研究活動を展開している。

また、地域のニーズや時代の要請にさらに応えるため、平成22年4月からは公立大学法人が設置する大学

となり、学長のリーダーシップの下、機動性のある意思決定を行い、自主・自律的な判断に基づく、効率的かつ透明性の高い大学運営を行っている。

(2) 山梨県立大学の特徴：

建学の理念と目的を「グローバルな地の拠点となる大学」「未来の実践的担い手を育てる大学」「地域に開かれ地域と向き合う大学」とし、3学部・1研究科で構成される収容定員1,100人の小規模大学としての特色を活かし、実践的できめ細かな教育を行っている。

専門職業人の育成を目指す人間福祉学部、看護学部及び看護学研究科では、この間国家試験の高い合格率を維持し、社会福祉士、幼稚園教諭、看護師、専門看護師などの優秀な人材を多数輩出して地域の保健・医療・福祉・教育等に多大な貢献をしている。

他方、国際政策学部は行政機関、金融機関、マスコミ、IT産業などに優秀な人材を送り出しており、山梨県がインバウンド観光推進のため実施している地域限定特例通訳案内士(現「地域通訳案内士」)の育成に関しても、副専攻課程を設置して学生の資格取得を支援するという特色ある教育を行っている。

地域貢献に関しては、地域研究交流センターを中心に広く県民を対象とした「観光講座」などの公開講座を実施しているが、平成25年度に採択された文部科学省「地(知)の拠点整備事業(大学COC事業)」に関連した地域貢献の一例として、国が高齢社会における喫緊の課題としている「成年後見人等の利用促進」のための、県・市町村と連携した「やまなし市民後見人養成基礎講座」の開講を挙げることができる。

さらに平成27年度からは、「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」の副幹事校として県内外の11大学とともに若者の地元定着の取組を進めていることに加え、平成30年度からは、内閣府「地方と東京圏の大学生対流促進事業」が採択されたことに伴い、都内の私立大学と連携して、東京圏の大学に進学した若者に地方の魅力を知る機会を提供する事業に取り組むことになった。

このように本学は、建学の理念と目的、そして公立大学としての使命を常に忘れることなく、法人化のメリットを最大限に引き出しながら、特色ある斬新な取組を積極的に展開している。

Ⅱ 目的

1 定款

公立大学法人山梨県立大学は、大学を設置し、及び管理することにより、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。

2 学則

(1) 大学

山梨県立大学は、「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的な担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」たることを希求し、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。

(国際政策学部)

グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化、産業を豊かにして地域の活力をつくる人材、アジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。

(人間福祉学部)

高度な専門知識と技術、深い共感的理解、問題解決への知的探究心、協働できる力を持ち、乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生活できる地域社会づくりに主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成する。

(看護学部)

人間や社会を看護学的に探究する能力、倫理的な判断力と科学的な思考力、専門職業人としての豊かな人間性を兼ね備え、優れた看護実践により地域に貢献できる人材を育成する。

(2) 大学院

山梨県立大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成し、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。

(看護学研究科)

看護学の理論及び応用を教授研究し、看護学の進展に寄与するとともに、高度専門職業人、看護学教育者及び看護学研究者等の人材を育成する。

3 中期目標

設置団体である山梨県が定める中期目標（平成28-33年度）では、近年、経済・社会のグローバル化、少子高齢化の進行など、大学を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域の産業振興や、保健医療を含めた地域福祉、住民の生活・文化の向上など、県民とともに歩み地域社会の発展に寄与する県立大学への県民の期待がますます高まっていることを踏まえ、次の3点を「基本的な目標」とするとともに、大学の教育研究等の質の向上、地域貢献等、管理運営等ごとの目標が別に定められている。

(基本的な目標)

(1) 社会の実践的な担い手や指導的な人材の育成

山梨県の発展に寄与することを基本に、更なる教育の質の向上を図り、グローバルな視野で現実をとらえ

ながら、主体的に考え行動できる、社会の実践的な担い手や指導的な人材を育成し、地域社会に輩出することを目指す。

（２）地域が抱える諸課題に対応する研究と地域貢献

全学的な研究水準の向上を図る中で、公立大学としての意義を踏まえた地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究を、その成果や進捗状況などについての不断の客観的評価を踏まえつつ、引き続き推進するとともに、大学の知的資源や研究成果については、社会への還元を積極的に行い、地域の更なる発展に貢献することを目指す。

（３）自主・自律的な大学運営の推進

理事長(学長)のリーダーシップのもと、より効果的・機動的な運営組織及び県立大学にふさわしい教育研究組織の構築、柔軟で弾力的な人事制度の整備、業務の見直しなどによる経営の効率化に積極的に取り組み、自主・自律性に基づく健全な大学運営を目指す。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①: 大学の目的(学部、学科又は課程等の目的を含む。)が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到係る状況】

公立大学法人山梨県立大学の目的は、公立大学法人山梨県立大学定款の第 1 条に定められている(資料 1-1-①-A)。

また、山梨県立大学の目的は山梨県立大学学則の第 1 条に、国際政策学部、人間福祉学部及び看護学部における教育研究上の目的は同第 3 条第 2 項に明確に定められている(資料 1-1-①-B)(資料 1-1-①-C)。

資料 1-1-①-A 定款

(目的)

第 1 条 この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。

資料 1-1-①-B 大学学則

(目的)

第 1 条 山梨県立大学(以下「本学」という。)は、「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的な担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」たることを希求し、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。

資料 1-1-①-C 大学学則

第 3 条

2 本学各学部における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 国際政策学部

グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化、産業を豊かにして地域の活力をつくる人材、アジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。

(2) 人間福祉学部

高度な専門知識と技術、深い共感的理解、問題解決への知的探究心、協働できる力を持ち、乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生活できる地域社会づくりに主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成する。

(3) 看護学部

人間や社会を看護学的に探究する能力、倫理的な判断力と科学的な思考力、専門職業人としての豊かな人間性を兼ね備え、優れた看護実践により地域に貢献できる人材を育成する。

各学科においては「学生が修得すべき知識及び能力」として、国際政策学部の2学科（総合政策学科及び国際コミュニケーション学科）では「知識・理解」、「思考・判断・表現」、「態度・志向性」の区分ごとに、人間福祉学部の2学科（福祉コミュニティ学科及び人間形成学科）及び看護学部看護学科では「知識・理解」、「思考・技能・実践」、「態度・志向性」の区分ごとに教育研究上の目的を定めている（資料1-1-①-D）。

平成23年3月には山梨県立大学憲章（資料1-1-①-E）を制定し、大学の目的を明示しつつ、大学の自治および学問の自由を尊び、独立自尊の精神のもと、地域社会から世界にまで貢献する大学を目指すことを学内外に宣言した。また、平成26年3月には、「山梨県立大学将来構想『10年後の大学像』—First ステージから Second ステージへ—」（資料1-1-①-F）を策定し、地（知）の拠点として地域社会をリードする大学像を明示した。

資料1-1-①-D 教育研究上の目的（学科）

<http://www.yamanashi-ken.ac.jp/info/corporation/education/purpose>

資料1-1-①-E 大学憲章

山梨県立大学憲章

山梨県立大学は、「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」として、大学の自治および学問の自由を尊び、独立自尊の精神のもと、地域社会から世界にまで貢献する大学を目指し、ここに山梨県立大学憲章を制定します。

- 一、 山梨県立大学は、郷土の豊かな自然と歴史や文化を大切にし、山梨県を学びのキャンパスとして、ここに学ぶ者の豊かな感性を育みます。
- 一、 山梨県立大学は、幅広い教養と高度な専門性を教授し、地域社会や世界で活躍できる人材を育てます。
- 一、 山梨県立大学は、基礎研究から応用研究まで、独創的で多様な研究に挑戦し、学術の発展に貢献します。
- 一、 山梨県立大学は、自ら学び、自らを培い、未来を切り拓く人材を育てます。また、緊密な人間関係を基盤に、知的刺激に満ちた教育環境を創ります。
- 一、 山梨県立大学は、地域課題の解決に向けて積極的に取り組み、地域の発展に貢献します。また、アジアをはじめとする世界との連携をはかり、教育・研究活動を通じて国際社会の発展に貢献します。
- 一、 山梨県立大学は、時代の変化に対応した個性豊かな魅力ある大学づくりを推進します。そのために、評価を通じて不断の改革を推進し、社会への責任を果たします。

資料1-1-①-F 山梨県立大学将来構想『10年後の大学像』—First ステージから Second ステージへ—

http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/university_image-.pdf

【分析結果とその根拠理由】

本学は、山梨県立大学学則第1条に大学の目的、各学部の教育研究上の目的が明記されている。また、それぞれの学科の目的も明確に定められている。その内容は、学校教育法第83条に規定された一般の大学の目的に適合しつつ、大学の特性や専門分野の特性と関連した地域ニーズや時代の変化に柔軟かつ的確に対応するものとなっている。

以上により、大学の目的（学部、学科を含む）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

観点 1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

大学院の目的は、大学院学則第 1 条に、看護学研究科（看護学専攻）の教育研究上の目的は、同第 3 条第 2 項に明記されている（資料 1-1-②-A）（資料 1-1-②-B）。

資料 1-1-②-A 大学院学則

（目的）

第 1 条 山梨県立大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成し、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。

資料 1-1-②-B 大学院学則

第 3 条

2 研究科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

看護学研究科

看護学の理論及び応用を教授研究し、看護学の進展に寄与するとともに、高度専門職業人、看護学教育者及び看護学研究者等の人材を育成する。

【分析結果とその根拠理由】

大学院の目的は、「大学院学則第 1 条」に、看護学研究科（看護学専攻）の教育研究上の目的については「大学院学則第 3 条」に明記されている。それらはいずれも研究者及び高度専門職業人の養成を目指すという大学院の目的、看護学に係る高度専門職業人あるいは看護学教育者・研究者の育成という専攻の教育研究上の目的を示すものとなっている。

以上により、大学院の目的（専攻の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

該当なし

【改善を要する点】

該当なし

基準 2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学の目的を達成するため、飯田キャンパスと池田キャンパスの2つのキャンパスに3学部を設置している。飯田キャンパスには、国際政策学部と人間福祉学部を、池田キャンパスには看護学部を置き、「人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与する」大学の教育研究の目的を達成すべく活動を行っている。

国際政策学部は、「グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化、産業を豊かにして地域の活力をつくる人材、アジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する」ために設置され、総合政策学科と国際コミュニケーション学科を置いている。人間福祉学部は、「高度な専門知識と技術、深い共感的理解、問題解決への知的探究心、協働できる力を持ち、乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生活できる地域社会づくりに主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成する」ために設置され、福祉コミュニティ学科と人間形成学科を置いている。看護学部は、「人間や社会を看護学的に探究する能力、倫理的な判断力の科学的な思考力、専門職業人としての豊かな人間性を兼ね備え、優れた看護実践により地域に貢献できる人材を育成する」ために設置され、看護学科を置いている。それぞれの学生定員は次のとおりである（資料 2-1-①-A）。

資料 2-1-①-A 学部等の構成と定員（学則抜粋）

第3条 本学に次の学部及び学科を置く。

国際政策学部 総合政策学科、国際コミュニケーション学科

人間福祉学部 福祉コミュニティ学科、人間形成学科

看護学部 看護学科

3 学部及び学科の学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	学生定員		
		入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
国際政策学部	総合政策学科	40人	5人	170人
	国際コミュニケーション学科	40人	5人	170人
人間福祉学部	福祉コミュニティ学科	50人	5人	210人
	人間形成学科	30人	5人	130人
看護学部	看護学科	100人	—	400人
合計		260人	20人	1,080人

【分析結果とその根拠理由】

本学は、3学部5学科を設置し、大学（学士課程）の目的や各学部の実践教育の目的に沿った教育研究活動を推進している。

以上により、本学における学部・学科の構成は、学士課程の実践教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点に係る状況】

本学の教養教育は、教育本部、全学の教育委員会教養教育部会により運営されている（資料2-1-②-A・B）。

教養教育部会は、各学科1～2名の教員と事務職員で構成されており、部会長1名が置かれている。これら委員は各学部の教務委員を兼ねており、情報共有や連携を図り易い体制が整えられている。

教養教育については目標が定められ（資料2-1-②-C）、3学部共通のカリキュラムとして「全学共通科目」を開講している。「全学共通科目」のうち、導入的初年次教育科目として開講している「スタートアップセミナー」は、各学部において全教員が担当する体制で実施されている。

また、本学は2キャンパスを有するため、他方のキャンパスの学生も受講しやすいよう、時間割編成上の配慮を行っている。

資料2-1-②-A 公立大学法人山梨県立大学教育本部規程（抜粋）

（目的）

第2条 本部は、次の各号に掲げる事項について検討し、実施する。

- （1）全学的な教育課程に関すること。
- （2）教養教育に関すること。
- （3）教職課程に関すること。
- （4）学生及び学生団体の指導に関すること。
- （5）学生生活の支援に関すること。
- （6）学生の表彰、懲罰に関すること。
- （7）奨学金に関すること。
- （8）その他の教育、学生厚生に関すること。

（組織）

第3条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- （1）理事長が指名する理事
- （2）学部長・研究科長
- （3）全学教育委員会委員長
- （4）学生厚生委員会委員長
- （5）学務課長
- （6）池田事務室長
- （7）本部長が指名した者

資料 2-1-②-B 山梨県立大学教育本部教育委員会規程（抜粋）

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 教務に関する全学的な企画立案・調整に関する事
- (2) 教養教育に関する事
- (3) 教職課程に関する事
- (4) 実習に関する事
- (5) シラバスに関する事
- (6) 学年暦、時間割に関する事
- (7) その他教務に関する事

第4条 部会 委員会に第2条第2号及び第3号に規定する事項を審議するため、次の部会を置く。

- (1) 教養教育部会
- (2) 教職課程部会

2 部会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

資料 2-1-②-C 教養教育の目標（『2017 学生便覧』p. 11 抜粋）

＜教養教育の目標＞

教養教育は、自主的、総合的に考え判断する能力、豊かな人間性と広い視野、さまざまな知識を現代社会と関連づけて生きる力を培うことを目標としています。

【分析結果とその根拠理由】

教養教育は全学の教育委員会の統括のもとで、教育委員会教養教育部会により運営されている。教育委員会には委員長、教養教育部会には部会長が置かれ、責任体制が明確になっている。さらに、教育委員会教養部会と各学部教務委員会とは情報共有や連携がしやすい体制となっている。

教養教育の目標が定められ、3学部共通のカリキュラムとして「全学共通科目」が開講されており、「全学共通科目」の科目担当者として、各学部のほぼ全員の教員が関わるという全学体制での教養教育が行われている。さらに、学生が受講しやすいような時間割編成や履修上の工夫がされている。

以上により、本学における教養教育の体制は適切に整備されていると判断する。

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

大学院は、山梨県立大学大学院学則第1条に目的を定め、学校教育法第100条に規定する教育研究上の基本となる組織である研究科として、看護学研究科（修士課程）を置き、看護学専攻を設置している。

看護学研究科は、大学院設置基準第3条に規定された修士課程の目的に則り、高度専門職業人、看護学教育者及び看護学研究者等の人材を育成することを目的として、教育理念と目標（資料 2-1-③-A）を定め、看護学教育者、看護学研究者、そして看護学の特定分野に卓越した看護実践能力と総合的な調整能力を有する専門看護師（CNS: Certified Nurse Specialist）及び認定看護管理者を養成している。

看護学専攻は12の専門分野で構成され、在宅看護学、精神看護学、慢性期看護学、急性期看護学、感染看護学、がん看護学の各分野は、専門看護師教育課程として日本看護系大学協議会で認定されている（資料 2-1-③

-B)。

資料2-1-③-A 看護学研究科の教育理念と目標（出典：『2017 学生便覧』p.12 抜粋）

＜看護学研究科の教育理念・目的＞

看護学研究科は、看護の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与するとともに、高度専門職業人、看護学教育者および看護学研究者等の人材を育成し、もって人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とします。

資料2-1-③-B 看護学専門分野（出典：『大学案内2018』p.36 抜粋）

基礎看護学、地域看護学、在宅看護学、精神看護学、老年看護学、慢性期看護学、急性期看護学、助産学、小児看護学、感染看護学、がん看護学、看護管理学

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院に看護学研究科（修士課程）を置き、看護学専攻を設置している。看護学研究科においては、その目的に基づき、教育理念と目標を定め、看護学教育者、看護学研究者、専門看護師、認定看護管理者の養成が行われている。

以上により、本学の大学院及びその専攻の構成は、大学院課程での教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点2-1-④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成するうえで適切なものとなっているか。

該当なし

観点2-1-⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学には全学組織として図書館、地域研究交流センター、キャリアサポートセンター及び保健センターが設置されている。また、学部内組織として、国際政策学部には国際教育研究センター、人間福祉学部には福祉・教育実践センター、看護学部には看護実践開発研究センターが設置されている（資料2-1-⑤-A）。

資料2-1-⑤-A 山梨県立大学附属施設

附属施設、センター等	目的・活動状況
図書館 ：飯田図書館 ：看護図書館	学術情報を集積管理して、効率的な情報提供を図ることにより、両キャンパスにおける教育・研究における学術情報・資料の所在を調査収集、提供する。 飯田図書館： http://www.yamanashi-ken.ac.jp/library/library/iida 看護図書館： http://www.yamanashi-ken.ac.jp/library/library/ikeda
地域研究交流センター	生涯学習及び地域研究の充実を図り、地域シンクタンク機能を発揮する。 http://www2.yamanashi-ken.ac.jp/~ucre/nc/htdocs/?page_id=16

地域戦略総合センター (平成 29 年度末廃止)	大学COC事業及びCOC+事業を実施する。 http://region.yamanashi-ken.ac.jp/coc/877.html
キャリアサポートセンター	学生のキャリア形成及び就職を支援する。 http://www.yamanashi-ken.ac.jp/library/careercenter
保健センター	学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図る。 http://www.yamanashi-ken.ac.jp/library/healthcenter
国際政策学部 国際教育研究センター	地域と海外の組織と連携した特色のあるグローバル人材の養成を図るために、留学生などの受け入れと本学学生の留学の支援を行い、高度な外国語能力を養成するとともに、研究活動を通じて各学部で教育効果を図る。 http://gpi.yamanashi-ken.ac.jp/studyabroad/cire
人間福祉学部 福祉・教育実践センター	人間福祉学部の特性を生かした地域と連携・協働して学生への教育や社会活動の支援、福祉、幼児教育に関わる専門職に向けた研修等を通じての地域貢献を目的として活動を行う。
看護学部 看護実践開発研究センター	保健医療福祉の看護の質向上を目指し、看護実践に携わる看護職のために開設 http://rcdnp.yamanashi-ken.ac.jp/about.html

※地域戦略総合センターはH29年度末をもって廃止され、関係業務は地域研究交流センターが引き継いだ。

本学の図書館は、飯田キャンパスに「山梨県立大学飯田図書館」(以下「飯田図書館」という)、池田キャンパスに「山梨県立大学看護図書館」(以下「看護図書館」という)が設置されている。両図書館は、各キャンパスの特性に応じ機能しており、特に看護図書館は県内随一の看護関連の図書を有する図書館として、学生のみならず、社会人のリカレント教育に果たす役割は大きなものがある。

地域研究交流センターは、地域研究部門、生涯学習部門、交流・発信部門の3部門で構成され、本学教員が主体的に参画して事業を展開している。地域研究部門では、学部横断的に行われる「プロジェクト研究」と学内外の協力を得た「共同研究」の選定を行っている。プロジェクト研究においては、学生が社会貢献活動、研究活動に参画することによる学習効果の向上も図られている。また、生涯学習部門では、主に社会人や専門職を対象とした様々なテーマの講座を企画、実施している。

また、「平成 25 年度地(知)の拠点整備事業(大学COC事業)」の採択に伴い、その取組「課題解決プロセスと未来思考の対話による実践型カリキュラム構築」を推進するため、地域戦略総合センター(平成 29 年度末に廃止。関連業務は地域研究交流センターが引継)が新設され、平成 29 年度まで、自治体と協働して地域の多様な課題解決に取り組むことを目指し、5年間で延 65 件の地域志向教育研究プロジェクトを実施した。平成 27 年度から参画した「地(知)の拠点大学による地方創生事業(COC+)」(山梨県内 11 大学による連携)についても大学COC事業と相補的に取り組み、教職員と学生による地域活動の推進と学生の地元定着に向けた取組を進めている。平成 29 年度には、山梨大学の単位互換科目である、地元企業団体と学生との協働によるプロジェクト型インターンシップ「フューチャーサーチ」に本学から 31 人の学生が参加した。このようなニーズを踏まえ、平成 30 年度からは「フューチャーサーチ」を本学の授業科目として開設することになった(所管:キャリアサポートセンター)。

キャリアサポートセンターの機能・業務は、同センター運営規程により「キャリア形成及び就職に関する支援についての企画及び立案」、「キャリア形成支援業務」及び「就職支援業務」等とされ、業務の円滑な遂行のため、各学部選出の委員で構成されるキャリアサポートセンター運営委員会がセンターの運営にあたっている。特に近

年は県内就職率の向上を目指し、山梨県中小企業団体中央会と連携した県内企業中心によるインターンシップの開催（平成 29 年度は 24 名が参加）や、県内企業経営者や県内企業に就職した卒業生を招いた業界・企業研究会を開催して地元就職率の向上に努力している。

平成 27 年 4 月に国際政策学部置かれた国際教育研究センターでは留学生の受け入れと本学学生の留学支援、学生の高度な外国語能力の修得のための教育研究活動を実施している。平成 27 年度より 3 名の専任教員と 2 名の兼任事務職員によって構成されている。国際教育研究センターでは、各種留学相談、留学情報提供、多目的会議、遠隔会議が行える環境を整備している。また、海外の大学との連携協定の締結、受入の留学生および派遣留学生のサポートを行っており、その成果は次表のとおりである（資料 2-1-⑤-B）。

資料 2-1-⑤-B 国際教育センターの活動実績

区 分	H26. 9 月	H27. 9 月	H28. 6 月	H29. 6 月
協定校	6 カ国 12 大学	7 カ国 14 大学	7 カ国 17 大学	10 カ国 21 大学
留学生受入	6 名	5 名	10 名	11 名
派遣留学生	3 名	3 名	7 名	6 名
私費留学生送出	10 名	7 名	8 名	11 名
短期留学送出	19 名	40 名	22 名	66 名

また、平成 29 年度に人間福祉学部設置された福祉・教育実践センターでは、「介護予防相談会」と「やまちゃんサロン」の 2 つの事業を実施した。介護予防相談会は、本学飯田キャンパスほか 4 か所の公会堂等において、介護リスク判定や介護予防のためのワークショップを行い、全体で 65 名の参加者を得た。人間福祉学部及び国際政策学部の学生も、介護リスクの判断やワークショップのスタッフボランティアとして参加した。これを通し、学生は、地域で生活する高齢者の現状理解や支援技術・方法の学習の機会となるばかりか、今後の課題について考察する機会となっていた。

看護学部附属の看護実践開発研究センターは、平成 22 年度に開設され、以下の 5 つの機能を備えて運営している。①認定看護師の育成・支援、②高度専門職業人の支援、県行政や看護協会と連携した③看護継続教育の支援、看護職を対象とした④看護実践の開発と研究支援、及び⑤情報発信である。中でも、①の認定看護師の育成・支援においては、平成 23 年度に『緩和ケア』分野を、平成 26 年には『認知症看護』分野の 2 つの教育課程を開設した。両分野で合計 209 名の認定看護師を輩出し、地域に多大な貢献をしている（資料 2-1-⑤-B）。当センターは、看護学部の全教員が構成員となっているため、教員は、センター運営委員や認定看護師教育課程の講師としての関わりの成果や履修生との共同研究の成果を教育に大きく反映させている。

【分析結果とその根拠理由】

本学には全学的な附属施設としての図書館をはじめ、地域研究交流センター、地域戦略総合センター（平成 29 年度末に廃止）、キャリアサポートセンター及び保健センターが設置されているほか、学部内センターとして、国際政策学部には国際教育研究センター、人間福祉学部には福祉・教育実践センター、看護学部には看護実践開発研究センターが設置されている。

地域研究交流センターは地域研究部門のプロジェクト研究、共同研究の選定、研究の遂行により、教員の教育研究活動及び地域貢献に寄与している。また、大学 COC 事業や COC+ を担当した地域戦略総合センターは、地域指向の教育研究を推進することにより教員の研究活動及び学生の実践力の強化やキャリア教育に寄与して

きた。キャリアサポートセンターは、地域戦略総合センターと連携しながら、地元企業への定着に向けた学生のキャリア意識の醸成や就職活動を側面から支援している。

また、国際教育研究センターは留学支援や語学能力修得のための支援を、福祉・教育実践センターは教育研究活動の成果の地域社会への還元を、看護実践開発研究センターでは、認定看護師の育成・支援をはじめ、看護職者のキャリアアップ、スキルアップに多大な貢献を行っている。教員は講師や事業への関わりの成果や共同研究の成果を学部・研究科の教育に反映させている。

以上により、本学に設置されている附属施設、センターは、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

公立大学法人山梨県立大学の定款で定める教育研究審議会は、主要な教育研究組織の長や各学部の代表者から構成され、原則毎月 1 回開催され、全学の教育研究に関わる重要事項を審議している（資料 2-2-①-A-1, 2）。教育研究審議会の審議事項、報告事項は、各学部教授会で報告され、同審議会の審議の状況を全教員で共有できる体制となっている。

各学部の教授会は山梨県立大学教授会規程により運営され、同規程第 2 条により、学部の専任教員により構成されている。教授会は、毎月 1 回を原則とする定例教授会及び入学者選抜等に関する臨時教授会からなり、教授会規程の第 3 条に規定される教育活動に係る重要事項等が審議されている（資料 2-2-①-B-1, 2）。なお、人事に関する案件については、教授会規程第 6 条第 1 項に則り、専任の教授を構成員とする人事教授会で審議している。

なお、観点 2-1 で既述したが、本学の教育課程や教育方法を検討する委員会組織は、山梨県立大学委員会規程に定められた「教育委員会」である。教育委員会では、山梨県立大学教育本部教育委員会規程第 2 条に規定される事項が審議されている。教育委員会は、各学部教務委員会、教養教育部会、教職課程部会の代表者および事務職員により構成され、原則月 1 回開催されている（資料 2-2-①-C-1, 2）。また、本学には教育担当理事が本部長となり、各学部長、教育委員長等の委員で構成される「教育本部」が設置されており、担当理事が教育に関する重要な事項を掌握する体制を構築している。

また、看護学研究科の教授会は「大学院看護学研究科教授会運営規程」に則り、定期的に行われている（資料 2-2-①-D-1, 2）。また、同規程第 12 条により、研究指導の体制及び学位の審査に関する事項の審議のため「研究指導会議」を設置している。

看護学研究科では、教務に関する事項については教務委員会を原則毎月 1 回開催して検討して検討を行っている。資料 2-2-①-D-2)

資料 2-2-①-A-1 定款

第 2 節 教育研究審議会

（設置及び構成）

第 19 条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

- 2 教育研究審議会は、委員 18 人以内で組織し、教育研究審議会の委員（以下この節において「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。
- (1) 学長となる理事長（以下この節において「理事長」という。）
 - (2) 副理事長
 - (3) 理事長が指名する理事
 - (4) 法人の規程で定める教育研究上の重要な組織の長及び代表
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、前項第 1 号から第 3 号までに掲げる委員及び同項第 4 号に掲げる委員のうち法人の規程で定める教育研究上の重要な組織の長の任期は、当該職にある期間とする。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- （招集及び議事）
- 第 20 条 教育研究審議会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、委員（理事長を除く。）の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。
- 3 教育研究審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 5 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 教育研究審議会の議事は、出席委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- （審議事項）
- 第 21 条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
 - (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの
 - (3) 学則（大学の教育研究に関する部分に限る。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - (4) 教員の人事及び評価に関する事項
 - (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
 - (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
 - (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
 - (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - (9) その他大学の教育研究に関する重要事項

資料 2-2-①-A-2 教育研究審議会の開催状況

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	11	12	12

資料 2-2-①-B-1 教授会規程

(組織)

第2条 教授会は、当該学部専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

(審議事項等)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、当該事項を審議し意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、教授会の意見を聴いて学長が別に定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

資料 2-2-①-B-2 学部教授会開催状況

学部/年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国際政策学部	15	15	15
人間福祉学部	15	16	15
看護学部	14	14	14

資料 2-2-①-C-1 教育委員会規程

(任務)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 教務に関する全学的な企画立案・調整に関すること

(2) 教養教育に関すること

(3) 教職課程に関すること

(4) 実習に関すること

(5) シラバスに関すること

(6) 学年暦、時間割に関すること

(7) その他教務に関すること

資料 2-2-①-C-2 教育委員会開催状況

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	11	13	11

資料 2-2-①-D-1 看護学研究科教授会運営規程

(構成員)

第2条 研究科教授会は、研究科長及び研究科を担当する教授をもって組織する。

2 事務局長及び事務局次長は、研究科教授会に出席する。

3 研究科教授会が必要と認めたときは、研究科を担当する准教授、講師、助教、客員教授及び特任教員を研究

科教授会に出席させることができる。

4 前2項の規定による出席者は、議決権を有しない。

(審議事項等)

第3条 研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、当該事項を審議し意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして、研究科教授会の意見を聴いて学長が別に定める事項

2 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べるができる。

資料2-2-①-D-2 看護学研究科教授会・教務委員会開催状況

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教授会開催回数	13	17	15
教務委員会開催回数	11	11	12

【分析結果とその根拠理由】

全学の教育活動に係る重要事項は教育研究審議会で審議されている。各学部及び看護学研究科の教授会は各規程に則り、定期的に開催され必要な審議を行っており、教育研究審議会、学部教授会、研究科教授会での議事は相互の連携のもと情報共有がなされている。なお、人事案件については教授を構成員とする人事教授会が担当している。

教育に関わる事項について検討を行う教育委員会、教養教育部会、教職課程部会は、教育本部、教育研究審議会と連携し活動している。各学科の教育課程は、学科会議または学部教務委員会等での検討ののち各学部教授会で審議を行い、大学院の教育に関わる事項は大学院教務委員会が中心になって検討を行ったのち、研究科教授会で審議し、その後教育研究審議会での審議を経て大学としての決定がなされる体制となっている。

以上により、教育研究審議会及び各学部等の教授会が、教育活動に係る重要事項を決定するために必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する教育委員会等の組織は適切に構成され、必要な活動を行っている判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 採択された大学COC事業及びCOC+事業を担当するために全学的な地域戦略総合センターが設置され、地域指向の教育研究を推進することにより、教員の研究活動及び学生の教育の活性化に寄与している。
- 平成 22 年度に開設した看護学部附属看護実践開発研究センターは、5つのセンター機能を通して、看護職者のキャリアアップ・スキルアップ支援に多大な貢献をしている。当センターは、看護学部の全教員が構成員となっているメリットを活かし、教員のセンター運営委員としての活動や認定看護師教育課程の講師としての関

わりの成果および履修生との共同研究の成果等から得られた成果を学部・研究科の教育に大きく反映させている。

【改善を要する点】

該当なし

基準3 教員及び教育支援者

3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

山梨県立大学基本規則において、教員組織の長として、学部で学部長を置くこと、研究科で研究科長を置くこと、学科で学科長を置くことができることが定められ、また、大学及び学部・研究科の教育理念に基づき、教員組織が編制されている（資料3-1-①-A）。具体的には、国際政策学部2学科（総合政策、国際コミュニケーション）、人間福祉学部2学科（福祉コミュニティ、人間形成）、看護学部1学科（看護学科）及び看護学研究科である。教員は、各学部、研究科及び附属組織に専任教員として所属し、教育研究活動を行っている。

また、教育課程を遂行するための役割について、各学部における免許、資格に関わる教育課程、また実習等については、担当者会議、委員会等を組織し、責任者を定め分担している。

資料3-1-①-A「組織の長、学科長」（出典：「基本規則」）

（組織の長）

第32条 本学の次の組織に次の長を置く。

- (1) 学部 学部長
- (2) 研究科 研究科長
- (3) 図書館 図書館長
- (4) 地域研究交流センター 地域研究交流センター長
- (5) キャリアサポートセンター キャリアサポートセンター長
- (6) 保健センター 保健センター長

2 前項各号の長に関し必要な事項は、別に定める。

（学科長）

第33条 第23条第1項に規定する学科に学科長を置くことができる。

2 学科長に関し必要な事項は、別に定める。

【分析結果とその根拠理由】

山梨県立大学基本規則に、学部長、研究科長を置き、学科長を置くことができると定められ、大学および学部・研究科の教育理念に基づき、教員組織が編制されている。学部及び研究科にはそれぞれ学部長、研究科長を、附属組織にはセンター長等を置くとともに、国際政策学部長及び人間福祉学部長の下には学科長を置き（看護学部は単一学科）各組織の責任体制を明確にしている。

以上により、教員組織編制のための基本規則を定め、これに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織が編制されていると判断する。

観点3-1-②： 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

学士課程における教員構成は大学現況票及び次表に示すとおり、大学の教育研究上の目的を達成するため、大学設置基準に定める必要な教員数を満たしている（資料3-1-②-A・B・C）。

学部必修科目の担当状況に関しては、教育上主要と認める授業科目のほとんどは専任の教授または准教授等が担当しており、また、各学部の教育課程を遂行するための教員が専門分野ごとに確保されている（資料3-1-②-D）。

資料3-1-②-A「国際政策学部・学科別教授、准教授、講師、助教、助手数」（H30.5.1現在）

学 部	学科・センター	教授	准教授	講師	助教	計	基準	助手
国際政策学部	総合政策	7	6	0	0	13	10	0
	国際コミュニケーション	7	6	2	0	16	10	0
	国際教育研究センター	0	2	0	1	3		0
国際政策学部合計		14	14	2	1	32	20	0

資料3-1-②-B「人間福祉学部・学科別教授、准教授、講師、助教、助手数」（H30.5.1.現在）

学部	学科	区分	教授	准教授	講師	助教	計	基準	助手
人間福祉学部	福祉 コミュニティ	社会福祉(SW)	4	1	2	0	7	10	0
		精神保健福祉(PSW)	3	1	0	0	4		0
		高齢者福祉・介護(CW)	1	2	1	0	4		0
		その他福祉・教職関連	0	1	0	0	1		0
		学科計	8	5	3	0	16		0
	人間 形成	保育・幼児教育・教育	3	6	0	0	9	6	0
		学科計	3	6	0	0	9		0
人間福祉学部合計			11	11	3	0	25	16	0

資料3-1-②-C「看護学部、教授、准教授、講師、助教、助手数」（H30.5.1現在）

学部	学科	分野領域	教授	准教授	講師	助教	計	基準	助手
看護学部	看護	看護関連科学	2	2	0	0	4	12	0
		基礎看護学	2	0	2	1	5		0
		地域看護学	2	3	2	1	8		0
		精神看護学	1	1	0	2	4		0
		母性看護学	2	1	0	0	3		2
		小児看護学	0	1	2	0	3		0

	成人看護学	3	2	3	1	9		0
	老年看護学	1	1	1	0	3		1
	看護管理学	1	0	0	0	1		0
	看護教育学	0	0	0	0	0		0
	外国語	0	1	0	0	1		0
看護学部合計		14	12	10	5	41	12	3

資料3-1-②-D 主要授業科目の担当教員の割合（平成29年度）

学部・学科	科目担当者						
	主要科目数	教授	准教授	講師	助教	専任割合	非常勤講師
国際政策学部							
総合政策学科	18	10	8	0	0	100%	0
国際コミュニティ学科	18	10	8	0	0	100%	0
人間福祉学部							
福祉コミュニティ学科	3	3	0	0	0	100%	0
人間形成学科	6	3	3	0	0	100%	0
看護学部							
看護学科	64	36	17	5	0	90.6%	6

【分析結果とその根拠理由】

学部の教員組織は、大学設置基準に定められている教員数を満たしている。学部の教育課程を遂行するための教員が専門分野ごとに確保されており、学部の必修科目には教授、准教授が配置されている。

以上により、学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保され、また、教育上主要と認められる授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

観点3-1-③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点到に係る状況】

看護学研究科（修士課程）における教員構成は、大学現況票及び次表に示すとおりであり、研究指導教員11人、研究指導補助教員10人を配置しており、大学院設置基準に定める必要な研究指導教員数及び研究指導補助教員数を確保している（資料3-1-③-A）。なお、専門分野別教員編制も以下の表のとおりとなっている（資料3-1-③-B）。

資料3-1-③-A「大学院の教員配置」（平成30年5月1日現在）

	研究指導教員	研究指導補助教員	計	備 考
教 授	11	1	12	入学定員10人
准教授	0	8	8	
講 師	0	1	1	
助 教	0	0	0	

計	11	10	21	
---	----	----	----	--

資料 3-1-③-B「看護学研究科専門分野別教員編制」(平成 30 年 5 月 1 日現在)

専門分野	教 授	准教授	講 師	助 教	助 手	計	非常勤講師
基礎看護学	2					2	
地域看護学	2	1				3	
在宅看護学	1	2				3	1
精神看護学	1	1				2	
老年看護学						0	
慢性期看護学	1					1	
急性期看護学	1	2	1			4	
助産学	2					2	
小児看護学						0	
感染看護学	1					1	
がん看護学						0	
看護管理学	1					1	
合 計	12	6	1			19	1

(注) 共通科目担当の准教授 2 人は除く。

【分析結果とその根拠理由】

看護学研究科においては、大学院設置基準の規定に基づく研究指導教員及び研究指導補助教員は適切に配置されている。

以上により、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

観点 3-1-④： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

教員の年齢構成は、各学部ともに 50 歳代、60 歳代がやや多い傾向にあるものの、著しい年齢構成の偏りは認められない(資料 3-1-④-A)。

教員の採用は、「山梨県立大学教員選考規程」に基づいて公募し、教員選考委員会で審査、人事教授会の審議を経て候補者を選考している。教員の任期については、「山梨県立大学教職員任期規程」により任期を定めて採用することができる。平成 30 年 5 月 1 日現在、国際政策学部には 2 人の任期付き教員が採用されている。外国籍教員の推移はここ数年漸増しており、全員が国際政策学部の所属である(資料 3-1-④-B)。

また、専任教員に準じて学生の教育指導を行う特任教員が看護学部で 1 人、人間福祉学部で 2 人、キャリアサポートセンターで 2 人採用されている。

国内外の研修に関しては、「山梨県立大学教職員研修規程」及び「山梨県立大学教員特別研修派遣要項」で定め

られ、平成 29 年度においても教員 1 人が 1 年間の長期研修に派遣されている（別添資料 3-1-④-1）。なお、各学部の特性により、3 か月を超える研修期間の確保が困難であることや、若手教員については授業や実習指導等のため研究時間の確保が困難という現状に鑑み、新たに「教員短期特別研修制度」が制定され、平成 30 年度より施行されている（別添資料 3-1-④-2）。

資料 3-1-④-A「学部別専任教員の年齢別分布と性別・職位」(平成 30.5.1 現在)

学部	年 齢	教員数 (%)	性別内訳(%)		職位別内訳(%)				
			男性	女性	教授	准教授	講師	助教	助手
国際政策学部	60～65	4(12.5)	3	1	4	0	0	0	0
	50～59	16(50.0)	11	5	9	7	0	0	0
	40～49	8(25.0)	8	0	1	5	2	0	0
	～39	4(12.5)	2	2	0	2	1	1	0
	計	32	25(78.1)	7(21.9)	14(43.8)	13(40.6)	4(12.5)	1(3.1)	0(0.0)
人間福祉学部	60～65	7(28.0)	4	3	5	2	0	0	0
	50～59	9(36.0)	4	5	6	2	1	0	0
	40～49	6(24.0)	3	3	0	5	1	0	0
	～39	3(12.0)	2	1	0	2	1	0	0
	計	25	13(52.0)	12(48.0)	11(44.0)	11(44.0)	3(12.0)	0(0.0)	0(0.0)
看護学部	60～65	7(15.9)	1	6	6	1	0	0	0
	50～59	23(52.3)	2	21	8	9	5	1	0
	40～49	10(22.7)	1	9	0	2	5	1	2
	～39	4(9.1)	3	1	0	0	0	3	1
	計	44	7(15.9)	37(84.1)	11(25.0)	11(25.0)	14(31.8)	5(11.4)	3(6.8)
総計		101	45(44.6)	56(55.4)	36(35.6)	35(34.7)	21(20.8)	6(5.9)	3(3.0)

資料 3-1-④-B「外国籍教員の推移」(各年度 5 月 1 日現在)

学 科 名	職位/年度	24	25	26	27	28	29	30
総合政策	教授		1	1	1	1	1	1
	准教授	2	1	1	1	2	2	2
	講師							
	計	2	2	2	2	3	3	3
国際コミュニケーション	教授	1	1	2	2	2	2	2
	准教授	1	1					
	講師							
	計	2	2	2	2	2	2	2
国際教育研究センター	教授							
	准教授							1
	講師				1	1	1	
	計				1	1	1	1
合計		4	4	4	5	6	6	6

＜別添資料＞

3-1-④-1 山梨県立大学教員特別研修派遣要項

3-1-④-2 山梨県立大学教員短期特別研修取扱要項

【分析結果とその根拠理由】

公募による教員の採用、任期付き教員の採用、特任教員の採用、教員長期研修や学部特性を考慮した教員短期特別研修制度の制定などにより、教員組織の活動を活性化している。また、教員の年齢構成は、50 歳代、60 歳代が多い傾向になっているが、若い教員の採用も行われている。

以上により、大学の目的に応じて教員組織の活動をより活性化させるための措置は講じられているものと判断する。

3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。

観点 3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

学長は毎年度、大学としての全学的な人事方針を策定・公表している（別添資料 3-2-①-1）。

教員の採用及び昇任人事については、各学部の人事教授会は、「山梨県立大学教員選考規程」と 3 学部が定める「教員選考基準」に基づき、人事教授会に設置された教員選考委員会で職位に応じた候補者の審査を行い、教育研究審議会での審議を経て、学長が決定している（別添資料 3-2-①-2～5）。選考委員会では個人調書と研究業績等によって基本審査を行い、模擬授業を含む面接を実施し、教育能力をはじめとする専任教員としての能力を客観的に評価している。

なお、教員の教育上の指導能力の評価は、学部では毎年度実施している「教員業績評価」（観点 3-2-②で後述）において、看護学研究科では「看護学研究科指導教員資格審査基準」を定め、指導教員の審査を行い配置している。（別添資料 3-2-①-6）。

＜別添資料＞

3-2-①-1 平成 30 年度人事方針

3-2-①-2 山梨県立大学教員選考規程

3-2-①-3 山梨県立大学国際政策学部教員選考及び昇任基準

3-2-①-4 山梨県立大学人間福祉学部教員選考及び昇任基準

3-2-①-5 山梨県立大学看護学部教員選考及び昇任基準

3-2-①-6 看護学研究科指導教員資格審査基準

【分析結果とその根拠理由】

教員選考規程、各学部の選考基準により、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切な運用がなされている。また、教員の教育上あるいは教育研究上の指導能力の評価が実施されている。

以上により、教員の採用基準や昇格基準等が定められ、適切に運用がなされており、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われていると判断する。

観点3-2-②： 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点到に係る状況】

教員の教育・研究活動については、平成28年度から本格的に「教員業績評価」をスタートさせている（別添資料3-2-②-1）。各教員は、自己評価書を作成し、毎年7月末日までに学部長・研究科長に提出する。学部長・研究科長は、この自己評価書を各学部・研究科が定めた評価基準（別添資料3-2-②-2）に則り、一次評価を行い、二次評価者である学長に9月末日までに提出、学長が最終評価を行うものである（別添資料3-2-②-3）。3段階＜S（特に優れている）・A（良好である：標準）・B（努力が必要）＞の評価結果は、学長表彰、教員特別研修派遣者、学長配分の個人研究費、昇任、昇格、給与の決定等に反映させている（別添資料3-2-②-4）。

なお、評価結果について不服申し立てがあり、学長がこれを受理した場合、学長は「山梨県立大学教員業績評価審査委員会」を開催し審査を行っている（別添資料3-2-②-5）。また、評価結果が「B（努力が必要）」の教員に対しては、当該教員の教育研究活動を熟知している学部長・研究科長等が個別に指導を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

教員の教育研究活動については、各教員が逐次更新する『大学ウェブサイト』の教員プロフィールを社会に公表するとともに、これを基礎資料とし各教員が作成した自己評価書に基づく「教員業績評価」を毎年実施し、最終評価結果を学長表彰、昇任、昇格、教員研究費の配分、給与等に反映させている。なお、評価結果の芳しくなかった教員には学部長等が個別指導を行っている。

以上のことから、教員の教育活動及び研究活動に関する評価が継続的に行われ、また、その結果把握された事項について適切な取組がなされていると判断する。

＜別添資料＞

- 3-2-②-1 「平成30年度教員業績評価について」（要項・自己評価書フォーマット）
- 3-2-②-2 各学部・研究科が定めた評価基準
- 3-2-②-3 最終評価結果
- 3-2-②-4 平成28.29年度優秀教員被表彰者一覧
- 3-2-②-5 山梨県立大学教員業績評価審査委員会の設置及び運営に関する要綱

観点3-3-①： 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

学部の教育課程を展開するうえで必要な事務職員が学務課と池田事務室に配置され、学部運営、学内授業、実習授業、国家試験対策等について支援を行っている(資料 3-3-①-A)。正規の事務職員については、県派遣職員からプロパー職員への変更を進めている。学部教育において大きな比重を占める実習教育について、看護学部では実習助手(常勤・非正規職員)が配置されている。また、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間、大学院生のティーチング・アシスタントを 12 人活用している(資料 3-3-①-B)。人間福祉学部でも実習教育の充実を図るため、社会福祉士課程の全教員が実習教育の指導を分担し、さらに地域で活躍する実践家 3 名を実習指導の非常勤講師として採用し、指導の充実を図ってきた。また、介護福祉士課程では非常勤の実習助手を雇用して実習教育の充実を図っている。

情報関係の支援を行うヘルプデスク担当者が各キャンパスに 1 名ずつ配置され、教員、学生の支援を行っている。

資料 3-3-①-A 「教育活動を展開する上での教育支援者一覧(平成 30 年 5 月 1 日)」

部 局 等	支援内容	飯田キャンパス		池田キャンパス	合 計
		国際政策学部	人間福祉学部	看護学部	
事 務 職	学務課	10		10	19
	池田事務室				
	実習授業・国家試験対策等	3(兼任)		4(兼任)	7(兼任)
	図書館	3		4	7
教 員	ヘルプデスク	1		1	2
	実習助手	0	1	9	10
	非常勤講師	0	3	0	3

資料 3-3-①-B T A 等教育補助者(大学院看護学研究科)

年度	実績(人数)	業務内容
25	10	演習進行の補助、機材準備、資料作成 実習補助、資料作成、アンケート等まとめ 学内技術演習の指導 臨地実習指導の補助
26	0	
27	0	
28	0	
29	2	実習指導(基礎看護学実習Ⅱ)補助

【分析結果とその根拠理由】

看護学部では、実習に必要な実習助手が配置されている。また、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間、大学院生のティーチング・アシスタントを 12 人活用している。人間福祉学部においても、非常勤実習助手の採用などにより、教育課程を遂行するうえで必要な事務職員等の教育支援者等を適切に配置している。

以上により、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置され、また、

TAなどの教育補助者の活用が図られていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 教員の教育研究の活性化のために、若手教員からの意見聴取に対応して長期研修制度（教員特別研修制度）のほかに、ごく短期の期間（一週間～一ヶ月）においても研修が取れる制度（教員短期特別研修制度）を実施している。
- 教員業績評価では、各教員の『大学ウェブサイト』の教員プロフィールの更新、これを基礎データとした各教員の「自己評価書」の作成・提出に基づき、学部長・研究科長が一次評価を行い、学長が最終評価を行っている。評価結果は、学長表彰、昇任、昇格、教員研究費の配分、給与等に反映させるなど、教員の自己研鑽及び教育活動改善につなげる仕組みを構築している。

【改善を要する点】

該当なし

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①: 入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学では、教育の理念・目的、教育目標に沿って入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）を定め、『大学ウェブサイト』、『大学案内（紙版及びデジタルパンフレット版）』などに掲載している（資料 4-1-①-A, B）。

学士課程では、平成 28 年度に教育の質向上・充実等を目的として 3 つの方針（学位授与の方針、教育課程編成の方針、入学者受入の方針）の見直しを行った。それに伴い本学の入学者受入の方針のもと、求める人材像を明確にした各学部のアドミSSION・ポリシーを定め大学ウェブサイトにおいて明示している。

また、大学院課程においても、学士課程と同様に平成 28 年度に 3 ポリシーの見直しを行い、アドミSSION・ポリシーを定めている。

資料 4-1-①-A 入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）

○大学

本学の学位授与方針及び教育課程編成・実施方針を踏まえ、入学者選抜の方針を次のように定める。

<入学前能力>

1. 高等学校レベルの基礎的な知識・技能とともに、思考力、判断力、表現力及び協調性を身に付けている。

<入学後能力>

2. 入学後にグローバルな知と資格教育による専門職に必要な資質能力を身に付けることができる。

<評価方法>

3. 入学者選抜においては、調査書のほか資格・検定試験の成績を加味しながら、確かな学力を評価するための小論文と面接を重視する。

○国際政策学部

国際政策学部では、入学者受入の方針を、入学前に身に付けておくことが期待される能力を、入学前能力、入学後能力に分け、次のように定めている。

<入学前能力>

1. 【意欲】 みずからの将来を見据え、能動的に努力できること、かつ、具体的に取り組んでいること。
2. 【能力】 学修のための基礎的能力を有し、論理的・創造的な思考を表現できる能力を有していること。
3. 【志向】 学部・学科・コースの目的や教育内容を理解し自身の将来と結びつけて考えていること。

<入学後能力>

4. 入学前能力をさらに伸ばし教育目標に定められた資質能力を身に付けることができる。

<評価方法>

5. 入学者選抜においては、多様な人材を選抜するため推薦入試・社会人入試・外国人留学生特別選抜・帰国生徒等特別選抜・一般選抜・編入試験を実施する。各選抜においては意欲・能力・志向を測定するために、学力試験、出願書類、小論文、面接によって評価する。

○人間福祉学部

人間福祉学部は、大学での学修の前提となる基礎的学力と、人への共感性・コミュニケーション力を備え、福祉社会の発展への貢献や子どもの発達と幸福の支援等、社会貢献への意欲と関心を持った学生を選抜することを基本とします。

これにもとづき、各学科では、以下のような学生を受け入れます。

＜福祉コミュニティ学科＞

- ・大学での学修の基礎的学力を前提として、社会福祉、介護福祉、精神保健福祉等の福祉の専門分野の学修に関心と意欲が強い人
- ・社会の向上、人類の福祉の発展に貢献することに関心のある人
- ・様々な困難を抱えた人々への共感性のある人
- ・基礎的なコミュニケーション能力、協調性のある人

＜人間形成学科＞

- ・大学での学修の基礎的学力を前提として、子どもの教育・保育、子ども福祉、家庭支援の学修に関心が高い人
- ・社会の向上、子どもの発達と幸福に貢献する意欲のある人
- ・子どもや育児不安に悩む対象者への共感性のある人
- ・基礎的なコミュニケーション能力、協調性のある人

○看護学部

看護学部では「求める学生像」を以下のように明示している。

1. 人間や社会に強い関心がある人
2. 人を尊重し、よりよい人間関係を築こうとする人
3. 客観的・論理的思考ができ、自分の考えや感じたことを分かりやすく表現できる人
4. 主体的な学習態度と基礎学力が身についている人
5. 看護に強い関心がある人

○看護学研究科

看護学研究科では教育目的の実現に向けて、次のような意欲と能力を持った学生の入学を期待して入学者選抜を行います。

1. 看護学の学修及び看護の実践から生じた問題意識を持ち、大学院で学修・研究する明確な意思と、そのために必要な学力のある人
2. 看護実践の開発・改善に向けて学究的に取り組もうという意欲を持った人
3. 高度看護実践者、看護学教育者、看護学研究者として社会に貢献しようという意欲を持った人
4. 看護学と看護実践を高く価値づけ、看護界のリーダーとして活動する意欲を持った人

資料4-1-①-B 大学・学士課程・大学院課程のアドミッション・ポリシー

大学全体：<http://www.yamanashi-ken.ac.jp/exam/documents/pamphlet>

学士課程：<http://www.yamanashi-ken.ac.jp/info/corporation/education/3policies>

大学院課程：http://www.yamanashi-ken.ac.jp/info/corporation/education/3policies#kangoin_1

大学案内：<http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/2019daigakuannai.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教育の理念・目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定めており、学内外に明示している。

以上により、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められていると判断する。

観点 4-1-②： 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点に係る状況】

学士課程では、学科ごとに定めたアドミッション・ポリシーをもとに、「入学者基本方針」を明示し、これに沿った学生を確保するために一般選抜（前期日程・後期日程）、特別選抜、3年次編入学等多様な選抜を行っている（資料 4-1-②-A）。

一般選抜では、大学入試センター試験（国際政策学部・人間福祉学部：3教科3科目、看護学部：5教科6科目）の成績と個別学力検査（小論文試験・面接試験）の合計点を基に選抜している。

国際政策学部及び人間福祉学部の特別選抜では、推薦入試、帰国生徒（中国引揚者等含む）特別選抜、社会人入試、外国人留学生特別選抜を実施しており、看護学部の特別選抜では、推薦入試（社会人入試を含む）を実施している。推薦入学試験においては、3学部とも学校長の推薦を出願資格とし、小論文試験、面接試験を課している。国際政策学部の面接試験には英語による質疑応答を含めている。社会人入試は、小論文試験と面接試験及び出願書類（自己推薦書、履歴書）の内容を総合して入学者を選抜しているが、国際政策学部の面接試験には推薦入学と同様、英語による質疑応答を含めている（資料 4-1-②-B）。

看護学研究科でも、アドミッション・ポリシーに沿って学生を受け入れるために、一般選抜、社会人特別選抜を実施している。

資料 4-1-②-A 学生の受入方針

『平成 30 年度入学者選抜要項』

http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/30_youkou.pdf

『平成 30 年度学生募集要項』

一般選抜 http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/30_boshuyoukou1.pdf

特別選抜 http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/30_boshuyoukou2.pdf

3年次編入 http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/30_boshuyoukou3.pdf

『平成 30 年度研究科学生募集要項』

http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/h30_daigakuin_bosyu.pdf

資料 4-1-②-B 試験問題

平成 29 年度山梨県立大学入学試験問題例（特別選抜・社会人・一般選抜試験）

国際政策学部 特別選抜

http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/h29_kokusai_kakomon_toku.pdf

人間福祉学部福祉コミュニティ学科 3年次編入

http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/h29_fukushi_kakomon_hennyu.pdf

看護学部 一般選抜

http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/h29_kango_kakomon_zenki.pdf

【分析結果とその根拠理由】

本学では、学部・研究科におけるすべての試験において個別学力検査（小論文試験、面接試験）を課している。小論文試験では、受験者の多様な能力の測定が可能になるよう問題作成に工夫を凝らしている。記憶したことを単に羅列するだけでなく、自ら主体的に思考したことを的確に表現できるかについても評価している。つまり、学力の3要素のうち、①知識・技能を踏まえ、②思考・判断・表現力、③主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度を多面的・総合的に評価することのできる入学者選抜が可能となっている。

以上により、入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

観点 4－1－③： 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点到係る状況】

本学は、入学者選抜制度等の基本的な方針の検討及び検証を行う組織として入試本部を設置している。入試本部長、各学部長、研究科長、全学入試委員会委員長、各学部入試企画委員長、学務課長、池田事務室長、本部長が指名した者で構成された入試本部会議において、入学者選抜に係る方針、年間の入学選抜実施計画、選抜方式別の入学後の成績の分析等を実施している（資料 4-1-③-A）・（資料 4-1-③-B）。

大学入試センター試験は、全体統括責任者を学長とし、試験実施本部である入試本部長の下、本部員、監督者、案内係等の役割分担を明確にした全学体制で実施している（別添資料 4-1-③-1）。

特別選抜、一般選抜（前期日程・後期日程）3年次編入学試験についても同様、全体統括責任者を学長とし、入試本部長の下3学部の学部長を各キャンパス（飯田・池田）の入試本部長とし、学部入試企画委員長・副委員長、入試委員で構成される入試企画委員会を置いて選抜が実施されている（別添資料 4-1-③-2）。

入学者選抜の実施にあたっては、各学部の入試企画委員長の下に、問題作成・採点委員が選考され、問題の作成が行われ、ミス防止のため、入試企画委員が入試問題の点検・推敲業務に当たっている。

本学では、平成28年度に『アドミッションズ・センター』を池田キャンパスに開設した。平成30年2月に、アドミッション・ポリシーに沿った入学志願者の開拓及び優れた入学者の確保のための具体的方策を企画・立案し、本学の入学者選抜の充実に資することを目的とした『アドミッションズ・センター規程』を策定する等入試実施体制を整えた（資料 4-1-③-C）。これを踏まえ、当センター機能の充実・強化を図るため、アドミッションズ・センター長は、平成30年4月に本センター規程第4条（3）項に基づく教員3名を指名し、当センターが今後強化して取り組むべき業務（①入試に関するデータの統計・調査・分析、②入試広報活動等）について提示、平成30年度より活動をスタートさせた（別添資料 4-1-③-3）。

各試験の結果に基づく合否は、入試企画委員会が合否判定資料を整え、学部入試企画委員会が作成した入試合否判定案に基づき、各学部判定教授会で審議・決定し、入試本部長、全学入試委員長、各学部入試企画委員長等で構成する全学入試委員会の「合否判定会」で決定、学長への報告をもって正式決定としている。

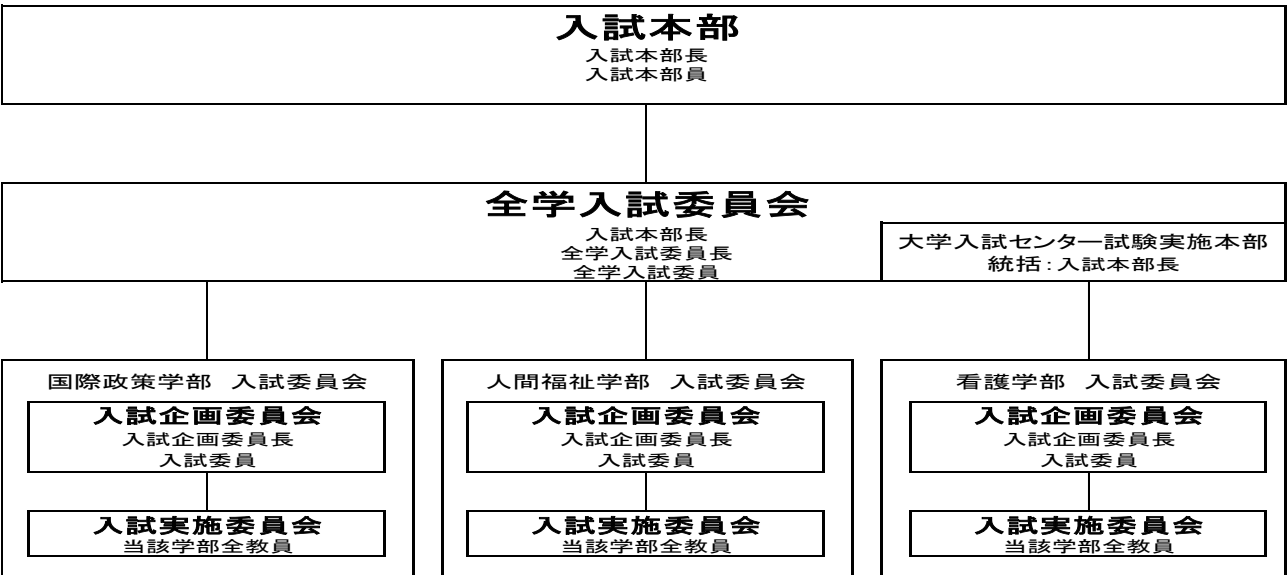
看護学研究科の入学者選抜は、学長及び入試本部長の体制下で、研究科長を総括責任者とし、入試企画委員会を中心に、研究科の教員が役割を分担して実施している。各試験の結果に基づく合否は、入試企画委員会が合否判定資料を整え、研究科教授会で決定している（資料 4-1-③-D）。

資料 4-1-③-A 入学者選抜の実施体制（出典：「入試本部規程」等）

組織	部局	活動内容（規程）
入試本部	法人本部	公立大学法人山梨県立大学入試本部規程 （趣旨） 第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第17条第2項の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学入試本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。 （目的） 第2条 本部は、次の各号に掲げる入学者選抜に関する事項及び大学入試センター試験の実施に関する基本的事項について検討し実施する。 （1）入学者選抜制度に関する事項 （2）個別学力試験等に関する基本的事項 （3）入学者選抜の広報に関する事項 （4）その他入学者選抜に関する重要事項 （組織） 第3条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 （1）理事（教育・厚生）※ 入試担当理事 （2）各学部長・研究科長 （3）入試委員長 （4）各学部入試企画委員長 （5）学務課長 （6）池田事務室長 （7）本部長が指名した者
入試委員会	入試本部	公立大学法人山梨県立大学入試本部入試委員会要項 （趣旨） 第1条 この要項は、公立大学法人山梨県立大学入試本部規程第8条第2項の規定に基づき、入試委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。 （任務） 第2条 委員会は、入学者選抜に関する、次の事項を審議する。 （1）大学入試センター試験に関する事項 （2）個別学力試験（前期日程試験、後期日程試験等）に関する事項 （3）その他入学者選抜に関する事項

資料 4-1-③-B 平成 30 年度入試体制

平成30(2018)年度 入試体制



資料 4-1-③-C 「アドミSSIONS・センター規程」(抜粋)

第3条(業務) センターは、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 入学者選抜試験の実施に関する事項
- (2) 入学者選抜の改善に係る調査・分析に関する事項
- (3) 入学者選抜に係る広報に関する事項
- (4) 入学者選抜に関する事項
(構成)
 - (1) センター長 ※ 入試本部長
 - (2) 副センター長 ※ 入試委員長
 - (3) 教員
 - (4) 事務職員
 - (5) その他必要な職員

資料 4-1-③-D 各学部、研究科の入学者選抜の実施体制 (入試本部作成)

事項	国際政策学部	人間福祉学部	看護学部	看護研究科
問題作成	問題作成委員	問題作成委員会	問題作成・採点委員	問題作成委員
問題評価	問題評価委員	試験問題検討会議	入試企画委員会	問題評価委員
問題校正	問題評価委員	問題校正委員会	入試企画委員会	問題校閲委員
問題管理	入試企画委員会	入試企画委員会	入試企画委員会	入試企画委員会
実施体制	入試本部長	入試本部長	入試本部長	入試本部長
総括責任者	学部長	学部長	学部長	研究科長
準備	入試実施委員会・学務課入試担当	入試実施委員会・学務課入試担当	入試実施委員会・池田事務室入試担当	入試企画委員会・池田事務室入試担当

実施	実施委員	学部	実施委員	実施委員
危機対応	入試企画委員会	入試企画委員会	入試企画委員会	入試企画委員会
採点	審査委員	採点委員	問題作成・採点委員	実施委員
判定資料作成	入試企画委員会	入試企画委員会	入試企画委員	入試企画委員会
判定案作成	合否判定会	合否判定会	合否判定会	入試企画委員会
判定	学部教授会	学部教授会	学部教授会	研究科教授会
発表	学務課入試担当	学務課入試担当	学務課入試担当	池田事務室入試担当
試験問題公表	学務課入試担当	学務課入試担当	学務課入試担当	池田事務室入試担当

＜別添資料＞

4-1-③-1 平成 30 年度大学入学者選抜大学入試センター試験 試験実施・業務処理要領（山梨県立大学）

4-1-③-2 平成 30 年度入学者選抜実施要領（山梨県立大学）

4-1-③-3 アドミSSIONS・センターの業務について

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜に関する実施体制は、各学部、研究科が選抜方法別に定める実施要項に示されている。

各学部、研究科の入学者選抜は入試本部長の体制下で、各学部長、研究科長及び各学部・研究科入試企画委員会を中心として、役割分担し実施している。また、合否判定は、各学部・研究科教授会で決定し、全学的な組織である「入試本部合否判定会」で最終決定としている。

以上により、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

観点 4-1-④： 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

アドミSSION・ポリシーに沿った入学者の確保が適切に行われたかを検証する仕組みとして、これまで学部単位で行っていた入学生の入学試験結果と入学後の成績との関連分析を、平成 29 年度からは入試委員会で一斉にスタートさせた（別添資料 4-1-④-1）。具体的には、平成 28 年度の入学者について、入試区分別試験結果と GPA 分布の関係を分析したものである。今回の分析により、入試区分と入学後の成績との関連をエビデンスに基づく情報として得ることができた。引き続き、平成 28 年度入学生の 2 年次の成績との関連についても分析を継続するとともに、平成 29 年度入学生についても分析を開始している。

また、平成 25 年度から毎年 4 月に 3 学部の入学者に対して入試に関するアンケート（別添資料 4-1-④-2）を実施している。入試委員会では、実際に本学に入学した者のアンケート結果から入学者選抜の検証を行い、結果を各学部教授会で全教員に周知している。各学部等においても、提供された情報や修学状況等からアドミSSION・ポリシーに沿った学生の受け入れができているかを検証し、改善のための資料として活用している。

看護学研究科では、毎年度院生との意見交換会を実施しているが、入学試験に対するアンケートは行っていない。

＜別添資料＞

4-1-④-1 2016 年度入学生の入学試験結果と GPA との関連追跡分析結果

4-1-④-2 入試アンケート結果

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシーに沿った入学者の確保が適切に行われたかを検証する仕組みとして、入学者選抜方式別の入学後の成績分析について入試本部、入試委員会を中心に企画、実施する体制を整備している。また、3 学部の入学者全員を対象に毎年 4 月に実施している入試アンケート結果を入学者選抜改革に活用している。

以上により、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取り組みが行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

観点 4-2-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

平成 26～30 年度の 5 年間の入学定員充足率（編入学を除く）は、国際政策学部では 1.23、1.06、1.14、1.11、1.25 であり、平均は 1.16、人間福祉学部は、1.09、1.20、1.11、1.11、1.09 であり、平均は 1.12、看護学部は、1.00、1.00、1.00、1.04、1.00 であり、平均は 1.01 である。

また、3 年次編入学の入学定員充足率は、国際政策学部、人間福祉学部の 2 学部とも 1.0 を下回っている現状にある。人間福祉学部については、これまで数年に渡り現状分析を継続してきたが、編入学試験廃止も含め、結論を検証している。

看護学研究科における 5 年間の入学定員充足率は 0.80、0.90、0.70、0.90、0.70 で、平均は 0.80 である。

入学定員を若干下回るという状況ではあるものの、大学院ホームページの更新、複数回のオープンキャンパスの実施、病院などに出向いてサテライト形式での実施など、多方面からの大学院広報により、改善傾向にある。

【分析結果とその根拠理由】

本学においては、すべての学部で入学定員を充足しており、入学定員を大幅に超える、または下回るという状況にはない。その一方で、看護学研究科が若干定員を下回っているが、現在、多方面からの大学院広報活動を展開しているため、本活動を継続させていく必要がある。

以上により、実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況にはなっておらず、入学定員と入学者数との関係の適正化が図られていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

該当なし

【改善を要する点】

- 国際政策学部及び人間福祉学部における 3 年次編入学の入学定員充足率が低いことについては、検討結果を踏まえ方向性を明確にする必要がある。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点5-1-①: 教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学は、本学の理念・目的及び教育目標を踏まえ、大学及び各学部等において教育理念・目標等に基づく「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」を定め、その目標を達成するための「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」に基づいて教育課程を編成し明示している(資料5-1-①-A)。

全学レベルにおいては、学士(専門分野)に係る学修成果を身に付けるための教育プログラムとして、次の方針に基づき教育課程を編成し実施することを掲げている。

<総合性に関する方針>

1. 各専門分野を構成する多様な研究領域のつながりを考慮した専門分野の「総合性」を実現する。

<順次性に関する方針>

2. 授業科目区分と履修単位を組み合わせ年次ごとに系統的な学修を促す「順次性」を実現する。

<実施に関する方針>

3. 学生の主体的な学びや深い学びあるいは能動的な学修を促す「体験性」を実現する。

学部・学科レベルでは、カリキュラムの総合性に関する方針、順次性に関する方針及び実施に関する方針の3つの柱に即して、それぞれの教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を定めている。

これらの内容は大学ウェブサイトにも明記し、学生に周知を図っている。また、受験生向けの『大学案内』や「オープンキャンパス」および「大学説明会」でも公表している。

資料5-1-①-A 各学部の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)

教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)

<国際政策学部>

- ・「行動する国際人」の育成を行うため、地域マネジメントコース、国際ビジネス・観光コース、国際コミュニケーションコースの3コースを設置し、それぞれのコース目的に即した科目を配置する。
- ・学年進行に合わせて、基礎力から展開力を育成する科目を順次履修できるように配置する。
- ・実践知を探究しつつ行動する国際人を育成するため、体系的な知識を身につける学修をするとともに、学外での活動や少人数で能動的に学修することを重視する。そのため、在学中に学外(地域・海外)に出て行う演習を必修とするとともに、少人数演習・能動的学修が各学年で実現できるようにする。

<人間福祉学部>

- ・外国語や情報リテラシーなど将来にわたる学びの基礎となる知識・技能、および人間と文化・社会・自然などについての幅広い教養の修得
- ・専門分野(社会福祉・子どもの教育・保育)に関する理論的・実践的な知識・技術の修得
- ・人間に対する深い共感的理解と、誰もが人間らしく、またその人らしく生活できる社会づくりに貢献できる力の修得

- ・社会福祉や子育てに関わる地域社会の諸課題を発見し、その解決に向けて多角的な視点から考え、実践する力の修得
- ・すぐれたコミュニケーション能力と、多様な他者と協働する力の修得

＜看護学部＞

地域に貢献できる人材育成（看護師、保健師、助産師、養護教諭一種）の教育課程について、以下の4領域からなるカリキュラム構造の中に授業科目として配置され、教養教育と学部専門教育が相互に関連しながら4年時まで積み上がり統合できるよう配置されている。

- ①人間存在領域(Personal Area):看護の基本概念である人間や社会、及び健康に関連した知を探究する領域。
- ②実践領域(Art Area):看護実践の基盤となる理論や看護実践の向上に関連した知を探究する領域。
- ③研究領域(Research Area):看護の現象や看護実践の根拠に関連した知を探究する領域。
- ④哲学・倫理領域(Philosophical and Ethical Area):看護を取り巻く倫理的な課題や規範に関連した知を探究する領域。

【分析結果とその根拠理由】

大学及びすべての学部・学科において、「学位授与の方針（ディプロマポリシー）」に掲げられた目標を達成するための「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を定めている。

以上により、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められていると判断する。

観点5-1-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

教育課程は、「全学共通科目」と「学部専門科目」から編成されている。

「全学共通科目」は、教養教育の目標に沿って3学部の共通科目として編成し、「スタートアップセミナー」、「基礎科目」、「教養科目」、「学部開放科目」、「自由科目」の5つの科目群で構成している。教養教育の単位数は、各学部の卒業要件となる単位数の4分の1程度、約30単位として設定している。全学共通科目の中で「学部開放科目」は、学部専門科目における学部教養科目の一部から配置され、3学部の学生が他の学部の専門科目を履修できる体系となっている。

他方、学部専門教育は、「学部専門科目」と、「学部教養科目」から編成されている。それぞれの学部等における教育課程の特徴は、次のようになる（資料5-1-②-A）。

資料5-1-②-A 各学部・学科の教育課程の体系的な編成の特徴（各学部作成資料）

〔国際政策学部〕

国際政策学部の教育課程は学科別に、導入科目、学部教養科目、基礎科目、展開科目／基幹科目、演習科目、関連科目、外国語科目を配置し、導入的基礎的科目から展開科目／基幹科目へと、系統的・段階的に関連づけて学習できるように編成している。

総合政策学科では、国や自治体にとどまらず企業やNPOなどの運営も視野に入れ幅広い知識や技術を学ぶため、総合政策の導入科目、総合政策の基本的な知識や実践を学ぶ総合政策基礎科目、日本や諸外国の歴史や文化、

経済などを学ぶ学部教養科目が配置されている。また、国内外を問わず多方面で活躍できる人材を養成するために国際関係分野、地域政策分野、組織経営分野などを学ぶ総合政策展開科目、総合政策に関する実践力を培う総合政策実践演習科目の他、総合政策に関連する諸知識や技術を修得する関連科目と外国語科目の7つの科目群で構成されている。

国際コミュニケーション学科では、さまざまな場で世界の人々とコミュニケーションができ、国際的に活躍できる人材の養成をめざしていることから、国際コミュニケーションの導入科目と演習科目、総合政策学部と共通の学部教養科目、国際コミュニケーション基礎科目、国際関係分野、地域理解・地域文化分野、言語・コミュニケーション分野からなる国際コミュニケーション基幹科目の他、関連科目と外国語科目の7つの科目群で構成している。

なお、両学科とも、「自由科目」として海外等の協定校の科目、教職課程科目、他学科の科目の履修や単位を認めている。

〔人間福祉学部〕

人間福祉学部の教育課程は、学科別に学部基礎科目、専門基礎科目、専門共通科目、分野別科目、実習科目、関連科目、課題演習、特別講義を配置し、専門基礎科目から実習を含む分野別科目へと、系統的に関連付けて学習できるように編成している。

福祉コミュニティ学科では、福祉計画・福祉行政や福祉サービスなど福祉の専門分野で活躍できる人材を養成するために、社会福祉に関する基礎的・理論的知識・技術を修得するための導入科目、学部教養科目、専門基礎科目の他、人間と社会の基礎理解のための専門共通科目、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士に係る資格取得のための社会福祉(SW)、精神保健福祉(P SW)、介護福祉(CW)の分野別科目(実習科目を含む)、関連科目、課題演習と特別講義の8つの科目群で構成している。

人間形成学科では、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭、社会福祉士などの免許・資格を取得し、教育・保育の分野で活躍できる人材を養成するために、導入科目、学部教養科目、専門基礎科目、分野別科目、発展科目、実習科目、卒業研究、自由科目の8つの科目群で構成している。

〔看護学部〕

看護学部の教育課程では、看護の対象への「科学的知」と「哲学・倫理的知」とをもつて保健・医療・福祉分野の多方面で看護専門職として実践できる人材を養成するため、人間存在領域、実践領域、研究領域、哲学・倫理領域の4領域で構成している。

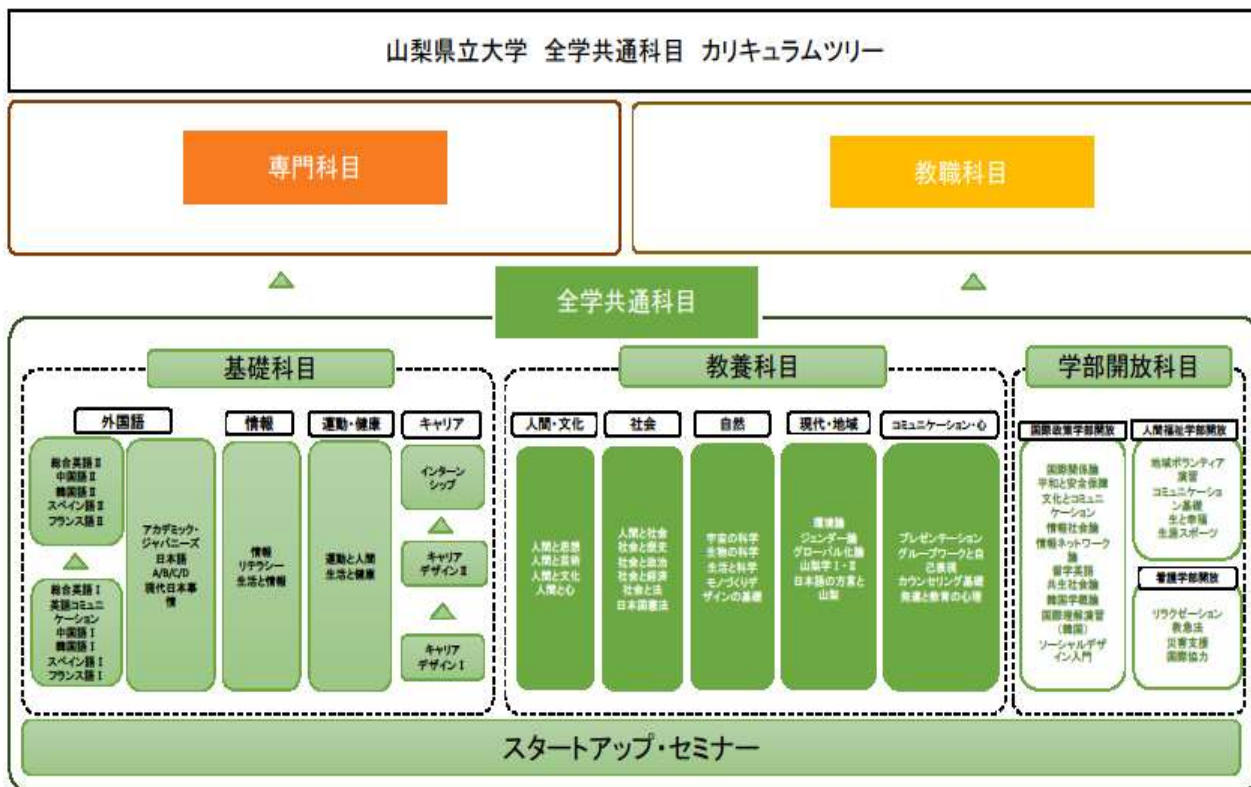
看護の基盤からより専門分野に拡充、深化する科目を配置している。また保健師、助産師、看護師の国家試験受験資格取得のための科目、養護教諭一種ならびに養護教諭二種免許状取得のための科目が配置されている。

全学共通教育、各学部の専門教育における教育課程、及び全学教職課程のそれぞれについては、カリキュラム・ツリーを作成し公表している(資料5-1-②-B,C,D)。

資料 5-1-②-B

<http://www.yamanashi-ken.ac.jp/info/corporation/education/3policies>

資料 5-1-②-C カリキュラム・ツリー(全学共通教育)



資料 5-1-②-D カリキュラム・ツリー (看護学部)

山梨県立大学 看護学部看護学科 カリキュラムツリー
特色ある4つの教育課程 学びのステップ

看護師課程(看護師国家試験受験資格:全員)				
看護師課程 (全員)	看護師課程(看護師国家試験受験資格:全員)			
養護教諭一種 免許状課程 (12名以内)	養護教諭一種免許状課程(養護教諭一種免許状取得)			
保健師課程 (30名程度)	保健師課程(保健師国家試験受験資格取得)			
助産課程 (6名程度)	助産課程(助産師国家試験受験資格取得)			
学年	1年	2年	3年	4年
全学共通科目	●基礎科目 (外国語・情報・運動と健康・キャリア形成の授業科目) ●教養科目 (人間と文化の理解・社会の理解・自然の理解・現代と地域の理解・コミュニケーションと心の理解の授業科目) ●学部開放科目 (国際関係論、平和と安全保障、留学英語、地域ボランティア演習、コミュニケーション基礎、生と幸福等)			
看護学部専門科目	人間存在領域	●必修科目 解剖生理学 病原微生物学 臨床栄養学 看護心理学 人間関係論Ⅰ いのちの社会学 生活健康科学 社会福祉学総論 保健統計学 ○選択科目 [救急法] (養) 人間工学 [リラクゼーション] [災害支援] [国際協力]	●必修科目 人間の遺伝学 公衆衛生学 ○選択科目 [救急法] (養) 性的ヘルスプロモーション 人間関係論Ⅱ [災害支援] [国際協力] [看護英語] [医療英語] [国際保健医療演習]	●必修科目 保健福祉行政学 疫学 ○選択科目 [リラクゼーション] [災害支援] 多文化社会の保健・医療・福祉 [看護英語] [医療英語] [国際保健医療演習]
	実践領域	○選択科目 [救急法] (養) 人間工学 [リラクゼーション] [災害支援] [国際協力]	実践基礎科目 ●必修科目 治療学各論Ⅰ 治療学各論Ⅱ 精神保健論 薬理学概論 臨床薬理学 看護過程展開論 ○選択科目 補完・代替医療	実践応用科目 ●必修科目 実践基礎看護技術Ⅱ 小児看護学Ⅱ 母性看護学Ⅱ 老年看護学 精神看護学 リハビリテーション看護論 小児看護学実習Ⅱ * 母性看護学実習 * 成人・老年臨床看護学実習Ⅰ * 成人・老年臨床看護学実習Ⅱ * 老年看護学実習 * 精神看護学実習 * ○選択科目 がん看護学 クリティカルケア看護論 臨床看護過程展開論 (養)
	実践領域	実践基礎科目 ●必修科目 病態治療学 看護学概論 看護理論 基礎看護技術論Ⅰ 基礎看護技術論Ⅱ ヘルスアセスメント基礎論	実践応用科目 ●必修科目 看護導入実習	実践統合科目 ●必修科目 在宅看護活動論 在宅看護論実習 * 専門職連携実習
	実践領域	実践基礎科目 ●必修科目 病態治療学 看護学概論 看護理論 基礎看護技術論Ⅰ 基礎看護技術論Ⅱ ヘルスアセスメント基礎論	実践応用科目 ●必修科目 看護導入実習	実践統合科目 ●必修科目 在宅看護活動論 在宅看護論実習 * 専門職連携実習
	実践領域	実践基礎科目 ●必修科目 病態治療学 看護学概論 看護理論 基礎看護技術論Ⅰ 基礎看護技術論Ⅱ ヘルスアセスメント基礎論	実践応用科目 ●必修科目 看護導入実習	実践統合科目 ●必修科目 在宅看護活動論 在宅看護論実習 * 専門職連携実習
哲学・倫理領域	●必修科目 看護倫理学 ○選択科目 ケアのジェンダー学 生命倫理			
研究領域	●必修科目 看護研究セミナー			
教職課程科目	教職実践演習 *** 教職入門 教育基礎論 教育カウンセリング 教育課程論	教職実践演習 *** 特別活動の指導法 教育方法論 生徒指導 養護概説 健康相談活動理論 道徳教育の指導法 教育経営論 教職サービラーニング **	教職実践演習 *** 教職サービラーニング **	教職実践演習 *** 養護実習事前・事後指導 養護実習

注1 [] は、いずれかの学年で履修することができる科目です。
 注2 (保) は保健師課程の、(養) は養護教諭一種免許状課程の、各々の課程の必修科目です。
 注3 * は、3年から4年にかけて履修する科目です。
 注4 ** は、2年から3年にかけて履修する科目です。
 注5 *** は、1年～4年にかけて毎年履修する科目です。

本学における学士の学位は、学部の特攻分野に応じて次の3種類である。

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 国際政策学部総合政策学科 | 学士(国際政策学) |
| (2) 国際政策学部国際コミュニケーション学科 | 学士(国際政策学) |
| (3) 人間福祉学部福祉コミュニティ学科 | 学士(人間福祉学) |
| (4) 人間福祉学部人間形成学科 | 学士(人間福祉学) |
| (5) 看護学部看護学科 | 学士(看護学) |

各学部における卒業要件単位数は、次のとおりである（資料5-1-②-E）。

資料5-1-②-E 各学部の教養教育と専門教育の卒業に必要な最低単位数

学 部	全学共通科目 (a)	学部教養科目 (b)	教養教育 最低単位数(a+b)	専門科目を含む 全卒業要件単位数
国際政策学部	22	12	34	124
人間福祉学部	22	8	30	124
看護学部	16	12	28	131

単位認定及び単位の授与は、一の授業科目を履修した学生に対して、試験その他の審査の上、学修の成果を評価する（学則第25条）。成績の評価は、以下のように履修・単位認定に関する規程（第5条）に明示され、周知されている。

- S—到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
- A—到達目標を十分に達成できている優れた成績
- B—到達目標を達成できている成績
- C—十分ではないが到達目標を達成できている成績
- D—到達目標を達成できていない成績
- R—合否のみの評価により単位認定する場合

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育課程は、教育理念や目的、各学部の教育理念・目標や授与される学位に基づいて定められた教育課程の編成・実施方針に従って、「全学共通科目」、「学部専門科目」より構成され、それぞれのカリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップに明示されるように体系的に編成されている。また、全学および各学部の到達目標を具現化する幅広い教養と専門的な能力を有する内容となっている。

以上により、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与されるそれぞれの学位名において適切なものになっていると判断する。

観点 5-1-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

本学では、学生の多様なニーズへの対応として、他学部他学科の科目履修、留学生対応科目の開講、入学前の既修得単位の認定、大学以外の教育施設等における学修の単位認定、インターンシップの単位認定等を行っている。

「全学共通科目（教養教育）」として「学部開放科目」を他学部の学生が履修できるように設定している（資料 5-1-③-A）。また、外国語科目のなかで、人間福祉学部、看護学部における「総合英語 I a・I b」の科目では、学生の能力に応じて習熟度別に編成した 3 クラスによる授業を行っている。さらに、学生の多様な学習成果を考慮して、入学時の TOE I C B r i d g e 試験による単位認定を行っている（資料 5-1-③-B）。

多様なニーズ、社会的要請に配慮した科目として、「全学共通科目」において「山梨学」では、産業、福祉、健康などの視点から、山梨という地域社会の現状や特徴について、総合的に理解を深めることを目的とし、地域をより具体的に知るために、実地見学を 2 回行う。本科目の単位修得者は所定の手続き後、山梨県知事より、「山梨の魅力メッセンジャー」として認定される仕組みになっている。また、提案型の社会になりつつある現在、「プレゼンテーション」科目では、プレゼンテーションを行うために必要な知識や技法について講義を行うとともに、実際に各種テーマについてのプレゼンテーションを行う（実習）。実習を通して、より効果的なプレゼンテーションとなるように相互にチェックし合うと同時に、主張の多様性を認めることを学ぶ。

外国人留学生に対しては、「日本語基礎 a・b」、「日本語 I a・I b」、「日本語 II a・II b」及び「現代日本事情」を「全学共通科目」の基礎科目として開講し、外国人留学生が大学で学ぶために必要な基礎的な日本語能力や知識を培うことができるように配慮している。

本学では、学生の多様なニーズに対応するため「自由科目」を設置し、他大学で受講した授業を単位として組み入れることができるようにしている。具体的には、山梨県内の大学によって構成する「大学コンソーシアムやまなし」に参加しており、他大学で開講される授業を受講し、単位互換が可能となっている。また、海外に留学し、海外の大学で取得した科目も「自由科目」として組み入れることができる。さらに、海外の大学で学んだ英語科目については「留学英語」として外国語専門科目の中にも組み入れることができる。

平成 28 年度教育課程には、本学が平成 25 年度から取り組んできた大学 C O C 事業の成果を組み入れている。具体的には、地域で学生がサービ斯拉ーニング、P B L などの学習活動を行った際に、学習活動を単位として組み込むことができるように「地域実践入門 I・II」「地域実践演習 I・II」「地域理解演習 I・II」を開設し、地域での活動が段階的な学びにつながるようにしている。

本学は、山梨県の国公立大学ならびに短期大学が参加する特定非営利活動法人「大学コンソーシアムやまなし」のうち、7 校と単位互換協定を締結し、平成 19 年度から相互の単位互換を実施している（資料 5-1-③-C）。平成 21 年度から、単位互換科目を「全学共通科目」の自由科目に位置付け、単位認定している。平成 25 年度から平成 29 年度までの単位互換科目の受講者は、延べ 54 人である（資料 5-1-③-D）。

また、平成 27 年度からは、若者に魅力ある就職先を地域で創出・開拓するとともに、実践的な地域志向型人材を育成することで、学卒者の地元定着を促進し地域の未来創生に繋げることを目的とした文部科学省の C O C + 事業に参加しており、本学の学部学生は C O C + 教育プログラムのうち「ツーリズムコース」「地域教養科目」を中心に受講することができ、指定の科目を受講後（10 単位）は修了証が授与される。

職業への意識を高めるために「全学共通科目」に「キャリアデザイン」と「インターンシップ」の科目を設置しているが、後者の「インターンシップ」において、平成 28 年 10 月 6 日に締結した本学と山梨経済同友会との連

携協力協定に基づき、経済同友会講師による学内における連携リレー講座（山梨創生学講座、5日間）を実施し、キャリア形成支援の充実を図っている（資料5-1-③-E）。

資料5-1-③-A 平成29年度「学部開放科目」の履修の実施状況

開放学部	講義名	総履修者数	履修者内訳		
			国際政策学部	人間福祉学部	看護学部
国際政策	社会統計学	6	4	2	0
	国際関係論	93	92	1	0
	平和と安全保障	55	19	36	0
	文化とコミュニケーション	46	46	0	0
	情報社会論	15	11	4	0
	情報ネットワーク論	5	5	0	0
	留学英語	5	0	2	3
	共生社会論	8	8	0	0
	韓国学概論	13	9	4	0
	国際理解演習（韓国）	6	6	0	0
	ソーシャルデザイン入門	16	15	0	1
人間福祉	地域ボランティア演習	31	4	27	0
	コミュニケーション基礎	56	1	55	0
	生と幸福	85	23	62	0
	生涯スポーツ	23	1	22	0
看護	リラクゼーション	0	0	0	0
	救急法	29	1	0	28
	災害支援	101	0	0	101
	国際協力	38	3	0	35

（注）イタリックスで示した履修者数は、他学部からの履修者数を表す。

資料5-1-③-B TOEIC Bridge 試験による単位認定実施状況

年度	受験者総数	付与する科目・単位	単位認定者数
25	256	総合英語 I a 2単位	3
26	259	総合英語 I a 2単位	5
27	266	総合英語 I a 2単位または総合英語 I b 2単位	8
28	264	総合英語 I a 2単位または総合英語 I b 2単位	9
29	268	総合英語 I a 2単位または総合英語 I b 2単位	13

（注）平成25年度よりスコア160点以上を取得した学生が単位認定申請した場合、「総合英語 I a（2単位）」あるいは「総合英語 I a（2単位）」を認定する制度に改めた。

資料 5-1-③-C 大学コンソーシアムやまなしの概要

単位互換とは、大学コンソーシアムやまなしの加盟大学間で、各自の大学で履修した科目を、他の大学の単位として認定することです。これにより、学生はより柔軟に学習を進めることができます。

メリット

- 履修できる科目の幅が広がります。
- 自分の興味のある科目を履修できます。
- 履修する科目の負担が軽減されます。

デメリット

- 履修する科目の単位数が限られています。
- 履修する科目の単位数が限られています。

申請方法

履修希望する科目の履修計画を提出し、承認を受ける必要があります。

資料 5-1-③-D 『大学コンソーシアムやまなし』単位互換事業による履修状況

区分	本学からの派遣学生の登録科目数	うち合格または聴講が認定された科目数	本学が受け入れた特別聴講学生の登録科目数	うち合格または聴講が認定された科目数
平成 25 年度	6	5	5	5
平成 26 年度	6	6	7	5
平成 27 年度	1	1	7	6
平成 28 年度	8	8	11	7
平成 29 年度	59	57	16	14

資料 5-1-③-E 『インターシップ』授業による山梨経済同友会連携リーディング講座(2017 年度)

目的・テーマ (1) 社会情勢を学び、自ら課題を発見し、自ら解決する力を身に付け、日本創生・地方創生に貢献できる若い力を育成する。 (2) 学問と実践の一致により、新たな人生に対する若者の夢とロマン、仕事に対する情熱の醸成を図る。
授業内容・テーマ <基礎講座> (1) 山梨を取り巻くマクロ環境-世界の今、日本の今、山梨の今 (2) 山梨県経済の特性と課題・発展のプロセス

＜実践講座＞

- (3) 山梨創生の視点－経営者が考えるこれからの社会・企業・人材
- (4) 山梨創生の視点－山梨の将来展望－

「インターンシップ」全スケジュール

1. インターンシップガイダンス、予備調査
2. マッチング相談会
3. 応募書類の書き方
4. 目標設定講座（事前研修）
5. 業界・職種の理解講座（事前研修）
6. 山梨創生学 基礎講座（1）
7. 山梨創生学 基礎講座（2）
8. 集中講義（2コマ）
9. 山梨創生学 実践講座（3）
10. インターンシップ参加（8月～9月）
11. 成果報告振り返り（事後研修）
12. 業界・職種研究講座（事後研修）
13. 山梨創生学 実践講座（4）
14. 山梨創生学 実践講座（5）

【分析結果とその根拠理由】

本学では、他学部他学科の専門科目を教養科目として履修したり（学部開放科目）、留学生に対応した科目の開講、単位互換事業による他大学の学修の単位認定、地域活動や地域実践・地域理解のための科目設置のほか、経済界講師によるインターンシップ授業を实践したりしている。特に、大学COC事業の成果として、学生の地域における主体的な学修活動も教育課程の中に組み入れた点は特色となっている。

以上により、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

観点5－2－①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

本学では、「全学共通科目」及び「学部専門科目」において、講義、演習、実習等の形態で授業を開講している（資料5-2-①-A、B）。

「学部専門科目」の授業形態は、人間福祉学部及び看護学部では資格取得のための演習、実習科目が多くなっている（資料5-2-①-B）。両学部とも、講義又は演習に比べて実習の科目数は少ないが、実習に係る実際の履修時間数はかなり多くなっている。また、国際政策学部は講義の形態が多いが、初年次教育のための演習科目、国際理解演習、外国語現地演習等が開講されている。

多様な教育方法として、対話・討論型授業、フィールド型授業は、科目の目的を達成するために学部の特長性に応じて行われている。「全学共通科目」、「学部専門科目」とともに情報関係科目、語学関係科目、または住居関係の科目、教職科目、研究関係科目で、科目の特性に応じて情報教室、CALL教室を利用する授業が行われている。

学部専門科目における講義、演習、実習等の科目数は、資料5-2-①-Bに示すとおりである。具体的にみた場合、国際政策学部では3つのコースを設定しているが、カリキュラムのバランスは地域マネジメントコースでは、講義：演習：実習の割合は科目数では82:79:1であり、国際ビジネス・観光コースでは90:79:1、国際コミュニケーションコースでは、72:82:2である。学習指導方法はシラバスの中で「教育方法」を示すようにしているが、平成29年度のシラバスではアクティブ・ラーニング形式の授業を行う場合には、シラバスの中に明記するようにしている。国際政策学部では、サービ斯拉ーニング形式、反転授業、PBL形式、ゼミ形式などの多様な授業が実施されている。また、講義ばかりでなく、講義で学んだ内容を地域や海外で実際に演習できるような活動を取り入れている。とくに各学年で少人数ゼミを導入し、1年次は導入ゼミとして大学での生活に必要なスキルやキャリアなどについて、2年次はアカデミックな活動に必要な汎用的能力の育成を目指し、3年次は専門課程における専門知識の展開・応用について、4年次は卒業研究のためのゼミを実施している。

資料5-2-①-A 全学共通科目における講義、演習、実習等の科目数(『2017 学生便覧』)

全学部共通科目数

科目名称	総科目数	講義科目数	演習科目数	実習科目数	実技科目数
スタートアップセミナー	1	0	1	0	0
基礎科目	40	4	31	1	4
教養科目	26	24	2	0	0
学部開放科目	18	14	4	0	0

資料5-2-①-B 学部専門科目における講義、演習、実習等の科目数(『2017 学生便覧』)

学部	学科	総科目数	講義科目数	演習科目数	実習科目数	実技科目数
国際政策学部	総合政策学科	194	112	82	0	0
	国際コミュニケーション学科	187	102	83	2	0
人間福祉学部	福祉コミュニティ学科	134	79	42	13	0
	人間形成学科	140	42	83	11	4
看護学部	看護学科	103	68	17	18	0

【分析結果とその根拠理由】

授業科目は、各学部等の教育目的に応じて、講義、演習、実習がバランスよく開講されている。また、対話・討論型授業の展開や地域等のフィールド型授業の実施が各学部で取り入れられている。

以上により、教育目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ、バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

観点 5-2-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

本学では、授業を行う期間を年間 35 週、各科目の授業回数を 15 回（補講、定期試験等を除く。）確保している（資料 5-2-②-A）。教員用に授業回数表を作成して回数を確認すると同時に、年間スケジュールによって学生に提示している（別添資料 5-2-②-1）。

学生には、単位の修得については、『学生便覧』に明記するとともに、シラバスにおいては授業科目の目標、科目の教育内容に必要な知識・技術、評価方法などを具体的に明記している。学習時間については、学年暦、及び学年スケジュール、授業実施表から、各科目の講義、実習、演習の授業時間が十分に配置されていて、学年進行に応じた系統的学習という観点から、各科目の履修年次を指定しており、単位取得が学年によって極端に偏らないよう配慮している。

また、各学部の特徴を踏まえながら、図書館、情報処理室、実習室、学生ホール、ピアノ教室等の時間外使用を認め、自主的学習の支援や補習指導を行っている。各教員は、シラバスに授業科目の目標、教育内容と方法、評価方法などを具体的に記し、レポートや予習を課すことで単位の実質化に努めている（資料 5-2-②-B）。また、アクティブ・ラーニングを促進するとともに、シラバスにも「授業外の学習方法」を記載する項目を設けている。

本学では、学生が自己の学修状況を客観的に把握し、自主的な学習を進めるためには、成績評価についての検討が必要と考え、平成 24 年度入学生より「S」スコアを含む新評価区分の導入、履修取り消しシステムの導入したほか、平成 28 年度からは全学で G P A 制度を導入・実施している（資料 5-2-②-C）。また、同時に、年間あたりの履修登録単位数の上限を 40 単位に設定し、G P A が低い学生に対しては担任やゼミ担当教員、チューター担当教員が学生に直接指導を行う体制をとっている。

資料 5-2-②-A 山梨県立大学学則（抜粋）

第 4 章 授業科目、履修方法等

（単位の計算方法）

第 24 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間以外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- （1）講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲内で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- （2）実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲内で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

<別添資料>

5-2-②-1 2018 年間スケジュール（学部）

資料 5-2-②-B 全学共通科目における取組例

（出典：全学 F D 委員会「授業改善取組事例集（第 5 号）」）

① 藤谷秀（人間福祉学部）担当「生と幸福」

昨年度までの授業評価結果に基づき「とくに哲学的な問題については、事例のあげ方を工夫し、分かりやすい説明を行う」ことを改善方針として、自主学習の仕方を具体的に例示しながら提示を行っている。

② 古屋祥子（人間福祉学部）担当「人間と芸術—美術」

「身近なデザインや現代的なアートの話、手軽に取り組める写真の課題を増やす」、「ひとつの課題に対する時間数を多く取り、実技の種類を増やす」などの工夫を行っている。

③ 伊藤ゆかり（国際政策学部）担当「総合英語 I b」

「授業内容がやさしい教科書の Reading 問題を活用し、じっくり取り組ませる」、また昨年度までの授業評価結果に基づき「小テストを若干難しくする」などの工夫を行っている。

④ 渡邊裕子・平田良江・井川由貴・茂手木明美（看護学部）「ヘルスアセスメント実践論」

4領域（母性・小児・成人・老年看護学）のタイアップ科目であることを意識しつつ、常に4領域の専門科目での既習内容をフィードバックしながら進めている。また、具体的にリアルな事例を用い、グループによる事前課題をクリアした上で演習に臨み、ポスターセッションにより演習過程と学びを共有できるような工夫を行っている。

資料5-2-②-C GPA制度

成績評価と素点・G P との対応表

評価	S										
素点	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90
G P	4.5	4.4	4.3	4.2	4.1	4.0	3.9	3.8	3.7	3.6	3.5

評価	A									
素点	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80
G P	3.4	3.3	3.2	3.1	3.0	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5

評価	B									
素点	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70
G P	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5

評価	C									
素点	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60
G P	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5

評価	D										
----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【分析結果とその根拠理由】

各学部、学科において単位の修得方法等を『学生便覧』やガイダンスで周知するとともに、自主学習の時間を確保するための図書館、情報処理室、実習室等の時間外使用を認めている。制度的な措置としては、成績評価の新区分の導入、G P Aの全学的導入を実施し、その分析を進めながら単位の実質化に向

けた取組みを行っている。学生の授業外学習を促進するため、シラバスへの授業時間外学習の項目を設定したり、全学的にアクティブ・ラーニングの実践を促進したりしている。

以上により、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点5-2-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到係る状況】

本学では、平成 22 年度に情報公開システムを導入し、シラバスも、それまでの冊子による配付を取りやめ、大学ウェブサイト上でのシラバス公開に変更した(資料 5-2-③-A)。シラバスは、シラバス作成要領(資料 5-2-③-B)に基づいて科目ごとに作成し、シラバスには、科目名、単位数、担当教員名、科目の目的、3つの観点(知識・理解)、(思考・判断・表現)あるいは(思考・技能・実践)、(態度・志向性)からなる到達目標、授業内容、教育方法、評価方法、必携図書、参考文献、履修上の注意、授業外における学習方法、過去の活動状況、学生へのメッセージが記載されている。

シラバスの学生への周知は、カリキュラムガイダンスや科目の初回授業のオリエンテーションにおいて説明し、学生の活用を促している。また、文部科学省の平成 25 年度「地(知)の拠点整備事業」の採択を受けて、地域に関する学修を含む科目を学生に分かりやすく周知することを目的に検討を行い、平成 26 年度シラバスより、新たに地域に関連する科目の分類を設けた。

全学教育委員会や教務委員会からの要請に応じ、授業科目の到達目標の記載率は改善しているが、一部の科目において到達目標が観点別となっていない等の記載漏れが見受けられた。平成 26 年度は開講科目のシラバスにおける「到達目標および成績評価方法」の記載状況について調査を行い、各教員が GPA 導入に向けて、評価方法の適切性について自己点検・自己検討を行うための資料を提供した。到達目標の観点別記載状況については、3つの観点すなわち(知識・理解)、(思考・判断・表現)及び(思考・技能・実践)の間の記載率のバランス化が図られつつあったことが明らかになった。他方、成績評価方法の記載状況では、複数の評価基準を用いている科目がほとんどであることもわかった(資料 5-2-③-C)。

資料 5-2-③-A 情報公開システム(シラバスシステム)

<http://info.yamanashi-ken.ac.jp/>

資料 5-2-③-B「シラバス作成要領」(出典：教育委員会資料)

平成 31 年度 シラバス作成要領(3 学部共通)

1. 記載にあたって

本学では、平成 29 年度に3つのポリシー、カリキュラムマップを整理し、大学や学部・学科等が学生に求める能力=「学士力」と、各科目において扱う「学士力」について定め、シラバスに反映させました。

平成 30 年度のシラバス作成においても、各科目で扱う「学士力」を【科目の目的】の欄の最後に記載します。記載にあたっては、別紙1「シラバスの記載例」を参考にしてください。

もし、各科目で扱う「学士力」の変更が必要な場合は、変更後の「学士力」をシラバスに記入すると共に、その変更内容を必ず、飯田キャンパス学務課あるいは池田キャンパス事務室担当者にメールでご連絡ください。「カリキュラムマップ」の修正は学務課等で実施します。

なお、学生が行う授業評価には、「カリキュラムマップで設定されているこの授業の『学士力』を身につけることができましたか」という質問項目が設けられています。当該科目に複数の学士力が設定されている

場合は、それらが総合的に判断されることとなります。

2. 各項目について

【地域に関連する科目の別】

本学では、平成 25 年度～平成 29 年度の文部科学省「地（知）の拠点整備事業」以降も、地域に関する科目についてはシラバス上で明記します。つきましては、当該科目が、別紙 2 に示す「地域実践科目」、「地域課題科目」または「地域関連科目」のいずれかに該当する場合、該当する科目を選択してください。

【科目の目的】（文字数制限全角 4,000 字）

授業を設定する意義や設定の背景などの授業テーマを端的に示し、学生の科目選択を容易にして、目的意識を明確に理解できるように記入してください。文部科学省・厚生労働省申請時の【授業概要】の表記を考慮して記入してください。

※学生が何を学ぶといった記入ではなく、教員が何を教授するかという観点で記入してください。

当該欄の最後に、各科目において扱う「学士力」を記入してください。学士力※の記載にあたっては、別紙 1「シラバスの記載例」を参考にしてください。

※「学士力」は全学共通科目の修得を通じて身につける能力＝「学士基盤力」と各専門科目・教職科目の修得を通じて身につける能力＝「学士専門力」の二つから成り立ちます。

科目に合わせ、「学士基盤力」あるいは「学士専門力」それぞれの能力を記載してください。

全学共通科目の場合、学士力基盤力：「自然・社会・文化理解」「想像力・表現力」等

看護学部専門科目の場合、学士専門力：「自己学修力」「思考力・判断力」「看護実践力」等

【到達目標】（文字数制限全角 4,000 字）

学生が講義・演習・実習等を通して、何を身につけることができるのか具体的に記入してください。その場合、学生を主語とし、測定可能な形で表記する必要があります。

例. 「○○について説明する」×→教員が主語。概要説明にとどまる。

「△△について理解し、○○を説明できる」○→学生が主語。測定可能。

例. 到達目標に使用する「～できる」の動詞の例

説明できる／記述できる／述べる／活用できる／分析できる／工夫できる
／実施できる／測定できる／配慮できる／協調できる など

到達目標については、カリキュラム・マップ等を踏まえ、「知識・理解」「思考・判断・表現」「思考・技能・実践」「態度・志向性」の各観点別に記入してください。ただし、科目の特性上、達成可能な到達目標を 1 つあるいは 2 つの観点しか設定しない場合があります。その場合は、該当しない観点を空欄のままにしてください。

例. [講義] (知識・理解)「インターネット上の様々な脅威や情報セキュリティの必要性を理解し、説明できる。」

(思考・判断・表現)「英文のビジネスメールに必要な基本的な技法や論理展開に基づき、明確で、論理性を備えた英語の文章を書くことができる。」

[演習] (思考・判断・表現)「中小企業に対する行政の国際化支援策について立案し、発表することができる。」

(思考・技能・実践)「児童が主体的に活動できるような授業の設計を行い、学習指導案を作成することができる。」

[実習] (思考・技能・実践)「特定の利用者の介護ニーズに沿って、ケアプランを作成することができる。」

(態度・志向性)「実習体験を言語化し、反省的に捉え直した上で、自らの今後の課題に意欲的に取り組むことができる。」

【授業内容】（文字数制限全角 4,000 字）

上記【科目の目的】【到達目標】に添って、授業期間内の進行計画を記入してください。

15 コマの授業について、コマごとの説明を記入してください。複数回のコマをまとめてではなく、必ずコマごとに記入してください。

外国語科目についてはテキストの章のみではなく、章のテーマ等についても記入してください。免許・資格に関わる授業科目の場合は、文部科学省・厚生労働省に申請した内容を考慮して記入してください。

また、授業内容に参考となる Web サイトなどがある場合は、サイトのタイトルと URL を記入して下さい（サイトは 3 つまで登録可能）。

※公開後のシラバスの授業内容を変更する場合は、授業開始前に学生に周知してください。

【教育方法】（文字数制限全角 4,000 字）

授業をどのような方法で進めるかを、学生がわかる様に具体的に記入してください。

また、教育方法に参考となる Web サイトなどがある場合は、サイトのタイトルと URL を記入して下さい（サイトは 3 つまで登録可能）。

アクティブ・ラーニングを取り入れている授業についてはその実践方法をご記入ください。

アクティブ・ラーニングとは教員が講義形式で一方的に教えるのではなく、学生の能動的な学修参加を促すために、自身で深く考えたり、教員・学生間で意見を交わしたり、体験を通して学んだりする指導・学習方法の総称であり、具体的には以下のような実践事例が挙げられます。アクティブ・ラーニングの積極的な導入についてご検討をお願いいたします。

- (例) 発問の種類や構成を工夫し、“なぜ？”、“どうして？”など学生の思考をより深めるような問いを適宜設定する。
- (例) コメント票やミニッツ・ペーパーを配布・回収し、学生から寄せられた疑問点や意見を授業全体に反映させたり、振り返り活動に活用したりしている。
- (例) ペア、グループ、全体での話し合いや学生による発表、ロールプレイ等の実演など、様々な意見や表現方法に触れられるように工夫している。
- (例) 学外の関係者・団体・機関と連携し、現場での学びや当事者の声を活かした授業を行っている。

【評価方法】（文字数制限全角 4,000 字）

到達目標の達成度を具体的に測定する方法を観点別に、下の「評価例」を参考にして入力してください。できるだけ多様な方法で、各評価方法の具体的割合（授業姿勢・授業態度・平常点〇%、発表・表現・実演〇%、試験の成績〇%）等を示してください。出欠席については「授業参加」「授業参加姿勢」等を含め、「出欠席」の字句使用は避けてください。

[全学共通科目の例]

知識・理解：中間試験(15%)、期末試験(25%)
 思考・技能・実践：課題レポート(30%)
 態度・志向性：各回の授業参加・ふりかえり提出状況(30%)

<中略>

[専門科目(福祉コミュニティ学科)の例]

知識・理解：試験(30%)
 思考・技能・実践：毎回のリアクションペーパー(45%)、課題レポート(25%)
 態度・志向性：(到達目標の設定なし・評価対象としない)

<中略>

[専門科目(看護学科)の例]

<講義科目>
 <実習科目>
 知識・理解：看護実践及び記録類 (30%)

思考・技能・実践：看護実践及び記録類（50%）
 態度・志向性：実習生としての取り組み及び課題レポート（20%）
 （詳細な評価項目については、実習要項参照のこと）

＜中略＞

【必携図書】（文字数制限全角 4,000 字）

授業に使用するテキストを記入してください。

著者名は〇〇〇著、テキスト名は『 』内に、出版社・書店名は（ ）に、書籍金額がわかる場合は記入してください。

また、テキストを指定しない場合は、「指定しない」と記入してください。

【参考図書】（文字数制限全角 4,000 字）

テキスト以外の参考とする書籍を記入してください。必ずしも購入指定しない書籍です。

【履修上の注意】（文字数制限全角 4,000 字）

科目の履修に順序を指定するような履修規制（他の科目で既に履修していることを条件とする科目や資格に関する注意事項、資格取得科目など）がある場合は、ここに明記してください。

また、履修人数の制限や資格取得に関連することについても明記してください。

※履修人数を制限する場合はその旨をシラバスに明記し、併せて別途事務室教務担当者に連絡してください。

※「必修選択別」欄には卒業要件に係る必修または選択のみの記入であるため、ここには教職などの資格取得に係る必修科目等の記入をしてください。

【授業外における学習方法】

単位の実質化を図るため、1 単位の授業科目は 45 時間（講義の場合は受講 15 時間と予習・復習に 30 時間）の学修を必要とする内容をもつて構成することが求められています。授業時間外の必要な学習は準備学習、事前・事後学修として具体的に記載します。なお、「授業内容」に授業外学修の詳細を記載することができます。

（例）

「指定した教科書の〇〇を事前に読んでおくこと」

「授業前には全文を英訳してくる」こと」

「毎授業後にはレポートを提出すること」

「〇〇に関するボランティア活動や行事等に参加すること」

「〇〇に関して課外活動等を通して観察や聞き取りを行うこと」

【過去の活動状況】（新規）

当該授業に関連する過去の活動状況や成果に関する Web サイトなどがある場合は、サイトのタイトルと URL を記入してください（サイトは 3 つまで登録可能）。

【学生へのメッセージ】（文字数制限全角 4,000 字）

その他に、授業を選択する学生に伝えたい事項を記入してください。例えば、履修条件ではないが、履修済の方が望ましい科目、準備する副教材等です。

資料 5-2-③-C 「シラバスの評価基準の記載状況（H29 年度）」

学部等	学科等	複数の評価基準
全学	教養教育	87.5%
	教職課程	97.3%

国際政策	総合政策	78.9%
	国際コミュニケーション	78.2%
人間福祉	福祉コミュニティ	84.3%
	人間形成	94.0%
看護	看護	95.0%

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは作成要領に基づいて作成され、『大学ウェブサイト』で公表され、オリエンテーションやガイダンス並びに履修指導等に活用されている。全学の教育委員会や各学部教務委員会からの要請に応じ、3つの観点（知識・理解、思考・判断・表現、及び思考・技能・実践）からなる到達目標の記載率はおおむね定着している。

以上より、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点5-2-④： 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

全学共通科目の「総合英語 I a・I b」の2科目については、TOEIC Bridgeの結果で習熟度別のクラス編成を行い、学生の能力に応じた教育を行っている。基礎学力不足や履修困難な学生に対しては、担任制度やチュータ教員制によるきめ細やかな履修相談や対応を行っている。

看護学部では、基礎学力不足の学生がいた場合は、補習授業の組み入れや、技術修得においては技術アワーを設け、希望者に対応している。実習科目においては補習実習の制度があり、実習期間以外に特別なプログラムを設定し、科目担当教員による単位認定に必要な能力を育成するための履修対応を行っている。

国際政策学部では、正規課程ではないが、交換留学生には日本語能力が低い学生がいるため、これらの学生にはセメスターの最初の2ヶ月に、インストラクターによる少人数の授業を実施するようにしている。

なお、GPA導入に伴い、学力不足の学生への履修指導については、資料5-2-④-Aのように指導体制を整備し、学修改善のための組織的な指導を実施している。

資料5-2-④-A GPAの修学指導

1. 修学指導体制の位置づけについて

年度はじめのスタートアップ・セミナー（1年生）、カリキュラム・ガイダンス（2～4年生）において、配付・説明が行われる学生向け「GPA制度解説資料／5. GPAの記載と通知」には、以下のように記載される予定である。

GPAによる学修状況・学修成果の判断基準

GPA 学修状況および学修成果の総合的判断

- 4.5～3.5 学修への取り組み状況が非常に良好な大変優れた成果です。
- 3.4～2.5 学修への取り組み状況が良好な優れた成果です。
- 2.4～1.5 学修への取り組み状況が概ね良好な成果です。
- 1.4～0.5 学修への取り組みが不十分でより一層の努力が必要です。
- 0.5未満学修への取り組みが著しく不足しており相当の努力が必要です。

学期GPA「1.5未満」の学生については、担任またはゼミ指導教員(飯田キャンパス)・チューター(池田キャンパス)による履修および学修に関する指導が行われる予定です。自分の履修行動や学修状況をふりかえり、学修意欲を高めて改善を図る機会にしてください。

2. 修学指導の内容について

各担任またはゼミ指導教員は、学科長からの報告を受け、当該学期GPAが「1.5 未満」の学生があった場合には、次学期開始前までに個人面談の機会を設ける。面談において行われるべき修学指導の内容としては以下のものが考えられる。

- 1) 成績不振の要因・理由についての意見交換
- 2) 学修方法や授業姿勢に対する指導・助言
- 3) 次学期の履修計画の把握や助言
- 4) 学修情報支援システム活用の推奨
- 5) その他

3. 修学指導の実施報告について

当該学生に対する修学指導を終えた各担任またはゼミ指導教員は学科長に指導の実施報告を行う。これを受け、学科長は学部長に実施報告を伝える。学部長の判断により、学部全体としての学修状況改善のための指導が必要となった場合には、教務委員会が学部全体の指導計画を立案し、教授会に提案を行う。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、全学共通科目の「総合英語 I a・I b」の2科目については習熟度別教育を実施している。基礎学力不足の学生に対しては、担任制度やチューター教員制に基づく個別の指導や面接のほか、関係担当教員による技術修得や補習実習(看護学部)を行っている。

また、GPA導入に伴う学力不足の学生に対する学修改善のための体制を整備し、組織的な指導を実施している。

以上により、基礎学力不足の学生への配慮等を組織的に行っていると判断する。

観点5-2-⑤： 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-2-⑥： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-3-①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。**【観点到係る状況】**

平成28年度の3ポリシーの見直し作業を行い、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定している。全学レベルにおいては、大学の理念や教育目標から学生が4年間に身に付けるべく共通の学習成果（学士基盤力）を次のように定めた。

学生の学修成果が次の到達目標に達し、「学士力」を身に付けていると認められる者に、学士（専門分野）の学位を授与する。

1. 全学に共通する「学士基盤力」（自然・社会・文化理解、想像力・表現力、実践力・問題解決力、人間関係形成力、自己学修力及び地域・国際コミットメント力）を身に付けている。
2. 各専門分野における「学士専門力」を身に付けている。

各学部における学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、それぞれの教育目標に基づき学生が身に付けるべく学士専門力として定められ、それぞれの学位授与要件としている（資料5-3-①-A）。これらの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、オリエンテーション時などに学生に対して説明するとともに、大学HPにおいても公開している。

資料5-3-①-A 各学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）**【国際政策学部】**

本学部の目的・理念及び教育目標に基づき、学生の学修成果が到達目標に達したと認められる者に、学士（国際政策学）の学位を授与する。

1. 全学に共通な学修成果である「学士基盤力」を身につけている。
2. 各コース共通の国際政策教養力、能動的実践力、外国語活用力、専門的問題解決能力を身につけている。
 - ・人文・社会科学分野を国際的視野に立って幅広く理解できる。また、問題解決能力の育成に必要な汎用的技術を修得できる。（国際政策教養力）
 - ・総合的な学修、並びに学生自らの問題意識に応じた学修を、学修の速度に応じて深め、活用する力を修得できる。（能動的実践力）
 - ・英語については、コミュニケーション能力と活用能力を身につけることができる。中国語については、中国を中心としたアジア地域理解のために必要な中国語能力を身につけることができる。（外国語活用能力）
 - ・卒業研究として、学修成果を総合させ、課題を解決することができ、その成果を論文としてまとめることができる。（専門的問題解決能力）
3. 各コース分野における「学士専門力」を身に付けている。

【人間福祉学部】

人間福祉学部は、以下のような知識や能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して、卒業を認定し、学士（人間福祉学）の学位を授与する。

- a. 外国語や情報リテラシーなど将来にわたる学びの基礎となる知識・技能、および人間と文化・社会・自然などについての幅広い教養を身につけている。

- b. 専門分野(社会福祉・子どもの教育・保育)に関する理論的・実践的な知識・技術を身につけている。
- c. 人間に対する深い共感的理解と、誰もが人間らしく、またその人らしく生活できる社会づくりに貢献しようという意欲をもっている。
- d. 社会福祉や子育てに関わる地域社会の諸課題を発見し、その解決に向けて多角的な視点から考え、実践する力を身につけている。
- e. すぐれたコミュニケーション能力と、多様な他者と協働する力を身につけている。

【看護学部】

看護学部は、以下のような能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して、卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与する。

1. 自然や地域・社会への関心を持ち、幅広い教養を身につけている。
2. 豊かな人間性を備え、自律した自己学修力を身につけている。
3. 人間や社会、及び健康について看護学の視点から探究する能力を身につけている。
4. 自己理解や他者理解に努め、看護の対象となる人々と援助関係を形成する能力を身につけている。
5. 根拠に基づいて看護実践するための科学的思考力及び倫理的判断力を身につけている。
6. 人々の健康課題を解決する看護実践に必要な専門的知識・技術・態度を身につけている。
7. 保健・医療・福祉などのチームの一員として、人々と連携し協働する能力を身につけている。
8. 社会の動向に関心を持ち、創造力や発信力をもって看護を取り巻く状況への変革を志向する能力を身につけている。

上記の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定められる、4年間に学生が身に付けるべく能力（学習成果）を列挙すると、次のようになる。

資料 5-3-①-B 学習成果としての学士力一覧

学士基盤力	全学共通	自然・社会・文化理解 想像力・表現力 実践力・問題解決力 人間関係形成力 自己学修力 地域・国際コミットメント力
	国際政策学部	国際政策教養力 能動的実践力 外国語活用能力 専門的問題解決能力 地域マネジメント基礎力 地域マネジメント専門力 国際ビジネス・観光基礎力 国際ビジネス・観光専門力

学士専門力			国際コミュニケーション基礎力 国際コミュニケーション専門力
	人間福祉学部	学部共通	知識・技能・教養 専門的知識・技術力 共感的理解力 地域貢献力 実践力・問題解決力 人間関係形成力
		福祉コミュニティ学科	知識理解力 実践力・問題解決力 人間関係形成力 思考・技能 共感的理解力 地域貢献力 態度・志向性
		人間形成学科	専門知識理解 創造的表現力 技能活用力 研究力 人間関係形成力 自己学修力 社会貢献力
	看護学部		教養を高める力 自己学修力 探究する力 援助関係形成力 思考力・判断力 看護実践力 連携し協働する力
	教職課程		教職知識理解 教職実践力 自己学修力 社会貢献力

【分析結果とその根拠理由】

大学及びすべての学部等で学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)が策定され、学生が4年間に身に付けるべく能力として学士力が明示され、公開されている。また、国際政策学部では、学位授与の方針を各コース別に定め、ホームページで公開している。こうした学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は、学生便覧等にも明記され、学部・学科別に入学時あるいは年度始めのオリエンテーションや履修ガイダンスにおいて学生に周知している。

以上のことから、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)が明確に定められていると判断される。

観点 5-3-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

本学の成績評価は、「山梨県立大学履修・単位認定に関する規程」(資料 5-3-②-A)に基づき、担当教員が試験、レポート等及び授業の出席状況や参加態度などを総合的に判断して行っている。単位の認定は、授業科目ごとに 100 点を満点とし、点数により S (90～100 点)、A (80～89 点)、B (70～79 点)、C (60～69 点)、D (60 点未満：不合格)及びR (合格のみの評価により単位認定する場合)の評定によって行われている (別添資料 5-3-②-1)。

成績評価は、各授業科目の内容に応じて行われ(資料 5-3-②-B、C、D)、評価方法はシラバスに明記され、学部・学科別に入学時あるいは年度始めのオリエンテーションや履修ガイダンスにおいて学生に周知している。GPA (Grade Point Average)制度は、看護学部で先行導入していたが、平成 28 年度より、学生自らが自己の学修状況を客観的に把握し、履修計画を適切に立て、意欲的に学習に取り組むことができるように、3 学部一斉に GPA 制度を導入・実践している。本制度の学生周知用の資料は別添のとおりである (別添資料 5-3-②-2)。

資料 5-3-②-A 山梨県立大学学則(抜粋)

(単位の授与及び成績の評価)

第 25 条 一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の審査の上、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

第 26 条 成績の評価は、S、A、B、C 及び D のいずれかで表し、S、A、B 及び C を合格とする。

資料 5-3-②-B 「看護学部における成績評価と単位認定の例」

◆事例 1 授業科目：老年看護学 平成 29 年度 前期						
事例	筆記試験	演習 (事例展開) 成果記録	講義への参加姿勢・態度・事前課題への取り組み状況	各講義終了後のフィードバックペーパー	成績	判定
シラバス	65	15	10	10	100	
学生 1	62	13	10	10	95	S
学生 2	56	12	10	10	88	A
学生 3	51	12	10	10	83	A
学生 4	49	11	9	6	75	B

学生 5	40	11	10	3	64	C
◆事例 1 の成績分布 (履修者 104 名 N=104)						
判定	総合計 (点)	人数 (人)	割合 (%)			
S	90～100	11	10.6			
A	80～90 未満	53	51.0			
B	70～80 未満	30	28.8			
C	60～70 未満	10	9.6			
D	60 未満	0	0			

<別添資料>

5-3-②-2 GPA制度 (学生通知用)

【分析結果とその根拠理由】

成績評価、単位認定については、学則や「履修・単位認定に関する規程」等に定められている。成績評価方法についてはシラバスに、成績評価基準は『学生便覧』に明記され、学生に周知されている。

単位認定の判定は、前記の基準に従って各学部の教授会で適切に行われている。なお、学生自らが自己の学修状況を客観的に把握し、履修計画を適切に立て、意欲的に学習に取り組む履修管理の手段として、平成 28 年度より 3 学部で GPA 制度の導入を開始している。

以上により、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

観点 5-3-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価等の正確さを担保するための措置として、「成績評価に関わる異議申し立て」に関して、平成 23 年度後期より、成績確認申請の回答に納得がいかなかった場合、異議申し立てができる制度を導入し、ポスターや『本学ウェブサイト』にその手続き等を記載し、学生への周知を図っている(成績評価に対する学生の成績確認及び異議申立に関する要領) (平成 23 年 6 月 23 日)。成績確認及び異議申立の状況については、教授会及全学の教育研究評議会に報告され、学生の申請理由や教員の対応状況について情報を共有している。

また、成績評価基準の明確性については、学生による授業評価でも取り上げている。平成 29 年度後期の学生による授業評価では、「評価基準が明確に示されたか」について、5 段階評定で 4.17 であった。

<別添資料>

5-3-③-1 成績評価に対する学生の成績確認及び異議申立に関する要領

【分析結果とその根拠理由】

成績評価等の正確さを担保するための措置として、「成績評価に関わる異議申し立て」に関する要領を定め、学生が成績確認の申請とともに異議申し立てをすることができる制度を導入している。学生による授業評価では、教員の各科目評価基準の明確性は評価されている。

以上により、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための措置が講じられていると判断する。

観点 5-3-④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

卒業認定は、「学則」並びに「山梨県立大学卒業認定に関する規程」（資料 5-3-④-A）に基づいて行われており、特に看護学部においては進級判定の基準及び科目の履修条件が履修規程に明記されている（資料 5-3-④-B）。

資料 5-3-④-A 山梨県立大学学則

（卒業及び学位）

第 30 条 学長は、第 4 条第 1 項に規定する期間以上在学し、かつ別表 1 及び別表 2 に定める卒業に必要な単位数を修得した者については、教授会の議を経て卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2. 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

資料 5-3-④-B 進級及び科目の履修条件に関する規定

山梨県立大学看護学部学年進級及び科目の履修条件に関する取扱要項

（平成 22 年 4 月 1 日制定 看護 4306 号）

（趣旨）

第 1 条 この要項は、山梨県立大学履修・単位認定に関する規程第 13 条の規定に基づき、学年進級及び科目の履修条件に関し必要な事項を定めるものとする。

（学年進級）

第 2 条 2 年次から 3 年次へ進級するためには、2 年次までに 1 年次及び 2 年次に履修する人間存在領域の実践支持科目及び実践領域の実践基礎科目並びに実践応用科目及び統合科目の必修単位を修得しなければならない。

（科目の履修条件）

第 3 条 科目の履修条件は、別表のとおりとする。

（委任）

第 4 条 この要項に定めるもののほか、学年進級及び科目の履修条件に関し必要な事項は教授会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要項は、平成 22 年 4 月 1 日以降に入学する者（編入学、再入学又は転入学をする者を除く。）から適用し、同日前から引き続いて在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この要項は、平成 23 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

卒業認定は、各学部の教授会の議を経て学長が決定している。卒業認定基準は、学部・学科別に入学時あるいは年度始めのオリエンテーションや履修ガイダンスにおいて学生に周知している。

<別添資料>

5-3-④-1 看護学部における科目の履修条件（平成26年度以降）

【分析結果とその根拠理由】

学位授与方針に従って卒業認定基準については、学則等に定められ、学生便覧等で学生にも周知されている。また、卒業認定は、各学部の教授会を経て学長が決定している。

以上により、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

観点5-4-①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

大学院看護学研究科（修士課程）は、「看護学の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与するとともに、高度専門職業人、看護学教育者および看護学研究者等の人材を育成する」ことを目的と定め、教育課程を1専攻12専門分野で構成している。この目的を達成するための教育目標に基づき、学位授与の方針（ディプロマポリシー）」を定め、それとの関連において「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」を策定し、教育課程を編成している（資料5-4-①-A）。

資料5-4-①-A 看護学研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

【看護学研究科】

本研究科は、看護の各専門分野の高度看護実践者、看護学教育者、看護学研究者を育成するために、専門看護師コースと研究コースを置き、高度な実践能力と実践の場における研究能力、及び看護の理論とその構築について探求できるように教育課程を編成します。

共通科目は、全学生の学修の基盤となる授業科目として設けます、また、専門看護師に求められ基礎的能力の育成に必要な授業科目を含みます。

専門科目は、専門看護師コースでは各専門分野に必要な能力を養成するために、特論、演習、実習、特定課題研究の授業科目を設けます。研究コースでは、特論、演習、特別研究の授業科目を置きます。

【分析結果とその根拠理由】

大学院に教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められており、適切に対応されている。

以上により、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

観点 5－4－②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

看護学研究科の修了生には、修士（看護学）の学位が授与される。

教育課程の編成・実施方針に基づき、シラバスでは「教育課程の考え方及び特色」として、「看護実践の各専門領域のスペシャリストを育成するため6専門分野を置き、高度な実践能力と実践の場における研究能力を養うよう教育課程を編成」していることが示されている。また、「看護学の教育研究者を育成するため『基礎看護学』の専門分野を置き、看護学の理論とその構築についての理解を深め、教育と研究の能力を養うよう教育課程を編成」している。

同様に、共通科目から必修2単位、選択する専門分野の科目から20単位、共通科目または選択する専門分野以外の科目から8単位以上とし、30単位以上の修得と、修士論文の審査及び最終試験に合格することが修了要件として示されている。なお、各専門分野の人材育成のねらいや開講予定科目及び専門分野別履修モデルも明示されている。

資料 5-4-②-A 大学院WEBシラバス

<http://info.yamanashi-ken.ac.jp/kougibunrui.asp?cdgg=1&cdgb=4&cdgk=41&kbcsl=1>

【分析結果とその根拠理由】

大学院には、教育課程の編成・実施方針に即して1専攻12専門分野（うち6専門分野はスペシャリスト養成）が設置され、修士（看護学）の学位が授与される。教育課程は、高度専門職業人の育成、看護学教育者、看護学研究者を育成するために、「共通科目」と「専門科目」によって体系的に編成されている。

以上により、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断される。

観点 5－4－③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

看護機能の多様化・複雑化に伴い専門的看護能力をもつ人材の育成が社会から求められていることを受け、大学院では看護の高度な実践能力が育成できるよう、前身である山梨県立看護大学大学院時代の平成14年度より「専門看護師教育課程」として感染看護学を開講している。日本看護系大学協議会において、平成30年4月現在、106大学院301課程が専門看護師教育課程の認定をされており、本大学院では、平成17年度に、慢性期看護学・

急性期看護学、平成 23 年度には在宅看護学・がん看護学、平成 24 年度には精神看護学が認定され、6 専門分野が専門看護師の養成を行っている。本大学院の修了生からは 29 名が専門看護師の資格認定を受け、各分野で活動している(別添資料 5-4-③-1)。

また、看護管理者としてのキャリアアップを目指す看護師のために「看護管理学」の専門分野を開講し、本分野修了後の「認定看護管理者」の資格取得につなげている。以上の内容は、広報用リーフレットに明記している(別添資料 5-4-③-2)。シラバスには、最新の研究成果や学術の発展動向を踏まえた必携図書、参考図書を明記するとともに、本学教員の研究成果を授業に組み入れている(5-4-③-A)。

学生の統計学に関する授業開講の要望に応じて、平成 22 年度から看護統計学の授業を共通科目として開講している。また、日本看護系大学協議会において専門看護師教育課程のうち現行の 26 単位教育課程が平成 33 年度には 38 単位の教育課程に完全移行することが決定している。その移行準備の一環として、必要要件となっている共通科目 B の 3 科目(「病態生理学」「臨床薬理学」「フィジカルアセスメント」)のうち、『臨床薬理学』と『フィジカルアセスメント』、『病態生理学』を開講しており、在学生や修了生への教育内容の充実・拡充を図っている(5-4-③-B)。

なお、本学では、勤務を継続しながらの社会人選抜による入学生が大半を占めているため、学生の申請に基づき修業年限を 3 年にできる「長期履修制度」を導入している(資料 5-4-③-C)。本制度の利用状況は、入学者の 5 割前後で推移しており(再掲資料 4-1-④-1)、学生のニーズを考慮し、個々の都合に対応して平日の夕方や土曜日に授業を開講するなど授業時間外の学習にも柔軟に対応している。

資料 5-4-③-A 必携図書・参考図書の例

看護学研究科HP

<http://www.graduatenuresing-yamanashiken.com/outline.html>

急性期看護学演習における必携図書・参考図書

<http://info.yamanashi-ken.ac.jp/kougisyosai.asp?42027411>

資料 5-4-③-B 専門看護師課程

日本看護系大学協議会認定専門看護師教育課程一覧(平成 30 年 4 月現在)

http://nintei.nurse.or.jp/nursing/wp-content/uploads/2015/04/cnskyouikukatei_20150401.pdf

日本看護協会認定看護管理者規程

<http://nintei.nurse.or.jp/nursing/wp-content/uploads/2014/03/CNAkitei.pdf>

資料 5-4-③-C 大学院学則

(長期にわたる教育課程の履修)

第 27 条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第 4 条の規定にかかわらず修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関しての必要な事項は、別に定める。

〈別添資料〉

5-4-③-1 専門看護師認定審査合格状況

5-4-②-2 大学院看護学研究科広報用リーフレット

【分析結果とその根拠理由】

看護学研究科では社会要請に応じ、6 専門分野の「専門看護師教育課程」が認定され、また、認定看護管理者の資格取得につながる専門分野が開設されている。また、専門看護師の 38 単位教育課程への移行準備を計画的に進め、在院生や修了生の教育内容の充実・拡充を図っている。さらに、各専門分野の授業科目には最新の研究成果や学術の発展動向を反映したものを提示する配慮がなされ、教員の研究成果を取り入れた授業科目が開講されている。

また、社会人学生のニーズに応え長期履修制度を設けており、活用されている。さらに、学生のニーズにより授業時間外の学習にも柔軟に対応している。

以上により、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

教育課程は、「共通科目」と「専門科目」で構成され、「共通科目」は、各科目の内容に応じて、講義と演習を組み合わせた授業をしている。また、各専門分野の「専門科目」は、講義科目（特論Ⅰ～Ⅳ）、演習科目、特別研究（課題研究）で構成されている。とくに、「専門看護師教育課程」として開講している専門分野では、実習を含めて高度な実践能力と、実践の場における研究能力を育成できる科目構成となっている。また、科目の目的に合わせ、学生のプレゼンテーションに基づく対話・討論型授業を行っている（資料 5-5-①-A）。

資料 5-5-①-A 大学院 WEB シラバス

<http://info.yamanashi-ken.ac.jp/kougibunrui.asp?cdgg=1&cdgb=4&cdgk=41&kbcsl=1>

【分析結果とその根拠理由】

看護学研究科の教育課程は「共通科目」と「専門科目」で構成され、「専門科目」は、講義科目、演習科目、特別研究（課題研究）で構成されている。とくに、「専門看護師教育課程」として開講している専門分野では、実習を含めて高度な実践能力と、実践の場における研究能力を育成できる科目構成となっており、その内容に応じたアクティブな学習方法を実践している。

以上により、教育の目的に照らして、講義、演習、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

観点 5-5-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。**【観点到係る状況】**

看護学研究科においても、授業を行う期間を年間 35 週、各科目の授業回数を 15 回(補講、定期試験等を除く。)確保している(別添資料 5-5-②-1)。教員用に授業回数表を作成して回数を確認すると同時に、共通科目においては年間スケジュールによって学生に提示している。

1 年間の授業時間と学期の区分等は時間割により把握でき、授業時間以外にも学生が主体的に学習できる時間が確保されている。また、履修ガイダンスにおいて、研究科長及び各専門分野の指導教員による組織的な履修指導が行われている。

「成績評価及び単位認定」、「科目の履修条件」等は、『学生便覧』に明記され、履修ガイダンスで学生に周知している(別添資料 5-5-②-2、5-5-②-3)。「専門看護師教育課程」では、日本看護系大学協議会の専門看護師教育課程認定委員会が示す基準を満たすように教育内容を精選している。

〈別添資料〉

5-5-②-1 2018 年間スケジュール

5-5-②-2 2018 年度入学生用履修ガイド

5-5-②-3 2018 年度学位(修士)申請要項

【分析結果とその根拠理由】

看護学研究科では、「成績評価及び単位認定」、「科目の履修条件」等は、『学生便覧』に明記され、履修ガイダンスにおいて組織的な履修指導が行われている。「専門看護師教育課程」では、日本看護系大学協議会の専門看護師教育課程認定委員会が示す基準を満たすように教育内容を精選し、単位の履修の形骸化を避けている。

以上により、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点 5-5-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。**【観点到係る状況】**

看護学研究科では、シラバスを、「シラバス作成要領」(別添資料 5-5-③-1)に則って作成し、『大学ウェブサイト』で公開している。シラバスには、科目担当者、単位数、担当教員、科目の目的・到達目標、評価方法、授業内容、教育方法、評価方法、必携図書、参考図書、履修上の注意、学生へのメッセージ等が記載されている。シラバスは教育課程の編成・実施方針の趣旨に則って、専門分野の教育内容が明示された内容になっており、学生が履修科目を選択する際や研究指導教員と相談して計画を立てる際に、授業科目の選択に活用されている。

〈別添資料〉

5-5-③-1 シラバス作成要領

【分析結果とその根拠理由】

看護学研究科では、シラバスを、「シラバス作成要領」に則って作成し、『大学ウェブサイト』で公開している。シラバスは、学生が履修科目を選択する際や指導教員と相談して学修計画を立てる際に、授業科目の選択に活用

されている。

以上により、教育課程の編成・実施方針の趣旨に従って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点 5-5-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-5-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-5-⑥： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点に係る状況】

大学院学則第 28 条において、修了要件が明記されている（資料 5-5-⑥-A）研究指導及び学位論文に係る指導は研究科学位規程（資料 5-5-⑥-B）に基づき、入学時に研究指導会議で指導教員を決定し、研究指導・学位論文の指導を計画的に行っている。

研究計画発表会は学生の研究計画の進行状況に合わせ、作成段階から多分野の教員から助言が受けられるよう、年 3 回以上の開催とし、必要に応じて計画の修正を行うことのできる指導体制を整備している。

また、修士論文の審査は、学位規程に則って研究指導会議が指名する 3 人以上で構成する審査委員会により行われている（資料 5-5-⑥-C）。

研究指導教員は、「看護学研究法」の授業内容をふまえ、専門分野の特別研究、または課題研究における研究テーマの設定、研究計画書作成、研究の実施、学位論文の作成まで、学生に応じた指導を行っている。また、研究計画発表会を実施、多分野の教員による学生への助言・指導が行われている（別添資料 5-5-⑥-1）。提出された修士論文に対しては、3 人以上の審査委員により審査及び最終試験を行い、質の高い学位論文完成に向けての取り組みを行っている（別添資料 5-5-⑥-2）。また、審査及び最終試験終了後に、修士論文発表会を開催し、教員をはじめ多くの関係者からの指導の機会としている（別添資料 5-5-⑥-3）。さらに、新入生用に『履修ガイド』、2 年次生には『学位（修士）申請要項』を作成・配付し、計画的な履修及び修士論文の作成が行えるようにしている。（再掲資料 5-5-②-2、5-5-②-3）

なお、研究指導は、指導教員による指導を主とし、「研究内容によって必要な複数の教員の指導を受けるようにする」ことを『ウェブシラバス』や各種資料「大学院教育方法」に明記し、学生にも周知している。

資料 5-5-⑥-A 大学院学則

(修士課程の修了)

第 28 条 修士課程の修了要件は、本学大学院に 2 年以上在学し、別表に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、本学大学院に 1 年以上在学すれば足りることとする。

2 修士課程を修了した者に対しては、修士の学位を授与する。

資料 5-5-⑥-B 看護学研究科教授会運営規程

(研究指導会議)

第 12 条 研究指導の体制及び学位の審査に関する事項の審議を行うため、研究科教授会に研究指導会議を置く。

2 研究科長は、研究指導会議を招集し、その議長となる。

3 研究指導会議は、研究指導を行う教員をもって組織する。

4 議長は、必要があると認めるときは、研究科を担当する教授、准教授、講師、助教、客員教授及び特任教員を研究指導会議に出席させ、意見を聞くことができる。

5 研究指導会議が議決をした場合は、当該議決をもって研究科教授会の議決とする。

資料 5-5-⑥-C 看護学研究科学位規程

(審査委員会)

第 6 条 修士論文を審査するため、研究科教授会運営規程第 12 条による研究科教授会研究指導会議（以下「研究指導会議」という。）に審査委員会を置き、研究指導会議が指名する委員をもって構成する。

2 審査委員会は 3 名以上とする。

3 審査の主査は研究指導会議が指名する。

4 研究指導会議は、必要があるときは研究指導教員以外の研究担当教員を審査委員会に加えることができる。

(修士論文等の審査及び試験)

第 7 条 審査委員会は修士論文等の審査及び最終試験を行う。最終試験は修士論文等を中心としてこれに関連のある授業科目について口頭あるいは筆頭諮問によって行う。

2 審査委員会は、修士論文等の審査及び試験の結果を研究指導会議に報告する。

〈別添資料〉

5-5-⑥-1 平成 29 年度第 1 回研究計画発表会スケジュール

5-5-⑥-2 平成 30 年 3 月修了予定者審査・試験日程表

5-5-⑥-3 平成 29 年度第 1 回修士論文発表会スケジュール

【分析結果とその根拠理由】

看護学研究科では、学位規程に則り、研究指導・学位論文の指導、学位論文審査を計画的に行っている。

研究指導教員は、専門分野の特別研究、または課題研究における、学生に応じた指導を行っている。また、研究計画発表会を実施、他分野の教員による学生への助言、指導が行われている。

以上により、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に

基ついて指導が行われていると判断する。

観点 5-6-①： 学位授与方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

大学院において教育理念・目標等に基づく「学位授与の方針」を定め（資料 5-6-①-A）、そこで掲げられている知識や能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対し、修士（看護学）の学位を授与している。その内容は、大学ウェブサイトおよび看護学研究科ウェブサイトにも明記されている。

資料 5-6-①-A 看護学研究科の「学位授与の方針」

1. 看護学と看護実践の発展に寄与するための研究の基礎的な能力や組織・制度変革を推進することのできる能力を身につけている。
2. 専門分野における研究能力や理論に裏付けられた高度な看護実践能力を身につけている。
3. 優れた教養と高い専門的知識を有し、職業的倫理を深く理解した看護のリーダー及び教育者としての能力を身につけている。

【分析結果とその根拠理由】

大学院の修士及び修士（看護学）学位授与のために身につけるべく能力を「学位授与の方針」として定め公表している。

以上により、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

観点 5-6-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

「大学院看護学研究科履修規程」に「成績の評価は、試験成績、平常の成績、出席状況等を総合して判断する」と定め、成績の表示やその基準及び適用についても具体的に表示されている。また各科目の評価方法はシラバスに明記されている。単位の認定は、授業科目ごとに 100 点を満点とし、点数により S（90 点以上）、A（80 点以上 90 点未満）、B（70 点以上 80 点未満）、C（60 点以上 70 点未満）、D（60 点未満を不合格）の評定によって行われている（資料 5-6-②-A）。各担当教員の成績評価に基づき、研究科教授会において単位認定を行っている。

資料 5-6-②-A 研究科履修規程に定められた成績評価基準の例

（成績評価）

第 5 条 成績の評価は、試験成績、平常の成績、出席状況等を総合して判断する。

- 2 成績の表示は津語のとおりとし、S、A、B 及び C を合格とし、所定の単位を与える。ただし、可否のみの評価によって単位認定を行う科目については、合格を R で表す。

評語	基準及び適用	得点区分	可否
----	--------	------	----

S	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績	90～100 点	合格	
A	到達目標を十分に達成できている優れた成績	80～89 点		
B	到達目標を達成できている成績	70～79 点		
C	十分ではないが到達目標を達成できている成績	60～69 点		
D	到達目標を達成できていない成績	60 点未満	不合格	
R	可否のみの評価により単位認定する場合		合格	

3 不合格となった科目が、再履修することができる。

【分析結果とその根拠理由】

看護学研究科では、学位規程及び履修規程に則り、成績評価基準及び修了認定基準を具体的に定めている。成績評価や単位認定は成績基準などによって行われ、成績評価基準や評価方法は、履修オリエンテーションやシラバスで学生に周知されている。

以上により、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

観点 5－6－③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点到係る状況】

看護学研究科のシラバスには、成績評価方法が明記されており、『大学ウェブサイト』に公開され、学生にも周知されている。学生の成績評価結果は、学年末に「情報公開システム」により学生に通知している。成績に関する異議がある場合には、「成績の異議申し立て制度」に則り成績の開示請求及び異議申し立てができることとなっている（別添資料 5-6-③-1）。また、学生に対してはメーリングリスト、大学院等への掲示等の方法によって「成績の異議申し立て制度」の周知に努めている（別添資料 5-6-③-2）。

＜別添資料＞

5-6-③-1 成績に関する異議申し立て制度

5-6-③-2 平成 29 年度成績確認院生用掲示物

【分析結果とその根拠理由】

成績評価等の方法がシラバスに明記され、『大学ウェブサイト』で公開され学生に周知されている。また、成績評価結果も学年末に「情報公開システム」により学生に通知され、成績確認申請の体制も講じられている。

以上により、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

観点 5－6－④： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

学位論文に関する審査は、学位授与方針に従って、学位規程に基づき行っている。学位規程には学位、学位授与の要件、修士論文の提出資格、審査委員会、修士論文の審査及び試験、修士の学位の授与等について明記されている（再掲資料 5-5-⑥-2）。

学位論文の審査基準は、看護学教育者と看護学研究者を養成する専門分野の修士論文と専門看護師教育課程の専門分野の特定課題論文に分けて、「修士論文審査の基準」を策定している（別添資料 5-6-④-1）。

また、学位の審査は、学位規程に基づき研究指導会議の委嘱を受けた審査委員会で行っている。審査委員会は学生の指導教員を含めた3人の教員で構成し、修士論文などの審査と最終試験を行っている。修士論文等の審査は、「修士論文審査の基準」に従って行われている。これらのことは、学生には履修ガイダンスで周知している。

審査結果は、「学位論文審査及び最終試験結果報告書」に基づき研究指導会議にて審議される。修士論文の課題一覧（別添資料 5-6-④-2）及び修士論文要旨集を作成している（別添資料 5-6-④-3）。修了認定は、大学院学則及び学位規程に定められている修了要件、申し合わせ事項として作成されている修了判定基準に基づき行われている（資料 5-6-④-A）。学生に対しては、履修オリエンテーションにおいて修了認定に関する説明を行っている。

＜別添資料＞

5-6-④-1 修士論文審査の基準

5-6-④-2 修士論文の課題一覧

5-6-④-3 修士論文要旨集（平成 29 年度）

資料 5-6-④-A 大学院学則

（修士規程の修了）

第 28 条 修士課程の修了要件は、本学大学院に2年以上在学し、別表に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りることとする。

2 修士課程を修了した者に対しては、修士の学位を授与する。

3 修士の学位に関し必要な事項は、別に定める。

【分析結果とその根拠理由】

学位論文の評価基準は、学位規程に基づき専門分野の特性に応じて策定されており、履修ガイダンス等で学生に周知されている。論文審査の体制は学位規制に則り整備され、評価基準に沿った審査が行われている。

以上により、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

＜学士課程＞

【優れた点】

○ 平成 28 年 10 月 6 日に締結した本学と山梨経済同友会との連携協力協定に基づき、経済同友会講師による学

内における授業科目「インターンシップ」（山梨創生学講座）を実施し、キャリア形成支援の充実を図った。

【改善を要する点】

該当なし

＜大学院課程＞

【優れた点】

- 「専門看護師教育課程」を開設し、現在感染看護学、急性期看護学、慢性期看護学、在宅看護学、がん看護学、精神看護学の6分野が専門看護師教育課程として認定を受けている。日本看護系大学協議会において 106 大学院 301 課程中、在宅看護学は 16 課程、感染看護学は 12 課程、慢性期看護学は 24 課程、急性期看護学は 27 課程、精神看護学は 43 課程、がん看護学は 72 課程が認定される状況であり、当大学院の社会への貢献度は大きい。

【改善を要する点】

該当なし

基準6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-①：各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

学士課程の成績分布及び単位修得状況をみると、平成29年度における国際政策学部、人間福祉学部、看護学部の各学部の科目全体の単位修得率は、それぞれ90.8%、93.7%、99.8%であり、成績分布において“S及びA”の割合は、それぞれ62.5%、70.8%、76.2%であった（資料6-1-①-A）。過去5年間の推移を見ても、比較的高い水準を示している。

各学部において、標準修業年限で卒業するものが8～9割を占め（資料6-1-①-B）、退学、休学の件数や割合も少ない状況にある（資料6-1-①-C）。一方、看護学研究科では入学生の大半を社会人が占めているため、標準修業年限での修了率は年度によってバラツキがある。なお、専門看護師（CNS）コースの修了生は、過去5年間で合計27名、そのうちCNS認定者は19名であり70.3%の取得状況である（資料6-1-①-D）。このように、高度看護実践者の養成についても実績を上げている。

資格取得に関連して、看護学部（保健師・助産師・看護師）ならびに人間福祉学部福祉コミュニティ学科（社会福祉士・精神保健福祉士）の国家試験合格率は、いずれも全国平均を上回り高い割合で推移している（資料6-1-①-E）。人間福祉学部人間形成学科では既取得の学生を含め、ほぼ全員が保育士資格を取得して卒業している（資料6-1-①-F）。また、過去5年間の学部レベルにおける教員免許取得状況をみると、延べ316名の学生が教員免許を取得している状況である（資料6-1-①-G）。平成23年度に新たに開設した小学校課程修了者も3年間で36名に達し、そのうち10名は正規の教員に、7名は非常勤の教員として就職しており、高い就職率となっている（資料6-1-①-H）。

卒業論文・学位論文の成績分布状況を見ると、学部や年度によって差はあるものの、平成29年度では90.7%（国際政策学部）、94.6%（人間福祉学部）、100%（看護学部）と高い合格率となっている（資料6-1-①-I）。他方、看護学研究科の修士論文に関しては、「学位規程」に基づく審査を経たうえで合否が判定されており、常に一定の水準が確保されている。修士論文については、その研究成果の多くが学会等で発表されており、なかにはレフェリー制度のある学会誌に掲載された研究もある。大学院生及び修了生の論文投稿状況は、平成19年以降毎年1件から2件、学会発表は毎年2題から5題となっている。

資料6-1-①-A「学士課程の成績分布及び単位修得状況」（平成25～29年度）

学 部	開 講 年 度	S・A 80-100点 (人) (%)	B 70-79点 (人) (%)	C 60-69点 (人) (%)	合格 SABCの区別 がないもの (人) (%)	D 60点未満 (人) (%)	単位 修得率 (%)
国 際 政 策	H25年度	4595(55.6)	1865(22.6)	728(8.8)	92(1.1)	987(11.9)	88.1
	H26年度	4612(54.4)	1835(21.7)	927(10.9)	107(1.3)	994(11.7)	88.3

	H27 年度	4582 (60. 7)	1565 (19. 6)	715 (8. 9)	87 (1. 1)	771 (9. 7)	90. 3
	H28 年度	4891 (65. 4)	1347 (18. 0)	519 (6. 9)	119 (1. 6)	603 (8. 1)	91. 9
	H29 年度	4677 (62. 5)	1297 (17. 3)	587 (7. 8)	231 (3. 0)	685 (9. 1)	90. 8
人 間 福 祉	H25 年度	6164 (73. 4)	1335 (15. 9)	409 (4. 9)	94 (1. 1)	395 (4. 7)	95. 3
	H26 年度	6112 (72. 1)	1461 (17. 2)	406 (4. 8)	91 (1. 1)	404 (4. 8)	95. 2
	H27 年度	6457 (72. 7)	1519 (17. 1)	343 (3. 9)	99 (1. 1)	460 (5. 2)	94. 8
	H28 年度	6461 (75. 2)	1361 (15. 8)	357 (4. 2)	100 (1. 2)	309 (3. 6)	96. 4
	H29 年度	5907 (70. 8)	1319 (15. 8)	444 (5. 3)	149 (1. 7)	523 (6. 2)	93. 7
看護	H25 年度	6101 (67. 7)	2023 (22. 4)	717 (8. 0)	68 (0. 8)	103 (1. 1)	98. 9
	H26 年度	6450 (75. 8)	1579 (18. 6)	419 (4. 9)	35 (0. 4)	28 (0. 3)	99. 7
	H27 年度	6706 (75. 2)	1803 (20. 2)	363 (4. 1)	9 (0. 1)	42 (0. 5)	99. 5
	H28 年度	6729 (78. 2)	1590 (18. 5)	275 (3. 2)	2 (0. 0)	8 (0. 1)	99. 9
	H29 年度	6843 (76. 2)	1597 (17. 8)	404 (4. 5)	117 (1. 3)	21 (0. 2)	99. 8

資料 6-1-①-B 「卒業(修了)状況」

<国際政策学部> (標準修業年限内)

(単位:人, %)

年 度	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
学 科	平成 22 年度 入学者	ｽﾚｰﾄ 卒業生	ｽﾚｰﾄ 卒業率	平成 23 年度 入学者	ｽﾚｰﾄ 卒業生	ｽﾚｰﾄ 卒業率	平成 24 年度 入学者	ｽﾚｰﾄ 卒業生	ｽﾚｰﾄ 卒業率
総合政策学科	49	44	89. 8	44	34	77. 3	41	37	90. 2
国際コミュニケーション学科	48	32	66. 7	51	49	96. 1	47	33	70. 2
合 計	97	76	78. 4	95	83	87. 4	88	70	79. 5
年 度	平成 28 年度			平成 29 年度					
学 科	平成 25 年度 入学者	ｽﾚｰﾄ 卒業生	ｽﾚｰﾄ 卒業率	平成 26 年度 入学者	ｽﾚｰﾄ 卒業生	ｽﾚｰﾄ 卒業率			
総合政策学科	46	41	89. 1	45	37	82. 2			
国際コミュニケーション学科	45	33	73. 3	53	43	81. 1			
合 計	91	74	81. 3	98	80	81. 6			

<国際政策学部> (標準修業年限×1. 5)

年 度	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
学 科	平成 20 年度 入学者	6 年間 卒業生	6 年間 卒業率	平成 21 年度 入学者	6 年間 卒業生	6 年間 卒業率	平成 22 年度 入学者	6 年間 卒業生	6 年間 卒業率
総合政策学科	42	40	95. 2	45	43	95. 6	49	45	91. 8
国際コミュニケーション学科	40	39	97. 5	44	41	93. 2	48	41	85. 4
合 計	82	79	96. 3	89	84	94. 4	97	86	88. 7

年 度	平成 28 年度			平成 29 年度			
学 科	平成 23 年度 入学者	6 年間 卒業者	6 年間 卒業率	平成 24 年度 入学者	6 年間 卒業者	6 年間 卒業率	
総合政策学科	44	39	88.6	41	39	95.1	
国際コミュニケーション学科	51	49	96.1	47	42	89.4	
合 計	95	88	92.6	88	81	92.0	

<人間福祉学部> (標準修業年限内)

(単位: 人, %)

年 度	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
学 科	平成 22 年度 入学者	31レ1ト 卒業者	31レ1ト 卒業率	平成 23 年度 入学者	31レ1ト 卒業者	31レ1ト 卒業率	平成 24 年度 入学者	31レ1ト 卒業者	31レ1ト 卒業率
福祉コミュニティ学科	64	63	98. 4	71	66	93. 0	53	45	84. 9
人間形成学科	25	25	100	23	23	100	33	33	100
合 計	89	88	98. 9	94	89	94. 7	86	76	85. 4
年 度	平成 28 年度			平成 29 年度					
学 科	平成 25 年度 入学者	31レ1ト 卒業者	31レ1ト 卒業率	平成 26 年度 入学者	31レ1ト 卒業者	31レ1ト 卒業率			
福祉コミュニティ学科	56	51	91. 1	53	49	94. 2			
人間形成学科	34	31	91. 2	34	33	97. 1			
合 計	90	82	91. 1	87	82	94. 3			

<人間福祉学部> (標準修業年限×1.5)

(単位: 人, %)

年 度	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
学 科	平成 20 年度 入学者	6 年間 卒業者	6 年間 卒業率	平成 21 年度 入学者	6 年間 卒業者	6 年間 卒業率	平成 22 年度 入学者	6 年間 卒業者	6 年間 卒業率
福祉コミュニティ学科	60	55	91. 7	68	66	97. 1	64	63	98. 4
人間形成学科	20	20	100. 0	22	22	100. 0	25	25	100. 0
合 計	80	75	93. 8	90	88	97. 8	89	88	98. 9
年 度	平成 28 年度			平成 29 年度					
学 科	平成 23 年度 入学者	6 年間 卒業者	6 年間 卒業率	平成 24 年度 入学者	6 年間 卒業者	6 年間 卒業率			
福祉コミュニティ学科	71	68	95. 8	53	50	94. 3			
人間形成学科	23	23	100. 0	33	33	100. 0			
合 計	94	91	96. 8	86	83	96. 5			

<看護学部> (標準修業年限内)

(単位：人，%)

年 度	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
学 科	平成 22 年度 入学者	ｽﾚｰﾄ 卒業生	ｽﾚｰﾄ 卒業率	平成 23 年度 入学者	ｽﾚｰﾄ 卒業生	ｽﾚｰﾄ 卒業率	平成 24 年度 入学者	ｽﾚｰﾄ 卒業生	ｽﾚｰﾄ 卒業率
看護学科	102	98	96.1	101	97	96.0	100	89	89.0
年 度	平成 28 年度			平成 29 年度					
学 科	平成 25 年度 入学者	ｽﾚｰﾄ 卒業率	ｽﾚｰﾄ 卒業率	平成 26 年度 入学者	ｽﾚｰﾄ 卒業率	ｽﾚｰﾄ 卒業率			
看護学科	100	94	94.0	100	90	90.0			

<看護学部> (標準修業年限×1.5)

(単位：人，%)

年 度	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
学 科	平成 20 年度 入学者	6 年間 卒業生	6 年間 卒業率	平成 21 年度 入学者	6 年間 卒業生	6 年間 卒業率	平成 22 年度 入学者	6 年間 卒業生	6 年間 卒業率
看護学科	101	99	98.0	100	97	97.0	102	101	99.0
年 度	平成 28 年度			平成 29 年度					
学 科	平成 23 年度 入学者	6 年間 卒業生	6 年間 卒業率	平成 24 年度 入学者	6 年間 卒業生	6 年間 卒業率			
看護学科	101	100	99.0	100	96	96.0			

<看護学研究科> (標準修業年限内)

(単位：人，%)

年 度		平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
専 攻	通常	H24 入学者	ｽﾚｰﾄ 修了者	ｽﾚｰﾄ 修了率	H25 入学者	ｽﾚｰﾄ 修了者	ｽﾚｰﾄ 修了率	H26 入学者	ｽﾚｰﾄ 修了者	ｽﾚｰﾄ 修了率
看護学		7	5	71.4	4	1	25.0	1	1	100.0
専 攻	長期 履修 制度 利用	H23 入学者	ｽﾚｰﾄ 修了者	ｽﾚｰﾄ 修了率	H24 入学者	ｽﾚｰﾄ 修了者	ｽﾚｰﾄ 修了率	H25 入学者	ｽﾚｰﾄ 修了者	ｽﾚｰﾄ 修了率
看護学		4	3	75.0	5	5	100.0	3	2	66.7
年 度		平成 28 年度			平成 29 年度					
専 攻	通常	H27 入学者	ｽﾚｰﾄ 修了者	ｽﾚｰﾄ 修了率	H28 入学者	ｽﾚｰﾄ 修了者	ｽﾚｰﾄ 修了率			
看護学		6	3	50.0	1	1	100.0			
専 攻	長期 履修	H26 入学者	ｽﾚｰﾄ 修了者	ｽﾚｰﾄ 修了率	H27 入学者	ｽﾚｰﾄ 修了者	ｽﾚｰﾄ 修了率			

看護学	制度 利用	7	5	71.4	3	0	0.0	
-----	----------	---	---	------	---	---	-----	--

<看護学研究科> (標準修業年限×1.5)

(単位: 人、%)

年 度		平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
専 攻	通常	H23 入学者	3 年間 修了者	3 年間 修了率	H24 入学者	3 年間 修了者	3 年間 修了率	H25 入学者	3 年間 修了者	3 年間 修了率
看護学		4	4	100.0	7	6	85.7	4	2	50.0
専 攻	長期 履修 制度 利用				H22 入学者	5 年間 修了者	5 年間 修了率	H23 入学者	5 年間 修了者	5 年間 修了率
看護学					7	6	85.7	4	3	75.0
年 度		平成 28 年度			平成 29 年度					
専 攻	通常	H26 入学者	3 年間 修業者	3 年間 修業率	H27 入学者	3 年間 修業者	3 年間 修業率			
看護学		1	1	100.0	6	5	83.3			
専 攻	長期 履修 制度 利用	H24 入学者	5 年間 修了者	5 年間 修了率	H25 入学者	5 年間 修了者	5 年間 修了率			
看護学		5	5	100.0	3	2	66.7			

資料 6-1-①-C 「休退学の状況」

<退学率>

(単位: 人、%)

年度	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
課程	学生数	学生数	退学率	学生数	退学者	退学率	学生数	退学者	退学率
国際政策学部	392	7	1.8	398	3	0.8	386	2	0.5
人間福祉学部	368	1	0.3	365	3	0.8	367	3	0.8
看護学部	410	4	1.0	401	4	1.0	398	2	0.5
看護学研究科	26	2	7.7	21	0	0.0	24	1	4.2
合計	1,196	14	1.2	1,185	10	0.8	1,175	8	0.7
年度	平成 28 年度			平成 29 年度					
課程	学生数	退学者	退学率	学生数	退学者	退学率			
国際政策学部	397	7	1.8	393	8	2.0			
人間福祉学部	373	2	0.5	371	4	1.1			
看護学部	402	0	0	406	1	0.2			
看護学研究科	25	0	0	25	2	8.0			

合計	1,197	9	0.7	1,195	15	1.3	
----	-------	---	-----	-------	----	-----	--

<休学率>

(単位：人，%)

年度	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
課程	学生数	休学者	休学率	学生数	学生数	学生数	学生数	休学者	休学率
国際政策学部	392	16	4.1	398	17	4.3	386	19	4.9
人間福祉学部	368	3	0.8	365	3	0.8	367	6	1.6
看護学部	410	8	2.0	401	10	2.5	398	5	1.3
看護学研究科	26	1	3.8	21	2	9.5	24	3	12.5
合計	1,196	28	2.3	1,185	32	2.7	1,175	33	2.8
年度	平成 28 年度			平成 29 年度					
課程	学生数	休学者	休学率	学生数	休学者	休学率			
国際政策学部	397	22	5.5	393	24	6.1			
人間福祉学部	373	5	1.3	371	4	1.1			
看護学部	402	4	0.9	406	1	0.2			
看護学研究科	25	3	12.0	25	0	0			
合計	1,197	34	2.8	1,195	29	2.4			

資料 6-1-①-D 「専門看護師（CNS）教育課程修了者数」

年度	CNS 教育課程修了者数	CNS 資格取得者数
25	7	5
26	4	3
27	5	1
28	8	6
29	3	4
合 計	27	19

資料 6-1-①-E 「国家試験合格状況」

<看護師>

(単位：人，%)

年 度	新 卒 者			既 卒 者			合 計			全国平均 合格率
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	
25	104	103	99.0	2	2	100	106	105	99.1	89.8
26	97	95	97.9	2	2	100	99	97	98.0	90.0
27	94	92	97.9	2	1	50	96	93	96.9	89.4
28	100	99	99.0	2	2	100	102	101	99.0	88.5
29	94	94	100	1	1	100	95	95	100	91.0

<保健師>

(単位：人，%)

年 度	新卒者			既卒者			合 計			全国平均 合格率
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	
25	105	99	94.3	0	0	－	105	99	94.3	86.5
26	98	95	100	5	5	100	103	103	100	99.4
27	35	34	97.1	0	0	－	35	34	97.1	89.8
28	29	29	100	0	0	－	29	29	100	90.8
29	30	30	100	0	0	－	30	30	100	81.4

<助産師>

(単位：人，%)

年 度	新卒者			既卒者			合 計			全国平均 合格率
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	
25	6	6	100	0	0	－	6	6	100	96.9
26	6	6	100	0	0	－	6	6	100	99.9
27	6	6	100	0	0	－	6	6	100	99.8
28	6	6	100	0	0	－	6	6	100	93.0
29	6	6	100	0	0	－	6	6	100	98.7

<社会福祉士>

(単位：人，%)

年 度	新卒者			既卒者			合 計			全国平均合 格率
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	
25	71	32	45.1	42	15	35.7	113	47	41.6	27.5
26	70	47	67.1	29	9	31.0	99	56	56.8	27.0
27	51	39	76.5	37	5	13.5	88	44	50.0	26.2
28	54	31	57.4	37	5	13.5	91	36	39.6	25.8
29	48	37	77.1	31	7	22.6	79	44	55.7	30.2

<精神保健福祉士>

(単位：人，%)

年 度	新卒者			既卒者			合 計			全国平均 合格率
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	
25	10	10	100	0	0	－	10	10	100	58.3
26	6	6	100	1	1	100	7	7	100	61.3
27	8	8	100	1	1	100	9	9	100	61.6
28	8	8	100	0	0	－	8	8	100	62.0
29	6	6	100	0	0	－	6	6	100	62.9

資料 6-1-①-F 「保育士資格登録者数」 (単位：人)

年 度	新卒者数	新規登録者数	既登録者数
25	26	25	1
26	26	23	3
27	32	31	1
28	33	29	1
29	34	34	0

資料 6-1-①-G 「教職員免許取得状況」 (単位：人)

年度	中学			高校					幼稚園	小学校	養護教諭	合計
	英語	国語	家庭	英語	国語	家庭	福祉	公民				
25	2	3	4	2	3	4	4		26		6	54
26	3	1	1	3	1	1	1		25		11	47
27	3	1	2	3	1	2	2	1	32	16	9	72
28	1	2	3	2	2	3	3	1	32	8	9	66
29	6	1	3	7	1	3	1	1	34	12	8	77
計	15	8	13	17	8	13	11	3	149	36	43	316

資料 6-1-①-H 「小学校課程修了者及び初等教員就職者数の推移」

年度	小学校課程修了者	小学校教員就職者
27	16	5 (内 1 名は非常勤)
28	8	6 (内 4 名は非常勤)
29	12	6 (内 2 名は非常勤)
計	36	17 (内 7 名は非常勤)

資料 6-1-①-I 「卒業・学位論文の成績分布状況」

学士課程	区分	年度	A 80-100 点 (人) (%)	B 70-79 点 (人) (%)	C 60-69 点 (人) (%)	D 60 点未満 (人) (%)	合格率 (%)
国際政策学部	卒業研究	平成 25 年度	74(78.7)	12(12.8)	5(5.3)	3(3.2)	96.8
		平成 26 年度	88(82.2)	6(5.6)	3(2.8)	10(9.4)	90.6
		平成 27 年度	69(71.1)	11(11.3)	2(2.1)	15(15.5)	84.5
		平成 28 年度	84(82.4)	4(3.9)	2(1.9)	12(11.8)	88.2
		平成 29 年度	91(84.2)	4(3.7)	3(2.7)	10(9.2)	90.7
人間福祉学部	卒業研究	平成 25 年度	88(94.6)	4(4.3)	0(0)	1(1.1)	98.9
		平成 26 年度	90(93.8)	3(3.1)	1(1.0)	2(2.1)	97.9
		平成 27 年度	81(91.0)	1(1.1)	0(0)	7(7.9)	92.1

		平成 28 年度	88 (92. 6)	0 (0)	0 (0)	7 (7. 4)	92. 6
		平成 29 年度	82 (87. 2)	4 (4. 2)	3 (3. 1)	5 (5. 3)	94. 6
看護学部	卒業研究	平成 25 年度	90 (84. 9)	11 (10. 4)	5 (4. 7)	0 (0)	100. 0
		平成 26 年度	90 (90. 9)	8 (8. 1)	0 (0)	1 (1. 0)	99. 0
		平成 27 年度	87 (96. 7)	0 (0)	3 (3. 3)	0 (0)	100. 0
		平成 28 年度	96 (96. 9)	3 (3. 1)	0 (0)	0 (0)	100. 0
		平成 29 年度	91 (95. 8)	3 (3. 1)	1 (1. 1)	0 (0)	100. 0
大学院課程	区分	年度			合格	不可	合格率
看護学研究科	学位論文	平成 25 年度			11	0	100. 0
		平成 26 年度			6	0	100. 0
		平成 27 年度			5	0	100. 0
		平成 28 年度			8	0	100. 0
		平成 29 年度			3	0	100. 0

【分析結果とその根拠理由】

年度により若干の変動はあるものの、単位修得率、卒業(修了)率、及び卒業(学位)論文の成績分布は高いレベルで安定的に推移している。また休・退学率は、全国平均を下回る低い水準で推移している。

資格取得については、各国家試験合格率は全国平均に比べていずれも高く、保育士資格、教員免許資格取得状況も良好である。看護学研究科には、社会人学生が多く、最低年限修了に困難を伴う場合もあるため、平成 22 年度から「長期履修制度」を導入し大学院生の修学を支援している。それにより、専門看護師(CNS)資格取得者数も増加傾向にある。また、修士論文の多くは学会発表に結びつく高い水準を維持している。

以上により、各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業(修了)、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文の内容・水準から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

観点 6-1-②： 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

学生からの意見聴取システムとしては、毎年度実施している学生による授業評価のほか、平成 25 年度～27 年度までの 3 年間、3 学部の在校生全員を対象に実施した「学生生活実態調査」、卒業年次生や修了年次生に対するアンケート調査のほか、年間数回行われる「学長と語る会」や「副学長と語る会」、看護学研究科における研究科意見交換会などがある。このうち「学長と語る会」は、池田キャンパスと飯田キャンパスのそれぞれで実施されており、大学側からは理事や事務局職員、学部長等も参加して学生から意見・要望を聴取している。

平成 29 年度の要望を例示すると、学内への ATM の設置やカフェテリアにコンセント増設(個人学習のためのパソコン使用が目的)、図書館へのかばんの持ち込みの許可等々、学習環境に関するものが多数を占めており、大

学としても学習環境の整備・充実に努めているところである。また、上述の「学生生活実態調査」では、本学の学生の総合的満足度は81.9%（全国平均63.2%）と高率であった。このような学生からの意見聴取の結果は、学部教授会や教育研究審議会等に報告すると同時に、大学・学部運営に反映させている（別添資料6-1-②-1）。

創立以来継続して実施している学生による授業評価は、山梨県立大学法人評価委員会も高く評価したように、非常勤講師を含めて全学の開設科目を対象にしたものであり、結果は学部長等を通じて個々の教員にフィードバックされている。学部長等と担当教員との話し合いなどを通じて授業内容の改善に努めており、学部・研究科における満足度は高い（資料6-1-②-A.B）。

資料6-1-②-A 「学生による授業評価アンケート結果における総合的満足度」

年度	全体	国際政策学部	人間福祉学部	看護学部
平成24年度前期	4.29	4.23	4.45	4.17
平成24年度後期	4.36	4.40	4.36	4.28
平成25年度前期	4.28	4.16	4.36	4.25
平成25年度後期	4.32	4.17	4.36	4.38
平成26年度前期	4.32	4.15	4.36	4.35
平成26年度後期	4.35	4.19	4.37	4.44
平成27年度前期	4.34	4.19	4.39	4.40
平成27年度後期	4.37	4.20	4.38	4.49

注) 1. 学部5段階評価

資料6-1-②-B 「研究科授業評価アンケート結果における総合評価の変化」

実施時期	講義・演習科目	実習科目
平成24年度前期	4.61	なし
平成24年度後期	4.95	4.00
平成25年度前期	4.72	5.00
平成25年度後期	4.93	5.00
平成26年度前期	4.79	なし
平成26年度後期	4.75	4.50
平成27年度	4.56	3.50

注) 1. 研究科4段階評価 2. 平成27年度から年1回の実施

本学での学習成果や授業・教育の満足度に関する卒業年次生（4年次）に対する自己評価アンケート調査結果（平成29年度）は、次表のとおりである（卒業年次生287人、回答数261人、回答率90.9%）（資料6-2-②-C）。「本学での学習によって自分自身は成長したと思いますか」という成長度については、大学全体では4.5（5段階評価）と高く、特に人間福祉学部人間形成学科及び看護学部は4.8と際立った高さを示した。本学での学習環境のほか授業や教育の満足度については、学部・学科によって多少の違いはあるが、全体としては4.2以上となっているおり、国家資格を目指すの専門職分野での満足度が高くなっている。

大学院看護学研究科の修了年次生自己評価アンケートに関しても、成長度、満足度は高く、「後輩や知人に本学を勧めますか」の問いに対する回答も4.6と高いものとなっている（修了年次生14人、回答数7人、回答率50.0%）

(資料 6-2-②-D)。

資料6-1-②-C 卒業年次生自己評価アンケート調査結果

項 設問	学部・学科	国際政策		人間福祉		看護	全体 (n=261)
		総政 (n=24)	国コミュ (n=49)	福祉コ ミュ (n=51)	人間形成 (n=33)	看護 (n=93)	
1	本学での学習によって自分自身は成長したと思いますか	4.2	4.2	4.5	4.8	4.8	4.5
2	本学での学習環境は良かったですか	4	3.9	4.3	4.6	4.4	4.24
3	本学で受講した授業は充実していましたか	4	3.9	4.4	4.7	4.6	4.32
4	本学の教育は全体として満足しましたか	4.1	3.8	4.4	4.7	4.5	4.3
5	後輩や知人に本学を勧めますか	3.8	3.8	4.3	4.6	4.3	4.16

資料6-1-②-D 修了年次生(大学院2年次生)自己評価アンケート結果

項 設問	学部 研究科(n=14)
1 本学での学習によって自分自身は成長したと思いますか	4.6
2 本学での学習環境は良かったですか	4.3
3 本学で受講した授業は充実していましたか	4.4
4 本学の教育は全体として満足しましたか	4.6
5 後輩や知人に本学を勧めますか	4.6

<別添資料>

6-1-②-1 平成 29 年自己評価アンケート調査報告書 (山梨県立大学自己点検・評価部会)

6-1-②-2 平成 27 年度 看護学部・学生生活実態調査結果報告書

【分析結果とその根拠理由】

大学及び各学部・学科、研究科ともに学生の授業評価アンケート結果では、学生の授業に対する総合的な満足度（５段階評価）は４ポイント以上の高いレベルにあり安定している。

また、学部の卒業年次生（４年次）及び大学院の修了年次生に対する自己評価アンケート調査結果からも、いずれの学部あるいは研究科においても、学習の達成度あるいは満足度について高い数値を示している。

以上により、学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

観点 6-2-①： 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成 25～29 年度の過去 5 年間の大学、各学部及び研究科の就職状況は高水準を維持している(資料 6-2-①-A)。

国際政策学部においては、県内外の官公庁、流通、金融・保険、教育・学習支援、IT業界など専門領域に関連した多様な分野への就職となっている。

人間福祉学部の福祉コミュニティ学科では、福祉分野への就職が6割以上（福祉職の公務員を含む）、人間形成学科では、保育、乳幼児教育、小学校への就職が6割以上（公務員の保育士等を含む）となっている。

看護学部では、看護師、助産師、自治体の保健師、養護教諭等と、資格や免許を活かして就職をしている。

看護学研究科では、過去5年間の大学院修了生の就職率は75.0%～100%であり、就業先の内訳では、看護職が圧倒的に多かった（資料6-2-①-B）。専門看護師コースでは、修了生の69.4%がCNS認定者であり、認定看護管理者の認定者も看護管理学分野修了生の70.0%が認定されており、学習成果を上げている。また、修了生の社会での活躍状況をみると、学術集会の座長や研修会の講師など、大学院の専門分野での学修が活かされている。

なお、平成29年2月4日には、本学において修了生を対象とした看護学研究科シンポジウム「山梨県立大学大学院看護学研究科修了生の活躍－日々悩み、けれど、輝いている“今”を言葉に－」を開催し、シンポジストとして現場や大学で活躍している4名の修了生から実践報告があった。

資料6-2-①-A 「就職状況の推移」

学 部	年度	卒業生数 (人)	進学者	就職希望 者数(人)	就職者数(人)	就職率(%)
国際政策	25 (H26.3 卒業生)	89	4	81	76	93.8
	26 (H27.3 卒業生)	97	1	91	85	93.4
	27 (H28.3 卒業生)	80	0	75	69	92.0
	28 (H29.3 卒業生)	87	0	87	84	96.6
	29 (H30.3 卒業生)	97	6	84	83	98.8
人間福祉	25 (H26.3 卒業生)	92	2	88	85	96.6
	26 (H27.3 卒業生)	94	0	89	87	97.8
	27 (H28.3 卒業生)	79	4	73	72	98.6
	28 (H29.3 卒業生)	88	2	85	81	95.3
	29 (H30.3 卒業生)	86	1	81	81	100.0
看 護	25 (H26.3 卒業生)	105	2	103	101	98.1
	26 (H27.3 卒業生)	98	0	98	98	100.0
	27 (H28.3 卒業生)	94	0	93	93	100.0
	28 (H29.3 卒業生)	100	1	98	98	100.0
	29 (H30.3 卒業生)	94	3	91	91	100.0
合 計	25 (H26.3 卒業生)	286	8	272	262	96.3
	26 (H27.3 卒業生)	289	1	278	270	97.1
	27 (H28.3 卒業生)	253	4	241	234	97.1
	28 (H29.3 卒業生)	275	3	270	263	97.4
	29 (H30.3 卒業生)	277	10	256	255	99.6

資料 6-2-①-B 「大学院（看護学研究科）修了生の就職状況」

年度	看護職 (人)	教育職 (人)	行政職 (人)	その他 (人)	修了者計 (人)	就職率 (%)
25 (H26.3 修了生)	8	2	0	1	11	90.9
26 (H27.3 修了生)	6	0	0	0	6	100.0
27 (H28.3 修了生)	4	0	0	1	5	80.0
28 (H29.3 修了生)	8	0	0	0	8	100.0
29 (H30.3 修了生)	3	0	0	0	3	100.0

【分析結果とその根拠理由】

大学全体及び人間福祉学学部、看護学部・看護学研究科における就職率は、国家試験合格率とともに高い水準を維持しており、資格や免許を活かした就職状況にある。国際政策学部においても、専門領域に関連した多様な進路や職業を選択している。

以上により、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

観点 6-2-②： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

過去 4 年間に、5 人以上の卒業生が就職した就職先を選定して行った調査（平成 29 年度）では、43 の企業・機関等から 23 の回答を得た（回答率 53.5%）。その結果、5 段階評価で活躍度は 4.7、教養 4.4、専門性 4.0 となっており、仕事での協調性は活躍度と同じ 4.7 と極めて高い数値を示した（資料 6-2-②-A）。自由記述でも、「保健師や社会福祉士等の専門職として採用することが多い。専門的な知識は十分に身につけている。」とか、「山梨県内の大学ではトップクラスの優秀な学生が多数在籍していると感じている。特にコミュニケーション能力が高いと思う。引き続き、幅広い教養を身につけ、人格を磨く教育内容のカリキュラムをお願いする。」といった、大学での教育成果を評価したコメントをいただいている。

また、本学では前身校との関係で二つの同窓会（富桜会と白樹会）が存在している。平成 29 年度に同窓会の協力を得て、同窓会総会に参加した卒業生への調査を実施した。その中で、「卒業生は社会で活躍しているか」という設問に対しては、ほとんどの同窓生が「そう思う」という回答を寄せた（資料 6-2-②-B）。

資料6-2-②-A 学生の就職先企業・機関アンケート調査結果

項	設問	就職先 (n=23)
1	本学出身者は、貴社・貴機関で全般的に活躍していると思いますか	4.7
2	本学出身者は、社会人としての教養が身についていると思いますか	4.4
3	本学出身者は、業務を行う上で必要となる専門性が身についていると思いますか	4
4	本学出身者は、他者と協力しながら仕事をしていると思いますか	4.7

資料6-2-②-B 同窓会アンケート調査結果

設問	設問項目	合計	富桜会 白樹会	1	2	3	4
1	大学の認知度	79	42(53.2%)	6(14.3%)	23(54.7%)	12(28.6%)	1(2.4%)
			37(46.8%)	16(43.2%)	16(43.2%)	5(13.5%)	0(0.0%)
2	卒業生の社会での活躍	79	42(53.2%)	34(81.0%)	2(4.7%)	6(14.3%)	
			37(46.8%)	35(94.6%)	0(0.0%)	2(5.4%)	
3	カリキュラムは社会の要請に対応しているか	79	42(53.2%)	21(50.0%)	1(2.4%)	20(47.6%)	
			37(46.8%)	33(89.2%)	0(0.0%)	4(10.8%)	

注) <設問1> 1:よく知っている 2:ある程度知っている 3:よく知らない 4:全く知らない

<設問2> 1:そう思う 2:そう思わない 3:分からない

<設問2> 1:そう思う 2:そう思わない 3:分からない

【分析結果とその根拠理由】

各学部・研究科の卒業生、修了生の多くは本学での学習内容を活かした業務に就職しているが、企業・機関等を対象としたアンケートや同窓生からの評価は良好である。

以上により、卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士、看護師・保健師・助産師の国家試験合格率は全国平均に比べていずれも高い水準を維持しており、また教員免許等資格取得状況も良好であり、就職先は専門職資格を活かしたものとなっている。
- 各学部において、大学で学んだ知識・技術等を活かした就職先が選択され、就職率も高い水準で推移している。卒業生の就職先企業・機関等からの評価もきわめて高い。

【改善を要する点】

該当なし

基準 7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①：教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面についてそれぞれ配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

校地面積は52,988 m²であり、大学設置基準第37条で求められている面積10,800m²を満たしており、校舎面積についても31,722 m²と大学設置基準第37条の2で求められている面積9,254m²を満たしている。教育研究に必要な講義室、演習室、研究室、図書館などの校舎及び運動場は、「校地面積・建築面積等の状況」（資料7-1-①-A）のとおり整備されている。施設の耐震化は、法人化の際の県からの出資の段階で完了している。施設・設備については、毎年度の法定点検の結果などを参考に順次改修等を行っているところであるが、建設や設置から年数が経ち老朽化が進行していることから、計画的に修繕と整備に取り組んでいる（資料7-1-①-B）。

また、講義室のほか、免許、資格課程の教育内容に対応した実習室、語学学習室、演習室（一部アクティブラーニング対応）が整備され授業のほか、個人指導（チューター指導等）に活用されている（別添資料7-1-①-1）。

バリアフリー化に関しては、飯田キャンパスではA館、B館にエレベータを設置するとともに、A、B、C館の2階を回廊でつなぎ移動を容易にしている。また、各建物の入口にはスロープが、階段には手すりが設置されている。飯田キャンパスにおいては、多目的トイレはA館、B館の各フロアに設置され、A館1階はオストメイト対応となっている。飯田図書館には、車いす利用者用に昇降機が設置され、必要に応じて職員が対応する体制になっている。他方、池田キャンパスでは、本館及び4号館、にエレベータが設置され、各館の入り口にはスロープが設置されている。

安全・防犯面に関しては、飯田キャンパスでは7台、池田キャンパスでは12台の防犯カメラが設置されているほか、職員の勤務時間終了後、閉門まで警備員が常駐している。

資料7-1-①-A 校地面積・建築面積等の状況（事務局作成）

区 分	現 況	設置基準
校 地	52,988m ²	10,800m ²
（内訳）飯田キャンパス	（内訳）14,411m ²	
池田キャンパス	20,972m ²	
運動場	17,875m ²	
校 舎	31,722m ²	9,254m ²
（内訳）飯田キャンパス	（内訳）13,556m ²	
池田キャンパス	18,166m ²	

資料7-1-①-B 主な施設・設備整備実績・計画

区分	～H28年度	H29年度	H30年度	H31年度以降
飯田	・C館アクティブラーニング教室整備 ・C館ロビー・テーブル、椅子配置 ・図書館照明LED化	・図書館ラーニングコモンズ整備 ・図書館トイレ改修	・C館空調設備改修（施工）	・C館空調設備改修（施行） ・講堂映像・音響設備改修
池田	・図書館照明LED化 ・自習室整備 ・ピロティ鉄骨柱修繕	・受電ケーブル等更新工事 ・教室机、椅子入替	・冷温水発生器入替設計委託 ・図書館ラーニングコモンズ整備	・老朽化電気設備更新

【分析結果とその根拠理由】

校地面積及び校舎面積は、大学設置基準を満たしている。本学では各学部、学科の教育目的に応じて講義室、演習室、実習室等の施設、空調やプロジェクター等の教育用設備が整備され有効に活用されている。また、耐震化、バリアフリー化についても両キャンパスとも実施されている。安全・防災面に関しては、両キャンパスとも防犯カメラが設置され事務室常時状況確認が可能であり、夜間は職員の勤務時間終了後校門閉鎖まで警備員が常駐している。

以上により、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面についてそれぞれ配慮がなされていると判断する。

観点 7-1-②：教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

現在、飯田キャンパス内、池田キャンパス内、及びキャンパス間において学内ネットワークが構築されている。ピアノ演習室などのネットワークの利用が想定されない教室を除いて、全ての教室で有線と無線のLANが利用できる状態になっている。学生が外部から学内のネットワークにアクセスするためのVPN回線も63回線用意されている。

インターネット（SINET）の一日平均の利用率は、用意されているネットワーク容量（1Gbps）に対して、最大で20%程度（200Mbps）であり十分な状況である。

パソコンを利用する情報関連教室は3教室あり、計139台のパソコンが設置されているほか、両キャンパスの図書館に63台（うち貸出用ノートパソコン37台。）のほか、飯田キャンパスではカフェテリアにもパソコンが設置され、学生の利用に供されている（資料7-1-②-A）。

資料7-1-②-A パソコンの主な設置状況

区分	飯田キャンパス	池田キャンパス
情報関連教室	情報教室 36台	情報教室 55台
	CALL教室 48台	—

図書館	検索用パソコン	8 台	検索用	18台
	貸出用ノートパソコン	19台	貸出用ノートパソコン	18台
学生共有スペース	カフェテリア	10台	—	

学生のパソコン利用支援のための「ヘルプデスク」が設置され、飯田キャンパスでは週3日（月・水・金の午後）委託業者が、池田キャンパスでは常勤の職員を置き飯田キャンパスの相談も含め週5日対応にあたっている。

看護学研究科では、大学院棟の各院生室にパソコンが1台ずつと講義等で使用するためのパソコンが2台、計7台のパソコンが設置されている。また大学院棟内は無線LANが整備されている。また、これらを維持・管理するため、ヘルプデスクによる月1度のメンテナンス及びセキュリティ管理が定期的に行われている。

また、セキュリティ管理については、「情報セキュリティポリシー」を定め、管理の徹底を図っており、平成29年度には外部委託により情報セキュリティ監査を実施した。

【分析結果とその根拠理由】

学生用の教育システム、無線LANシステム、外部からのアクセスのためのVPNシステムが整備されており、各システムの利用をサポートするためのヘルプデスクも設置されて対応にあたっている。また、図書館には貸出用のパソコンが設置されている。

以上により、教育研究活動を展開する上でICT環境が整備され、学生のニーズによって有効に活用されていると判断する。

観点7-1-③： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点到係る状況】

本学には、飯田キャンパスに「山梨県立大学飯田図書館」（以下「飯田図書館」という）、池田キャンパスに「山梨県立大学看護図書館」（以下「看護図書館」という）が設置されている。

飯田図書館は、昭和56（1981）年に現施設が開館。2階建ての独立した建物で、延床面積は1,187 m²、座席数は128席である。図書館資料として、平成30年3月31日現在、図書132,453冊、逐次刊行物（雑誌、製本雑誌、紀要、新聞縮刷版）89,277冊、視聴覚資料3,314点を所蔵している。

オンラインデータベースとしては、全国の大学図書館の総合目録である「CiNii」、福祉・医療分野の情報源となる「医中誌Web」、新聞記事や企業情報を提供する「日経テレコン21」、語学関係の「The Oxford English Dictionary オンライン版」を導入している。

看護図書館は、平成6（1994）年開館、図書館棟の1階部分に設けられており、延床面積は1,043m²、座席数は119席である。看護学関係の資料を中心に、図書86,038冊、逐次刊行物70,147冊、視聴覚資料2,679点を所蔵するほか、113タイトルの電子ジャーナルを導入している。

また、オンラインデータベースとしては、「CiNii」、「医中誌Web」、「日経テレコン21」に加え、「CINAHL Plus」、「JDreamIII」、最新看護索引Web、「Cochrane Library」などの医学、看護、科学技術関連の情報源も導入している。

両館合わせた図書の総冊数は218,491冊で、蔵書は、各キャンパスの授業に関連した分野を中心に構成されて

いる(資料7-1-③-A)。図書館資料の推移としては、5年前の平成25年度時点と比較し、図書15,437冊、逐次刊行物(雑誌タイトル数)198種、視聴覚資料632点の増加となっている(資料7-1-③-B)。

過去5年間の利用状況では、年度により多少の増減はあるものの、全体としては大きな変化は見られない(資料7-1-③-C)。資料は、飯田図書館、看護図書館それぞれの「蔵書整備方針」に基づき、学習・教育研究上で必要な資料を収集、整備している(資料7-1-③-D)。

飯田図書館は、平成27年度より夜間の開館時間延長を行い、平日午前9時から午後9時30分まで利用できるようになっている。看護図書館は、平日午前9時から午後10時30分まで、土曜日は午前9時から午後5時まで開館している。

図書館では、平成22年度に構築された本学の「学術機関リポジトリ」の運営も行っており、毎年、定期的に登載コンテンツを増やし、本学の事業実績や研究成果の発信に努めている(資料7-1-③-E)

資料7-1-③-A 分類別図書冊数(平成30年3月31日現在)

	区分	総記	哲学	歴史	社会	自然	工学	産業	芸術	語学	文学	計
飯田図書館	和書	9,837	6,719	8,459	47,516	7,847	5,127	2,537	9,013	5,926	18,897	121,878
	洋書	1,600	579	1,769	1,749	178	87	85	677	2,052	1,799	10,575
	計	11,437	7,298	10,228	49,265	8,025	5,214	2,622	9,690	7,978	20,696	132,453
看護図書館	和書	1,093	4,241	2,716	16,431	44,495	1,641	436	2,105	894	5,546	79,598
	洋書	79	316	10	706	4,910	62	4	59	215	79	6,440
	計	1,172	4,557	2,726	17,137	49,405	1,703	440	2,164	1,109	5,625	86,038
両館合計	和書	10,930	10,960	11,175	63,947	52,342	6,768	2,973	11,118	6,820	24,443	201,476
	洋書	1,679	895	1,779	2,455	5,088	149	89	736	2,267	1,878	17,015
	計	12,609	11,855	12,954	66,402	57,430	6,917	3,062	11,854	9,087	26,321	218,491

※絵本、紙芝居は「芸術」に含めた。

資料7-1-③-B 資料数の推移

年 度	館 名	図 書 (冊)	雑誌タイトル(種)	視聴覚資料(点)
平成25年度	飯田図書館	123,109	436	2,836
	看護図書館	79,945	1,549	2,525
	合 計	203,054	1,985	5,361
平成26年度	飯田図書館	125,278	498	2,987
	看護図書館	81,785	1,594	2,558
	合 計	207,063	2,092	5,545
平成27年度	飯田図書館	128,275	506	3,078
	看護図書館	83,441	1,611	2,626

	合 計	211,716	2,117	5,704
平成28年度	飯田図書館	130,239	510	3,184
	看護図書館	84,794	1,645	2,649
	合 計	215,033	2,155	5,833
平成29年度	飯田図書館	132,453	526	3,314
	看護図書館	86,038	1,657	2,679
	合 計	218,491	2,183	5,993

資料7-1-③-C 図書館利用状況

年 度	館 名	開館日数	入館者数	調査相談件数	貸出件数	貸出冊数
平成25年度	飯田図書館	224	28,949	966	4,341	9,004
	看護図書館	268	66,713	1375	5919	12126
	合 計	492	95,662	2341	10260	21130
平成26年度	飯田図書館	224	35,316	735	4,272	9,235
	看護図書館	267	71,159	1,588	6,749	13,447
	合 計	491	106,475	2,323	11,021	22,682
平成27年度	飯田図書館	221	36,168	612	4,181	9,195
	看護図書館	267	66,388	1,328	6,303	13,434
	合 計	488	102,556	1,940	10,484	22,629
平成28年度	飯田図書館	224	28,950	811	4,059	9,444
	看護図書館	266	66,255	1,006	5,808	12,813
	合 計	490	95,205	1,817	9,867	22,257
平成29年度	飯田図書館	223	29,130	736	3,755	8,335
	看護図書館	263	55,729	872	5,165	11,468
	合 計	486	84,859	1,608	8,920	19,803

資料7-1-③-D 蔵書整備方針（平成30年度図書館運営委員会で承認）

図書館蔵書整備方針

山梨県立大学飯田図書館では、蔵書整備において次のことに重点を置き、図書及び雑誌の整備を行うものとする。

- (1) 学部基礎教育に必要な資料について、現行のカリキュラムを踏まえた蔵書整備を行う。
- (2) 学部の独自性を生かしつつ、バランス良く系統的な資料の収集を行う。
- (3) 学部に関連した、山梨の地域資料の収集を行う。
- (4) 学部に関連した、新分野は優先的に収集する。

山梨県立大学看護図書館では、大学基準に基づく大学図書館として、また看護学を専攻する大学図書館として、山梨県立大学看護学部、山梨県立大学大学院看護学研究科の教職員と学生、及び県内在住の看護職、医療・保健・福祉に携わるものの学習や調査研究を援助するために図書資料を収集し、選定する。

【選定基準】

- (1) 大学、大学院の授業科目にかかる学習用図書資料
- (2) 学生の人間形成並びに情操教育にかかわる図書資料
- (3) 学生の自主学習にかかわる図書資料
- (4) 教員の研究にかかわる図書資料
- (5) 洋書を含む看護の専門図書資料
- (6) 医療・保健・福祉関連図書資料
- (7) 看護の隣接領域にかかわる図書資料

資料 7-1-③-E 学術機関リポジトリ 掲載コンテンツ点数

年度	掲載点数	総点数（累計）	備 考
平成25年度	40	1,052	
平成26年度	55	1,107	
平成27年度	48	1,155	
平成28年度	42	1,197	
平成29年度	35	1,232	

【分析結果とその根拠理由】

飯田図書館では、人文・社会系の資料を中心に蔵書整備が進み、オンラインデータベースと共に利用に供している。看護図書館においては、看護学分野の資料が系統的に整備されると共に、電子ジャーナルや専門的なオンラインデータベースが充実し、教育研究に利用されている。各図書館の資料は、蔵書整備方針に基づき整備されている。

開館時間について、飯田図書館で夜間の開館時間の延長が実現するなど、学生の自主学習を支援する体制が整っている。また、学術機関リポジトリを通じて、本学の事業実績や研究成果が学内外で活用できる環境が整備されている。

以上により、図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理され、有効に活用されていると判断する。

観点 7-1-④： 自主的学習環境が十分整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

飯田キャンパスにおいては、自主学習環境として、飯田図書館、カフェテリア、情報教室、CALL教室があり、パソコンも完備している。さらに、平成 29 年 9 月に当図書館内にアクティブラーニングに対応した什器を設置するとともにレイアウトを見直しグループ学習、プレゼンテーション等に対応可能な「ラーニングコモンズ」とし、学生の自主的学習環境整備を強化した。その他、各科自習室、学科の学生のみ利用できる福祉コミュニテ

ィ学科実習室、人間形成学科ピアノ演習室6室を、自主学習のスペースとして学生に開放しており、授業時以外は常時学生が利用できるようになっている。

池田キャンパスには、看護図書館、自習室、談話室がある他、演習室が自主的グループ学習に利用できる。また、平成22年度からは学生ニーズに対応し、図書館で学生へのノートパソコン貸し出しが始まり、利用されている(資料7-1-④-A)。また、上述の飯田図書館のラーニングコモンズ整備の動きと合わせ、当図書館でもラーニングコモンズ機能をもたせるため平成30年度の予算要求を行うなど、順調に進められている。

看護学研究科では、学生専用の院生室が用意されており、院生室には1人1台の学習機やパソコン、共同のテーブルやロッカー、プリンター1台が備え付けられており、平日は午前7時30分～午後10時まで、土・日・祝日は午前9時～午後5時まで使用できる。また、責任者の許可を受ければ所定の時間帯以外に使用することができる。VPNサービスは図書館蔵書検索やインターネット検索などが、24時間365日使用できるよう学習環境が整えられている。

資料7-1-④-A 自主的学習環境と利用状況

自主学習 スペース	利用時間	数	パソコン台数	利用状況
○飯田キャンパス				
飯田図書館	平日 9:00～21:30	128 席	8 台 貸出用 19 台	入館者数 29,130 人 (平成 29 年度)
共同研究室		1 室	なし	
自習室	平日 9:00～23:30 平日以外 9:00～16:30	4 室	なし	
カフェテリア	平日 9:00～23:30 土日 9:00～16:30	150 席	10 台	
情報教室	授業使用以外 平日 9:00～21:00 土日 9:00～16:30	1 室	36 台	
CALL 教室	授業使用以外 平日 9:00～17:00	1 室	48 台	
キャリアサポート センター	平日 8:30～18:00	1 室	3 台	
福祉コミュニティ 学科実習室	授業使用時間以外の 平日 9:00～17:00	1 室	なし	
人間形成学科 ピアノ演習室	授業使用以外の 開学時間	9 室	ピアノ 13 台	予約表で管理し、授業時以外 は常時利用可
○池田キャンパス				
看護図書館	平日 9:00～22:30 土曜 9:00～17:00	119 席	18 台 貸出 18 台	入館者数 55,729 人 (29 年度)
個人学習用スタデ		5 室	なし	

イルーム				
自習室	開学時間中常時	26 席	なし	常時利用
情報処理教室	9:00～18:30		55 台	
演習室	授業使用以外の 開学時間	10 室		
院生室	平日 7:30～22:00 土・日・祝日 9:00～17:00	5 室	各研究室 1 台	責任者の許可を受ければ所定の時間帯以外に使用することができる。VPNサービスは図書館蔵書検索やインターネット検索などは24時間毎日、使用できる
学生ホール	平日 9:00～18:30	1 室	なし	
進路指導相談室	開学時間中常時	1 室	4 台	

【分析結果とその根拠理由】

飯田キャンパスC館オープンスペースの学習スペース化や飯田図書館へのラーニングコモンズの整備、池田キャンパス4号館への自習室の設置など、自主的学習環境の拡充が順調に進められている。共有スペースへの情報端末機器の設置を行っており、また、ノートパソコンの貸出制度を設け、学生の自主学習を支援している。

また、大学院生に関しては学生専用の院生室に情報機器端末が設置され、自主的学習環境は十分に整備されている状況にある。学生の利用状況も良好といえる。

以上により、自主的学習環境は十分整備され、効果的に利用されていると判断する。

観点 7-2-①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

学生全体に対しては、「オリエンテーション基準」に基づいて、全体オリエンテーションの中で学生便覧・シラバス・時間割等を配付し、全学共通科目及び履修登録（web 登録）の方法、学生生活全般について解説している。

学部別オリエンテーションで、学部長、学科長等が教育目的や教育課程を説明し、さらに学科別オリエンテーションでは、クラス担任や学科教務担当教員が専門や免許資格取得に係る履修、実習等についてきめ細かな履修指導を行っている。

新入生に対しては、オリエンテーション及びスタートアップ・セミナーで、学部ごとに履修方法等の解説を行っている。スタートアップ・セミナーでは、学科教員や上級生によって科目内容や履修、学習をアドバイスするとともに、ワークショップ等で新入生同士の交流も深め、大学生活への早期適応を図っている。平成 29 年度のスタートアップ・セミナーに関するアンケート結果の総合的満足度（5 点満点）をみると、人間福祉学部 4.69、看護学部 4.75 と学生の満足度も高いものになっている（別添資料 7-2-①-1）。

2 年次以降の学生に対しては年度初めに、学年ごとに、クラス担任や教務担当教員が、学年暦、進路、成績、履修等についてガイダンスを行っている。また、全学生を対象に前期・後期の履修登録期間に履修相談会を設け、個別の履修相談や指導にあたっている（資料 7-2-①-A）。

大学院生に対しても4月上旬に、1年次生に対して研究科長より共通科目について、研究指導教員より各専門分野の指導や相談体制の説明を行い、2年次生に対しては、修了要件を確認し、修士論文のガイダンスを実施している。(別添資料7-2-①-2)

資料7-2-①-A 学部・研究科における履修ガイダンスの実施状況 (H29年度)

学部・研究科	対象 (年次)	全体オリエン テーション	学部・学科オリエ ンテーション	スタートアッ プセミナー	履修相談会	担任、研究指導教 員のガイダンス
国際政策学部	1	○	○	○	◎	◎
	2～4		○		◎	◎
人間福祉学部	1	○	○	○	◎	◎
	2～4		○		◎	◎
看護学部	1	○	○	○	◎	◎
	2～4		○		◎	◎
大学院看護学 研究科	1		○		◎	◎
	2		○		◎	◎

○：4月上旬実施 ◎：4月、10月各学期初めに実施

＜別添資料＞

7-2-①-1 平成29年度スタートアップセミナーに関するアンケート集計結果（人間福祉学部・看護学部）

7-2-①-2 看護学研究科ガイダンス資料

【分析結果とその根拠理由】

全体オリエンテーションや学部・学科別オリエンテーション、スタートアップセミナー等で、免許資格取得に係る履修等も含め、授業科目の選択などきめ細かな履修指導を行っている。また2年次以降も、学年ごとのガイダンスを実施し個別相談に応じている。学生評価をみると、スタートアップセミナー等の総合的満足度は極めて高い結果となっている。

大学院生については「全オリエンテーション企画基準」に基づき、学生に『学生便覧』、『時間割』等を配付し、ガイダンスを実施している。また、学年別オリエンテーションでは、教育目的や教育課程、資格取得に係る履修、実習、修士論文作成等について履修指導を行っている。ほとんどの学生がガイダンスは役立ったと回答しており評価は高い。

以上により、授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

観点7-2-②： 学習支援に関するニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、クラス担任やチューター教員、ゼミ担当教員が、個人面談を実施し、学習相談、助言、支援にあたっている（別添資料 7-2-②-1『2017 学生便覧』p48、別添資料 7-2-②-2）。

全教員が週 2 コマのオフィスアワーを設け、多様なニーズ、複雑化する相談に対応している（別添資料 7-2-②-3）。また、それぞれの授業等を通じて、機会あるごとに学生の要望や意見を、文書または口頭で把握することに努めている。

学部、学科では、それぞれの特徴を活かし、留学についての個別指導や、国家試験対策講座等の学習支援を実施している（資料 7-2-②-A）。

看護学研究科では、学生の必要に応じた研究科長、研究指導教員、研究指導補助教員による個別支援体制をとっている。平成 30 年 5 月 1 日時点で在籍する 27 人の学生の全員が社会人学生（資料 7-2-②-B）である。平成 22 年度からは学生のニーズに対応するため「長期履修制度」（資料 7-2-②-C, D）を導入した。また、平成 21 年度以降は、研究科長による「院生面接」を実施し、学生のニーズを把握し、個別対応を行っている。

授業に対するニーズについては、学生の授業評価アンケートを実施しており、結果を集計したものを各教員にフィードバックし、教育改善を図っている（H28 年度授業評価については、実施方法の見直しのため不実施。H29 年度から再開。）。これまでの授業評価の結果は、27 年度まで「FD 活動報告書」として刊行、図書館等において学生が閲覧できるようにしている。平成 28 年度以降は、大学のホームページに掲載し、広く公表している（資料 7-2-②-E）。

障害のある学生に対する学習支援については、「山梨県立大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針」を策定し、具体的な対応方法については「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」に規定している（資料 7-2-②-F）。

障がいがあり特別な配慮を要する学生は、平成 30 年 5 月 1 日現在 13 人（資料 7-2-②-G）となっており、支援窓口は、学務課を中心に、各学部・各学科、保健センター等が連携を取りながら行っている。入学後、当事者と学務課及び学部・学科とで相談を行い、支援の内容・方法について検討、準備を行い、その後は上述の対応要領に基づいて個々の学生に応じた支援（パソコンの持込使用許可、専用机・椅子・スペース確保など）を実施している。

外国人留学生は、平成 30 年 5 月 1 日時点で 19 人在籍（国際政策学部）（資料 7-2-②-G）しており、円滑な留学生活が送れるよう、国際教育研究センターを中心に支援が行われている。国際教育研究センターには、専任の教員が配置され、留学生担当職員や留学生チューター（本学の学生ボランティア）と共に、修学上の相談に応じ、助言・指導等を行っている。留学生チューターは授業期間中少なくとも週 1 回は留学生と面談を持ち、授業に関する学習の援助だけでなく、日常生活のアドバイス・支援にもあたっている。

社会人学生については、看護学研究科を中心に 32 名在籍している。上述のとおり、看護学研究科では「長期履修制度」を導入するとともに、必要に応じて可能な範囲で土曜日や夜間での授業開講や集中講義形式での授業実施を行うなど、修了に向けた仕事と学業の両立に対する配慮がなされている。

資料 7-2-②-A 学習支援の取り組み状況

学部・学科、研究科	取組み内容
国際政策学部	1. 各学科の学年ごとに 2 名の教員を「クラス担任」とし、1 教員が 20 人余のクラス学生を入学時から卒業時まで担当し、修学や生活全般に関わる相談、指導、助言を行う体制をとっている。

	2. 1・2年次では基礎演習、3年次では課題演習、4年次では卒業研究の「ゼミ指導教員」が修学や進路等に関する相談、指導、助言に深く関わる。 3. 全教員が週2コマのオフィスアワーを設定し、それを学生に周知しており、学生が希望する時に希望する教員の指導助言を受けることができるようにしている。 4. 留学希望の学生に対しては、各国の担当教員が個別相談している。
人間福祉学部	1. 福祉コミュニティ学科は各学年（定員 50 名）の学生を2クラスに分け、それぞれにクラス担任教員を、人間形成学科は1学年（定員 30 名）を1クラスとして2名のクラス担任教員を配置し、日常的に、学生の修学・進路・生活全般に係る相談・助言・支援を行っている。 2. 年に1回程度、クラス担任による個人面談を実施し、進路や修学について相談にのっている。 3. 3年次後期以降は、全学生が卒業研究に向けたゼミに所属するため、ゼミ教員も所属学生の相談・助言・支援にあたっている。 4. 全教員が週2コマのオフィスアワーを設置し、学生にはオフィスアワー実施一覧を配布すると共に、研究室ドア等に各教員のオフィスアワーを明示し、学生からの相談時間を確保している。なお、オフィスアワーの時間以外にも多くの学生が気軽に教員へ指導助言を求めてくる状況である。 5. 社会福祉士等の国家試験対策への支援として、平日夜間に講座を開講し複数の教員が指導にあたっている。
看護学部	1. 1年生～4年生までの学生を縦割りで10のグループに分け、グループごとに複数の担当教員を配置するチューター制をとり、学生のニーズに併せた学習相談、助言、支援を行っている。 2. オフィスアワーの時間を設定し学生へ一覧を配布すると共に、研究室ドア等に各教員のオフィスアワーを明示している。 3. 国家試験対策に関しては、学生厚生委員会が国家試験対策委員の学生を支援し、国家試験模試受験の支援を行い、その成績をチューター教員に伝えてフォローを要請している。
看護学部研究科	1. 専攻する看護学専門分野ごとに情報ネットワークシステムを完備した学年別専用の院生室があり、院生ひとり一人にはアドレスが附与されている。院生室から研究科長、研究指導教員、研究指導補助教員らと直接かつ個別に電話やメールで相談したり、アポイントをとって教員の研究室を訪問して面接を受けたりする等、院生の必要に応じていつでも相談できる体制をとっている。 2. 毎年、研究科長による「院生面接」を実施し、結果を教授会で報告し、学生のニーズの把握に努めている。

資料 7-2-②-B 「社会人学生数」(平成 30 年 5 月現在)

学部・研究科		社会人学生
学部	国際政策学部	1 名
	人間福祉学部	0 名
	看護学部	4 名
大学院	看護学研究科	27 名
合計	全学	32 名

資料 7-2-②-C 大学院学則

(長期にわたる教育課程の履修)

第 2 7 条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第 4 条の規定にかかわらず修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関しての必要な事項は、別に定める。

資料 7-2-②-D 長期履修規程

http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/choki_risyu_kitei.pdf

資料 7-2-②-E 平成 28 年度 FD 活動報告書

<http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/60bf09f08f5cabb66b551dc64692663b.pdf>

資料 7-2-②-F 障害のある学生への対応

障がいのある学生への支援に関する基本方針

<http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/kihonhoushin.pdf>

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領

<http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/taiouyouryou.pdf>

資料 7-2-②-G 特別な支援が必要と考えられる学生数 (平成 30 年 5 月現在)

学部・研究科		社会人入学生	留学生	編入学生	障がいがあり特別な配慮を要する学生
学部	国際政策学部	1 名	19 名	11 名	5 名
	人間福祉学部	0 名	0 名	1 名	6 名
	看護学部	4 名	0 名	0 名	0 名
大学院	看護学研究科	27 名	0 名	0 名	2 名
合計	全学	32 名	19 名	12 名	13 名

資料 7-2-②-H 留学生及び留学生チューターの人数の推移（交換留学生、県委託留学生を含む）

年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
留学生人数	20	18	16	14	16
チューター人数	9	10	14	20	16

＊各年度 10 月 1 日現在。

<別添資料>

7-2-②-1 『2017 学生便覧』 p 48

7-2-②-2 「平成 29 年度 クラス担任およびチューター一覧表」

7-2-②-3 「平成 29 年度 オフィスアワー一覧表（飯田キャンパス）」

【分析結果とその根拠理由】

学習支援については、クラス担任やチューター教員、ゼミ担当教員が、個人面談を実施し、学習相談、助言、支援にあたっている。また、全教員がオフィスアワーを設けるとともに、学部、学科の特徴を活かし、留学についての個別指導や、国家試験対策講座等の学習支援を実施している。

看護学研究科では、学生の必要に応じた研究科長、研究指導教員、研究指導補助教員による個別指導体制をとっている。これまでに、学生のニーズに応じ、「長期履修制度」を導入、学習環境を整備した。H23 年度からは「院生と教員の意見交換会」を継続実施し、学生の相談、助言、支援を適切に実施している。

障害のある学生、外国人留学生及び社会人学生などの特別な支援を行うことが必要と考えられる学生に対しては、障害のある学生においては学務課、外国人留学生においては国際教育交流センター、社会人学生については所属学科・研究科が相談窓口となり各学生のニーズを把握、各教職員やチューター学生と連携をとりながら学習に対する助言や支援を実施している。特に、障害のある学生に対する学習支援については、基本方針や教職員対応要領を策定することにより、全学的な支援体制を整備し、組織的な学習支援が適切に実施されている。

以上により、学習支援に関するニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援は適切に行われている。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

観点 7-2-③：通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教員相談が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

該当なし

観点 7-2-④： 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

両キャンパスを合わせたサークル数は 45 であり、また、自治会活動も活発である（資料 7-2-④-A、別添資料 7-2-④-1）。これら学生の課外活動に対する支援は、全学学生厚生委員会・各キャンパスの学生厚生委員会・学務課（学生担当）・池田事務室（学生担当）などの教職員が中心となり、施設の使用許可、部室の貸与や用具の貸出や、顧問として指導・助言を行っている。また、活動費用助成など、資金的な援助は後援会で実施している（資料 7-2-④-B）。

また、優秀な活動を行った個人や団体を学長が表彰する制度があり、活動を奨励し、活性化する支援を目指している（資料 7-2-④-C、D）。さらに、平成 20 年度より地域研究交流センターは「学生優秀地域プロジェクト」を開始・実践している。本学の学生又は学生団体が地域において実施する事業で、地域及び本学に対して優れた貢献をしたと認められた場合、上記プロジェクトとして認定証を授与し、学内外に広く公表し、活動を支援している。（資料 7-2-④-E）。

資料 7-2-④-A 山梨県立大学のクラブ・サークル一覧

<http://www.yamanashi-ken.ac.jp/campus/activity/circle>

資料 7-2-④-B 後援会による部・サークル等への活動費助成の状況

年度	H25	H26	H27	H28	H29
部・サークル数	52	34	47	42	31
金額（千円）	1,450	1,450	1,423	1,419	1,421

※部員がいない部・サークルには助成なし。

資料 7-2-④-C 山梨県立大学学生表彰規程

http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wontent/uploads/2101_hyosyo.pdf

資料 7-2-④-D 平成 29 年度学生表彰一覧

氏名等	活 動 内 容
〇〇〇〇 (国際政策学部・ 国際コミュニケーション学科)	Create Future 山梨の代表メンバーを務め、多くの公開討論会を主催し、社会について話す機会を作る活動を行ってきたほか、山梨大学に期日前投票所の開設を実現させるなど、地域社会に特に貢献した。
〇〇〇〇 (国際政策学部・ 国際コミュニケーション学科)	山梨の伝統産業「甲斐絹」の活用による地域貢献を目的として名刺入れなどの商品を開発したほか、地場産産を様々な情報発信ツールで PR するなど、地域社会に特に貢献した。
「グローバルキッチン」 プロジェクト	本学の学食の閉鎖問題を飲食店と連携して運営することで解決した。山梨県産の野菜を使用したサラダの提供など地産地消にも積極的に取り組み、地域社会や本学に特に貢献した。

ヘルスプロモーションクラブ	自分の健康・安全・感情を大切にできる「セクシュアリティ教育」活動を県下の中学校・高校・学習センター等で実践してきた。今年度は、女性のライフサイクルを通じた健康を学ぶ機会として「月経トーク」を山梨県下で初めて開催した。
---------------	--

資料 7-2-④-E 山梨県立大学地域研究交流センター 学生優秀地域プロジェクト概要・実績

http://www2.yamanashi-ken.ac.jp/~ucre/nc/htdocs/?page_id=54

【分析結果とその根拠理由】

学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるように施設・備品貸出等のほか「学生表彰」や「学生優秀地域プロジェクト」等、活動を奨励する表彰制度を設け、特に地域と結びついた課外活動の活性化を支援している。

以上により、本学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

観点 7-2-⑤：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点到に係る状況】

I 学生のニーズの把握

学生の意見や要望を大学運営に取り入れるために、飯田キャンパスではクラス担任、池田キャンパスではチューターといった教員ルートによる意見等の集約と、飯田キャンパスでは学務課、池田キャンパスでは池田事務室というように事務職員ルートによる意見等の集約のチャンネルを二つ設け、きめ細やかな学生対応ができるように努めている。

調査関連で集約した学生からの意見や要望は、その内容ごとに、学生の福利厚生向上等のために、教員及び事務職員で構成した、学科単位や大学全体で設置している「学生厚生委員会」で解決を図るもの、教員で解決を図るもの、事務職員で解決を図るものに振り分けて対応している。

池田キャンパス事務室においては、日常の学生個人からの意見等の聴取だけでなく、年 1 回、事務室職員と学生から自治会、生協学生委員会、聖灯祭実行委員会の各代表とランチミーティングを行い、学生からの意見や要望等について、積極的に収集・解決に努めている。

原則各月 1 回、保健センター、学務課、池田事務室、キャリアサポートセンターの事務職員が集まる会議（「学生支援連携協議会」）を開催し、身体的・経済的な問題を抱えている学生などの情報共有を図るとともに、その課題解決を検討している。

また、学長及び副学長と直接学生が対話する場を設け、学生の率直な意見・要望を大学運営に速やかに反映できるような仕組みづくりをしている（池田キャンパス：5 月～2 月の各月 1 回実施、学長又は副学長が約 2 時間対応。飯田キャンパス：飯田自治会との意見交換会を 11 月に実施。）。

上記以外に、平成 25 年度～平成 27 年度まで 3 年間、1 年生～4 年生までの在校生を対象に「学生生活実

態調査」を実施した。3 学部長が分析を行い、結果は各学部の教授会で公表し、関連部署で学生支援に活用した。

II 相談・助言の体制

全学的に、健康に関する相談・助言は保健センター、生活は学生厚生委員会、進路はキャリアサポートセンター、各種ハラスメントは人権委員会がそれぞれ対応するよう、体制が整備され、相談を受け付けている（資料 7-2-⑤-A、B、C）。加えて、クラス担任・ゼミ教員・チューターも随時学生の個別状況とニーズの把握に努めている。なお、保健センターには専任職員の常勤臨床心理士が配置され、学生のメンタルヘルス相談にあたっている。

大学院についても、必要に応じていつでも相談できる体制をとり、相談体制が機能している。

III 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への対応

障害のある学生に対する生活支援については、平成 28 年 3 月 30 日に「山梨県立大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針」を策定し、具体的な対応方法については「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」に規定している（前掲資料 7-2-②-F）。

障害のある学生数は、平成 30 年 5 月 1 日現在 13 名（前掲別添資料 7-2-②-G）となっており、支援窓口は、学務課を中心に、各学部・各学科、保健センター等が連携を取りながら行っている。入学後、当事者と学務課及び学部・学科とで相談を行い、支援の内容・方法について検討、準備を行い、その後は上述の対応要領に基づいて個々の学生に応じた支援を実施している。支援を行った事例としては、車椅子の学生に対して、段差に対するスロープの設置や階段への車椅子昇降機の設置や、オストメイト保有者に対する対応トイレの整備などが挙げられる。

留学生に対しては、国際教育研究センター、国際交流委員会、学務課、担当教員、担任、留学生チューター（本学の学生ボランティア）が連携して支援を行っている。特に留学生チューターは、勉学や生活に関する相談に日常的に対応している。

身体に特別な配慮を要する学生及び社会人学生については、学習面と同様に生活面についても、学生厚生委員会と連携しつつ、クラス担任、ゼミ教員、事務部局が相談に応じ、助言等を行っている。また、必要に応じて学科会議で、支援の方策について検討している。

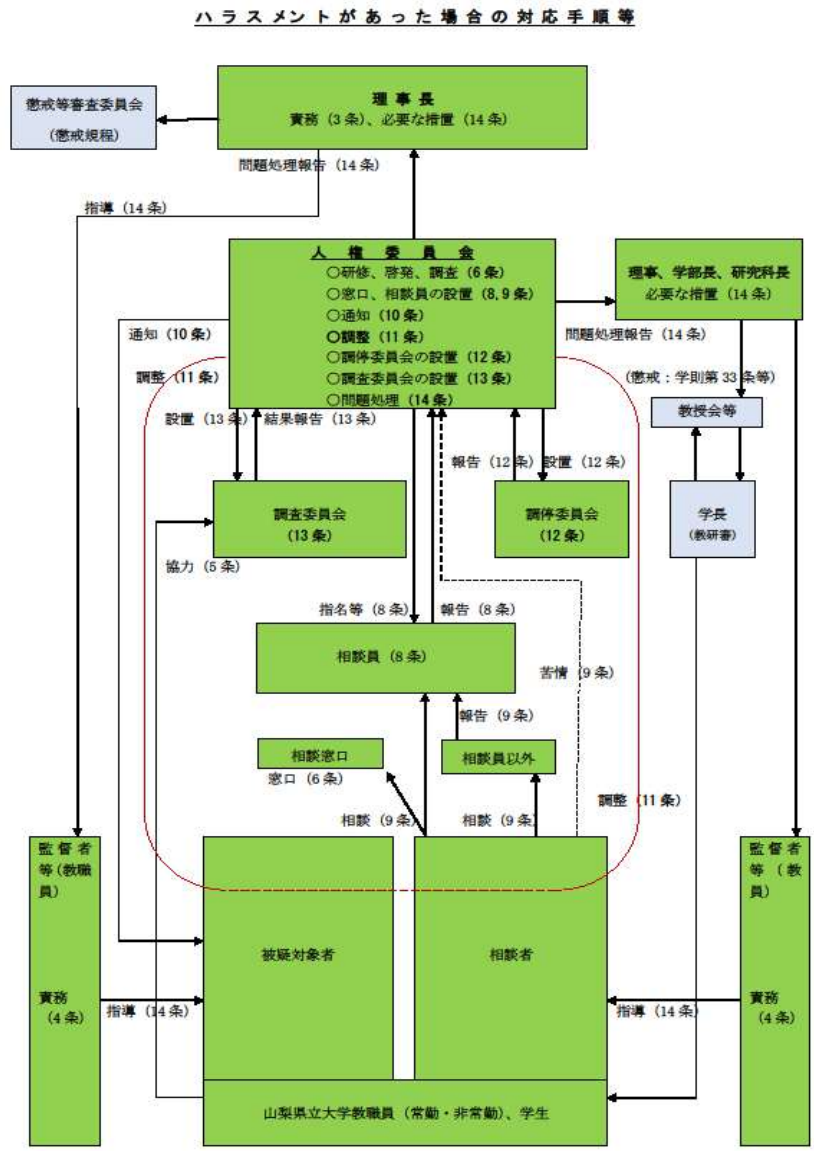
看護学部では、社会人学生に対し、教務委員会が懇談会を実施し、要望を聴取しその実現に努めている。

資料 7-2-⑤-A 生活支援に関する相談・支援体制と内容

項 目	主な担当組織	ニーズ把握と相談・支援内容
健 康	保健センター	【ニーズ把握】 ・年 1 回の定期健康診断、健康調査、こころの健康調査 ・両保健センターでの個別把握 【相談・支援内容】 ・両キャンパスに保健師又は看護師が常駐し身体及び精神面の相談に対応し、健康支援・管理を行っている。 ・メンタルヘルス支援については、常勤の臨床心理士が曜日を分けて両キャンパスで対応している。
生 活	学生厚生委員会	【ニーズ把握】 ・学生厚生委員会を中心に、飯田キャンパスでは担任やゼミ指導教員、池

		田キャンパスでは複数のチューター教員が学生の生活相談を把握するよう努めている。 【相談・支援内容】 ・学生厚生委員会と教員が連携を図り、個別に対応している。 ・定期的にチューターグループリーダー会議を開催、情報の共有と学生支援の質向上を図っている。
進 路	キャリアサポートセンター	【ニーズ把握】 ・キャリアサポートセンター（飯田キャンパス） ・進路資料・相談室（池田キャンパス） ・担任、チューター、ゼミ教員による個別聞き取り 【相談・支援内容】 ・キャリアサポートセンターが、学生のニーズに応じて個別に指導、助言を行っている。 ・個別相談指導体制を実施しているため、相談に来る学生のニーズは把握できている。派遣相談員と連携してさまざまな相談に対応している。 ・飯田キャンパスでは就職ガイダンス、インターンシップ、各種就職支援講座等さまざまな企画を行っている。 ・池田キャンパスでは4年間で5回の進路ガイダンスを行い1年時から進路と人生設計を考えるキャリア教育を実施。
各 種 ハ ラ ス メ ン ト	人権委員会	【ニーズ把握】 身近に多様な相談窓口を設置し、ニーズ把握に努めている。 ・相談員(各学部、事務局から2名、計8名) ・外部相談窓口設置による面接相談 ・e-mail による相談 ・学生対象の人権アンケート調査（年1回） ・教職員対象の人権アンケート調査（年1回） 【相談・支援内容】 ・人権委員会を組織し、身近に多様な相談窓口を設置し、相談体制を整備している。 ・学外者（弁護士）を人権委員に委嘱して専門家の見地から意見を求めている。 ・対応方法は、相談マニュアルに基づき行っている。また、人権委員および相談員の研修を年1回実施し、対応スキルの向上と対処方法の統一を図っている。 ・学生向けに、ポスター掲示、オリエンテーション、HP への活動内容掲載などにより周知に努めている。 ・全教職員を対象とする「キャンパスハラスメント防止研修会」および「幹部職員を対象とした研修会」を各々年1回開催し、予防に努めている。

資料 7-2-⑤-B 「ハラスメント対応体制」(人権委員会資料)



資料 7-2-⑤-C 保健センター・キャリアサポートセンターの利用状況 (平成 29 年度)

	保健センター (学生メンタルヘルス相談)	キャリアサポートセンター
国際政策学部	27 人	137 人
人間福祉学部	35 人	180 人
看護学部・看護学研究科	37 人	99 人
計	99 人	416 人

【分析結果とその根拠理由】

学部生・大学院生を問わず、保健センター、キャリアサポートセンター、学生厚生委員会、人権委員会による学生への支援体制が整備されている。また、クラス担任やゼミ教員、チューターも個別の状況把握に努めており、生活支援についての学生評価も高い。

外国人留学生への支援については、留学生チューター（本学の学生ボランティア）を配置し、生活面や勉強などの相談に対応している。また障がいのある学生等の特別な配慮を要する学生及び社会人学生についても、学生厚生委員会と連携を図りながら、クラス担任やゼミ教員が随時、相談支援にあたっている。

以上により、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われている。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

観点 7-2-⑥： 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

日本学生支援機構・山梨県修学資金（看護職と介護福祉職希望者対象）・地方公共団体の奨学金・民間の奨学団体の奨学金など、大学を経由して申請する奨学金は、学生便覧に掲載すると共に、学内掲示板やホームページ、年度当初のオリエンテーションで説明を行うなどして、学部生及び大学院生に周知を行っている。結果として、在学生の半数以上が何らかの奨学金を利用している（資料 7-2-⑥-A, B, C）。

平成 22 年度後期から、入学科・授業料減免制度を導入し、経済面での支援を行っている（資料 7-2-⑥-D, E）。周知については、上記奨学金と同様の方法で、各学生に情報が行き渡るよう留意している（資料 7-2-⑥-F）。また、経済的な問題で窓口相談に来る学生に対しては、個別に申請手続きに対する指導も行っている。

この経済的困窮者に対する授業料減免措置（定員ベースで算定した授業料収入額に対する減免比率）については、当初の 2 % から平成 28 年度には 4.4 % 以上に拡充し、さらに平成 29 年度からは 5 % へと引き上げている。その結果平成 24 年度に比べ、減免の適用件数は 73 件から 195 件に増加している（資料 7-2-⑥-A）。

海外に派遣・交換留学する学生に対しては、日本学生支援機構の奨学金のほか、大学独自の奨学金制度（給付型）、後援会が実施する貸付制度（無利子）を設けている（別添資料 7-2-⑥-1、資料 7-2-⑥-G）。

海外留学のための大学独自の奨学金制度である「海外留学特別奨学金制度」（別添資料 7-2-⑥-2）については、成績優秀で一定の語学力を有するなどの要件を満たした学生が留学を希望する場合に、留学に係る授業料などのため 50 万円を限度（但し費用の 1/2 まで）に奨学金を給付することとしている。さらに、平成 28 年度からは、新たに「海外研修特別奨学金制度」（別添資料 7-2-⑥-3）を創設し、GPA 等が優秀で、かつ、志望目的や将来の目標が明確で海外研修の参加により教育水準の向上に資すると期待できる学生に対し、奨学金を給付するなど、経済的な支援制度を充実させている。

資料 7-2-⑥-A 年度別入学科・授業料減免及び各種奨学金の利用実績（含大学院）（延件数）

	H25	H26	H27	H28	H29
入学科・授業料減免 （うち、外国人留学生数）	100	99 (1)	131 (4)	195 (2)	217 (3)

(独)日本学生支援機構	592	594	555	553	528
山梨県介護福祉等修学資金	5	3	2	1	1
山梨県看護職員修学資金	79	78	86	86	85
赤尾育英奨学会※給付期間2年	1	1	3	4	4
仲田財団・人材発掘奨学金		2	4	6	8
富桜会(同窓会)基金給付金	6	5	5	6	6
海外留学特別奨学金	0	0	0	0	0
海外研修奨学金				19	20
延べ件数 [学生数に対する割合]	783 [65.6%]	782 [66.0%]	786 [66.9%]	870 [72.7%]	869 [72.7%]
学生数(各年度5月1日現在)	1,194	1,185	1,175	1,197	1,195

資料 7-2-⑥-B 各種支援制度の学生への周知方法

周知方法	全学生：学生便覧、ホームページ、電子掲示、用紙掲示 新入生：オリエンテーションにて保護者用・学生用別の資料配布
掲示場所	電子掲示板 2か所、学生部関係用掲示板 4か所、及び資料配布
掲示等の周知期間	<奨学金>平成29年3月17日～4月6日 <入学科・授業料減免>前期：平成29年3月10日～4月25日 後期：6月30日～9月25日

資料 7-2-⑥-C 各種奨学金の案内(学内掲示、ホームページ) 奨学金制度の案内

http://www.yamanashi-ken.ac.jp-campus/support/scholarship

資料 7-2-⑥-D 公立大学法人山梨県立大学授業料等に関する規程

http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/5201_jyugyoryo1.pdf

資料 7-2-⑥-E 公立大学法人山梨県立大学授業料及び入学科減免等規程

http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/5201-1.pdf

資料 7-2-⑥-F 入学科・授業料減免説明会の案内(学内掲示、ホームページ)

http://www.yamanashi-ken.ac.jp-campus/support/tuitionreduction

資料 7-2-⑥-G 「山梨県立大学後援会学生留学資金貸付金実績」

年度	H25	H26	H27	H28	H29
件数	6	3	4	5	6
金額(千円)	3,540	1,310	1,640	3,100	2,100

＜別添資料＞

- 7-2-⑥-1 山梨県立大学後援会学生留学等資金貸付実施要領
- 7-2-⑥-2 海外留学特別奨学金支給要項
- 7-2-⑥-3 海外研修奨学金支給要項

【分析結果とその根拠理由】

平成 22 年度後期から、学生への経済面での支援として、入学科・授業料減免制度を導入し、その他、日本学生支援機構・山梨県修学資金など各種奨学資金制度の活用及び経済困窮状態にある学生に対し授業料減免などによる対応を行っている。

本学の授業料等の減免率は、当初定員の授業料収入の 2 % と他大学と比べても少ない状況であったが、平成 27 年度は目的積立金を活用することにより 1 % の拡充を図り 3 % とした。また、平成 28 年度は更に 1.4 % の拡充を行い、4.4 % とし、さらに平成 29 年度には 5 % とした。このように減免予算枠の拡充が図られている。

派遣留学・交換留学などで海外に留学する学生に対しては、奨学金（給付型）制度や後援会学生留学等資金貸付金制度を整備・拡充している。他方で、本学に受け入れる外国人留学生に対しても授業料減免制度を適用することとしている。

以上のことから、学生への経済面での支援は適切に行われていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 学生専用の院生室が用意され、一人一台の学習机や、共同のパソコン、テーブルやロッカー、プリンターが使用でき、図書館蔵書検索やインターネット検索などが 24 時間 365 日できるよう学習環境が完備している。
- 障害のある学生に対する学習支援について、平成 28 年 3 月に「山梨県立大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針」を策定・公表し、具体的な対応方法については「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を規定化した。
- 意欲ある学生を経済的に支援するための、経済的困窮者に対する授業料減免措置（定員ベースで算定した授業料収入額に対する減免比率）については、当初の 2 % から順次拡充し、平成 27 年度には 3 %、28 年度には 4.4 %、29 年度からは 5 % へと引き上げ、全国の公立大学の平均を上回っている。

【改善を要する点】

該当なし

基準 8 教育の内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

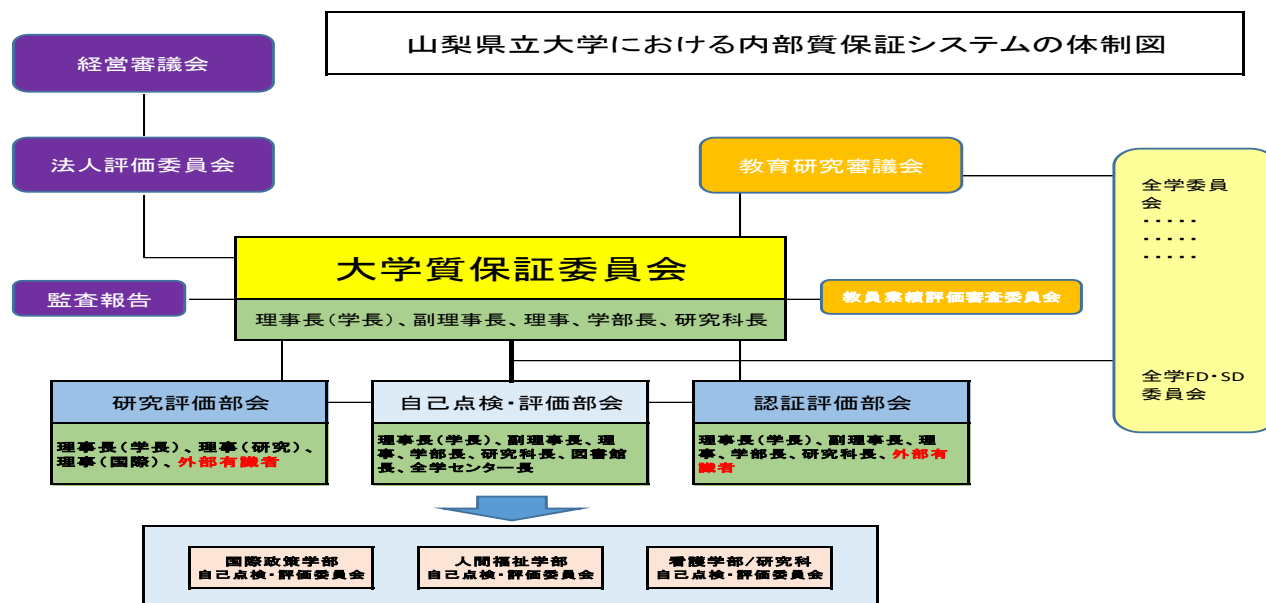
【観点に係る状況】

全学の自己点検評価委員会（現在は自己点検・評価部会、長は学長）において学習成果を含む自己点検・評価を実施し、その結果は毎年度の『自己点検評価書』としてまとめられ、ホームページを通して学外にも公表している。また、学生による授業評価を含む全学のFD活動の成果については、全学FD委員会（現在は全学FD・SD委員会）が中心となって「教育の質」向上に向けた活動を展開し、毎年度『FD活動報告書』の刊行あるいはHPによる活動報告を行っている。

平成 28 年度には、教育の内部質保証改革の一環として、まず内部質保証体制を整備した（資料 8-1-①-A）。大学全体の教育の質の改善・向上を図る、内部質保証の責任組織としての「大学質保証委員会」（委員長：学長）を新たに設置し、その下に「自己点検・評価部会」「研究評価部会」「認証評価部会」（いずれも長は学長）の 3 つを設け、全学レベルのPDCAサイクルによる質保証を掌る。そして、全学の「自己点検・評価部会」の下に、各学部・研究科における自己点検・評価委員会が位置づけられ、部局レベルのPDCAサイクルによる質保証を行う構造になっている。

全学レベルにおける大学質保証委員会や各部会は、学長を中心とした少数の委員で構成され、機動的な組織となっている。また、これらの会議は定期的開催され、教育の質保証のチェックや改善・向上に向けた方策を実現している。具体的には、資料 8-1-①-B（外部問題指摘への対応策（抜粋））のように、これまでの法定会議での外部委員からの指摘や監査での指摘に対し、同委員会においてその状況把握と自己点検・評価を行うとともに、改善計画を策定するなどして課題解決に取り組んでいる。

資料 8-1-①-A 教育の内部質保証の体制図

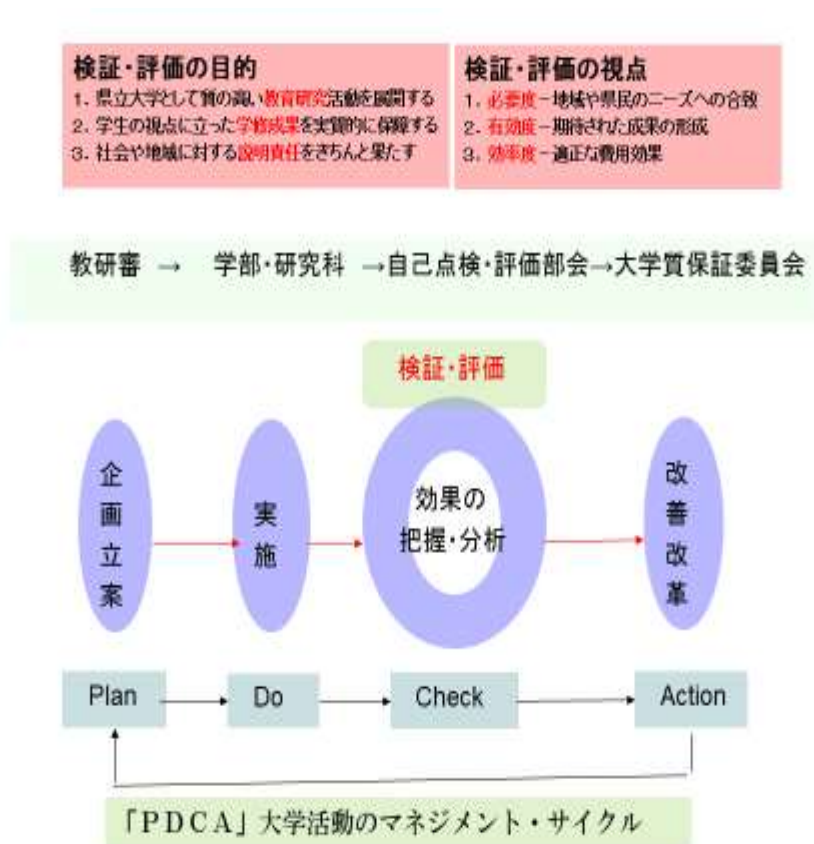


資料 8-1-①-B 外部問題指摘への対応策（抜粋）

* 処理状況評価: S(達成)、A(達成しつつある)、B(改善必要)、C(未着手)											
No	指摘会議等	指摘日	指摘者	指摘内容	中継計画該当項目	評価項目該当項目	処理状況	処理状況評価	改善方策(案)	担当理事	担当部署
1	平成29年度 第1回経営審議会	28.6.24	非常勤委員	本学も地震に見舞われた際に、どのように対応していくのが事前に考えておくことが必要ではないか	第4-4 (3)	観点7-1-① 観点9-2-①	教職員の緊急連絡網をはじめ、webによる教職員・学生の安否確認システム、飯田・池田地区ごとの危機管理体制の整備を図っている。	A		相原副理事長	総務課
2	平成29年度監事会	28.6.7	内田監事	自己収入確保の方策として、今後、専断金収入は重要である。大学O・C事業や民間企業からの受託研究等で良い成果を上げることが専断金を集めるために有効である。	第4-2 (1) 第2-2 (2) 7	-	大学の教育研究の質的向上を図りながら、新たに専断金制度の設置に取り組み、HRの工夫とともに「専断月間」への賛同（実施案）や専断金制度を関係する準備を進めている。	B	平成30年度に専断金を実施する。	相原副理事長	総務課 経営企画課 地域研究 交流センター
3	平成29年度監事会（中国）	28.12.13	内田監事	高大連携については、入学者確保の観点からも重要であり、戦略的な検討が必要である。	第3-3	-	平成28年度にはすでに連携活動を積極的に進めている身延高校及び城西高校との協定を締結した。また、県立高校との入学者確保に係る協議会も定期的に開催し、情報交換を行っている。	A		流石理事	地域研究 交流センター 学務課
4	第1回法人評価委員会	28.5.17	村委員	給費奨学金制度について制度の趣旨は授業料免除と違ふものかもしれないが、学生支援であることは変わらないので、授業料免除と別の項目に記載されているが、全体の学生支援の枠組みの中で考えた方がよい。	第2-1 (3) イ	観点7-2-①	優秀な学生確保のための給費奨学金制度（入学金、授業料免除）の創設は考えているが、まだ具体構想には至っていない。全体の学生支援の枠組みの中で検討していきたい。	C	役員会で議論し、平成30年度中には結論を出す。	流石理事	学務課
5	第1回法人評価委員会	28.5.17	村委員	研究倫理の全体に対する研修について、昨年度はメールで実施したという話であったが、実質的な研修となるようにお願いしたい。	第2-2 (2) 7	-	科研費申請に前送づけられた「研究倫理eラーニング」の受講状況は、平成29年度9月現在76.2%となっている。また、平成29年9月27日には全学のFD・SD研究会を開催し、科研費改革の概要や公募内容の変更点についての説明のほか、研究倫理に関しての共通認識を確認した。	B	平成30年度も研究倫理のFD・SDを実施する。	流石理事	総務課
6	平成29年度監事会	29.6.20	研究監事	会計システムのバージョンアップについて、データの更新処理は日次、月次、年次と各段階があるが、現在使用しているシステムは年次更新のみのため内部統制上好ましくない。 勿論、内部統制は分掌管理が確立しているため問題が発生する可能性は低い。費用対効果も考慮の上バージョンアップの検討をお願いしたい。	第4-1 (3)	観点9-1-①	月次更新を可能とするため、現在、会計システムのバージョンアップと他社のシステムへの入れ替えを検討しているところである。	A		相原副理事長	総務課
7	平成29年度 大学評価・学位 授与機構	29	学務評価	<更なる向上が期待> O大学のウェブサイト「教員プロフィール」を設け、アカデミックポートフォリオの活用による教員業績評価システムの構築を計画中である。この取組の更なる推進が期待される。	第2-2 (2) イ	観点9-1-①、②	平成28年度から本格的な教員業績評価を全学的に実施しており、その結果については学長表彰や給与査定に反映している。	A		流石理事	各学部

次に、大学活動全体のマネジメント・サイクルを明確化し（資料 8-1-①-C）、PDCAサイクルによる教育の質保証の検証・評価の目的と視点を設定した。検証・評価の目的と視点については、3つの目的（教育研究、学修成果、アカウンタビリティ）と3つの視点（必要度、有効度、効率度）を設定した（資料 8-1-①-D）。

資料 8-1-①-C 内部質保証の検証・評価の目的と視点 (PDCA サイクル)



資料 8-1-①-D 内部質保証の検証・評価の目的と視点

検証・評価の目的	検証・評価の視点
1. 県立大学としての質の高い教育研究活動を展開する	1. 必要度：地域や県民のニーズへの合致
2. 学生の視点に立った学習成果を実質的に保証する	2. 有効度：期待された成果の形成
3. 社会や地域に対する説明責任をきちんと果たす	3. 効率度：適正な費用効果

そして、3つのポリシーの再策定及び教学システムの見直しを行った。大学、学部・学科等の3つのポリシーを再設定するとともに、新たに4年間に学生が身に付けるべく学習成果を学士力として位置づけ、それを全学共通の「学士基盤力」と学部・学科等の「学士専門力」及び教職教育についての「学士専門力（教職）」の3つに分けて、それぞれ学習成果としての能力（コンピテンシー）を設定した（例示：資料 6-1-①-E・F）。

資料 8-1-①-E 学士力の設定（全学共通の学士基盤力）

全学 共通 科目	具体的な学修成果	学士基盤力	測定方法
	自然・社会・文化を大切にするとともに、専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解し、その知識体系の意味と自己の存在を自然・社会・文化と関連付けて理解している。	自然・社会・文化理解	・カリキュラムマップにて示す「自然・社会・文化理解」に係る科目の授業評価における学士力到達度に関する自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「自然・社会・文化理解」に係る科目の修得
	豊かな感性や想像力、表現力を身につけている。	想像力・表現力	・カリキュラムマップにて示す「想像力・表現力」に係る科目の授業評価における学士力到達度に関する自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「想像力・表現力」に係る科目の修得
	自身の未来を切り拓くために独創的に思考し、問題の発見・探究・解決に向けて行動することができる。	実践力・問題解決力	・カリキュラムマップにて示す「実践力・問題解決力」に係る科目の授業評価における学士力到達度に関する自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「実践力・問題解決力」に係る科目の修得
	発展的な人間関係の形成に向けて、自己省察や他者理解に努めることができる。	人間関係形成力	・カリキュラムマップにて示す「人間関係形成力」に係る科目の授業評価における学士力到達度に関する自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「人間関係形成力」に係る科目の修得
	自ら学び、成長する意欲や態度を備えている。	自己学修力	・カリキュラムマップにて示す「自己学修力」に係る科目の授業評価における学士力到達度に関する自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「自己学修力」に係る科目の修得
	地域的・地球的課題に関心を持ち、その解決を志向できる。	地域・国際コミットメント力	・カリキュラムマップにて示す「地域・国際コミットメント力」に係る科目の授業評価における学士力到達度に関する自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「地域・国際コミットメント力」に係る科目の修得

資料 8-1-①-F 学士力の設定（学士専門力（看護学）の場合）

看護学 科	具体的な学修成果	学士基盤力	測定方法
	自然や地域・社会への関心を持ち、幅広い教養を身につけることができる。	教養を高める力	・カリキュラムマップにて示す「教養を高める力」に係る科目の授業評価における学士力到達度に関する自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「教養を高める力」に係る科目の修得
	豊かな人間性を備え、自律した自己学修力を身につけることができる。	自己学修力	・カリキュラムマップにて示す「自己学修力」に係る科目の授業評価における学士力到達度に関する自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「自己学修力」に係る科目の修得
	人間や社会、及び健康について看護学の視点から探究することができる。	探究する力	・カリキュラムマップにて示す「探究する力」に係る科目の授業評価における学士力到達度に関する自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「探究する力」に係る科目の修得
	自己理解や他者理解に努め、看護の対象となる人々と援助関係を形成することができる。	援助関係形成力	・カリキュラムマップにて示す「援助関係形成力」に係る科目の授業評価における学士力到達度に関する自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「援助関係形成力」に係る科目の修得
	根拠に基づいて看護実践するための科学的思考力及び倫理的判断力を身につけることができる。	思考力・判断力	・カリキュラムマップにて示す「思考力・判断力」に係る科目の授業評価における学士力到達度に関する自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「思考力・判断力」に係る科目の修得
	人々の健康課題を解決する看護実践に必要な専門的知識・技術・態度を身につけることができる。	看護実践力	・カリキュラムマップにて示す「看護実践力」に係る科目の授業評価における学士力到達度に関する自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「看護実践力」に係る科目の修得
	保健・医療・福祉などのチームの一員として、人々と連携し協働することができる。	連携し協働する力	・カリキュラムマップにて示す「連携し協働する力」に係る科目の授業評価における学士力到達度に関する自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「連携し協働する力」に係る科目の修得

この能力と開設科目との関係を表すカリキュラム・マップ並びにカリキュラム・ツリーを作成し（資料 8-1-①-G）、HP はもとよりすべての学生にガイダンス等で明示した。その可視化については、平成 29 年度より、それまでの単位修得率や卒業・学位論文あるいは国家試験合格率などの結果に加えて、新たに学生による授業評価（資料 8-1-①-H）の結果を活用した質的測定方法をとることとした。

資料 8-1-①-G 3 つの方針、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー

<http://www.yamanashi-ken.ac.jp/info/corporation/education/3policies>

＜別添資料＞

8-1-①-1 2017（平成 29）年度 授業評価の実施に関する申し合わせ事項

その結果、平成 29 年度の前期及び後期における学習成果（学士力）は、次表のとおりであった（資料 8-1-①-I、J）。全学においては前期 3.35、後期は 3.43（４段階評価）であり、各学部・学科等における学習成果とともに高い数値を示している。また、項目 1 の学士力に関しては、ほとんどの組織において、前期の数値より後期の数値が高くなっている。学士基盤力と学士専門力についても後期の方が高い数値となっている。

資料 8-1-①-I 学士力の測定結果（４点法、平成 29 年度前期）

	平均点			
	項 1	項 2	項 3	項 4
全体	3.35	3.42	3.45	3.67
全学共通	3.37	3.32	3.45	3.67
国際政策学部	3.34	3.38	3.44	3.66
地域マネジメントコース	3.29	3.28	3.48	3.63
国際ビジネス・観光コース	3.20	3.16	3.32	3.62
国際コミュニケーションコース	3.55	3.55	3.76	3.86
人間福祉学部	3.29	3.43	3.48	3.67
福祉コミュニティ学科	3.23	3.37	3.47	3.65
人間形成学科	3.40	3.56	3.52	3.71
看護学部	3.39	3.47	3.41	3.67
教職課程	3.51	3.65	3.63	3.77

資料 8-1-①-J 学士力の測定結果（４点法、平成 29 年度後期）

	平均点			
	項 1	項 2	項 3	項 4
全体	3.43	3.50	3.56	3.71
全学共通	3.41	3.42	3.61	3.72
国際政策学部	3.42	3.45	3.56	3.69
地域マネジメントコース	3.31	3.34	3.54	3.70
国際ビジネス・観光コース	3.31	3.35	3.48	3.65
国際コミュニケーションコース	3.49	3.60	3.71	3.80
人間福祉学部	3.32	3.44	3.46	3.65
福祉コミュニティ学科	3.29	3.42	3.48	3.66
人間形成学科	3.38	3.50	3.48	3.65

看護学部	3.54	3.63	3.64	3.78
教職課程	3.61	3.65	3.66	3.78

大学の目的・使命を表す「グローバル」「地域」「実践」に関わる学士力の結果をみると、全体、学部・学科、教職ともに比較的高い数値を示し、しかも前期より後期の方がより高くなっていることがわかる（資料8-1-①-K及び資料8-1-①-Lの赤字部分）。こうした学修成果の可視化によって「大学（教育）力」の社会発信の責任を果たすとともに、結果については全学FD・SD研修会で教職員に周知し、今後の授業改善やシラバスの充実、さらには学士力やカリキュラムの見直し等に結びつけることとした。

資料8-1-①-K 山梨県立大学学士力測定の結果（平成29年度前期）

山梨県立大学		学士力の結果順位（平成29年度前期）				3.35
学士基盤力		学士専門力（学部・学科）				学士専門力
（共通）		3.29 人間福祉学部				（教職）
3.37	3.34 国際政策学部	福祉コミュニティ学科	人間形成学科	3.39 看護学部	3.51	
3.68人間関係形成力	3.61国際コミュニケーション専門力	3.31実践力・問題解決力	3.56社会貢献力	3.42援助関係形成力	3.86自己学修力	
3.60実践力・問題解決力	3.55国際コミュニケーション基礎力	3.30人間関係形成力	3.44専門知識理解	3.41看護実践力	3.67教職実践力	
3.40想像力・表現力	3.54地域マネジメント専門力	3.26地域貢献力	3.40研究力	思考力・判断力	3.50教職知識理解	
3.37自己学修力	3.39外国語活用能力	態度・志向性	3.39自己学修力	3.40教養を高める力	— 社会貢献力	
3.33自然・社会・文化理解	3.32国際政策教養力	3.23知識理解力	3.35人間関係形成力	3.39自己学修力		
3.32地域・国際コミットメント力	3.28国際ビジネス・観光専門力	3.22思考・技能	3.33技能活用能力	探究する力		
	3.25地域マネジメント基礎力	3.20共感的理解力	3.32創造的表現力	3.38連携し協働する力		
	3.22国際ビジネス・観光基礎力			変革を志向する力		
	— 能動的実践力					
	— 専門的問題解決能力					

資料8-1-①-L 山梨県立大学学士力測定の結果（平成29年度後期）

山梨県立大学		学士力の結果順位（平成29年度後期）				3.43
学士基盤力		学士専門力（学部・学科）				学士専門力
（共通）		3.32 人間福祉学部				（教職）
3.41	3.42 国際政策学部	3.29福祉コミュニティ学科	3.38人間形成学科	3.54 看護学部	3.61	
3.80実践力・問題解決力	3.52国際コミュニケーション基礎力	3.36実践力・問題解決力	3.58社会貢献力	3.59看護実践力	3.86社会貢献力	
3.55人間関係形成力	3.51外国語活用能力	3.34共感的理解力	3.53人間関係形成力	3.58援助関係形成力	3.75教職実践力	
3.48想像力・表現力	3.50国際コミュニケーション専門力	3.32人間関係形成力	3.41技能活用能力	3.57教養を高める力	3.73自己学修力	
3.43地域・国際コミットメント力	3.44地域マネジメント基礎力	3.30思考・技能	3.40創造的表現力	3.56連携し協働する力	3.56教職知識理解	
3.41自己学修力	3.41地域マネジメント専門力	3.29知識理解力	3.39研究力	3.54自己学修力		
3.38自然・社会・文化理解	国際政策教養力	3.28態度・志向性	3.38自己学修力	思考力・判断力		
	3.36国際ビジネス・観光専門力	3.22地域貢献力	3.34専門知識理解	変革を志向する力		
	3.37国際ビジネス・観光基礎力			3.52探究する力		
	2.89能動的実践力					
	— 専門的問題解決能力					

【分析結果とその根拠理由】

全学自己点検評価委員会（現自己点検・評価部会）や全学FD委員会（現全学FD・SD委員会）を中心とした活動を通して、これまで大学の教育の質保証が維持され、また教育の質の改善・向上が図られている。新たに教育の内部質保証システムの体制整備を行い、学習成果の可視化、測定化を実施するとともに、学外者を含めた評価チェック体制を確立し、外部からの問題指摘に対しても自己点検・評価及び検証し、次の改善計画に反映している。

以上により、教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

観点 8-1-②： 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

従来、学生に対する意見聴取のシステムとしては、毎年度実施する定期的な学生による授業評価アンケート調査をはじめ、個々の教員によるオフィスアワー、毎年度の学部・学科等による学生自治会との懇談会や研究科での「院生面接」という形で行われてきた。他方、教職員に対しては、全学自己点検評価委員会による自己評価アンケート（別添資料 8-1-②-1：平成 29 年度自己評価アンケート調査報告書）のほか、全学FD研修会における参加者からの意見聴取といった形で実施されてきた。

中でも、学生による授業評価アンケートは、全学FD委員会が所管して実施し、平成 21 年度から結果を報告書に取りまとめてきた。各担当教員は科目別自己評価用紙（ふりかえり）を記入し、自らの授業の改善に反映させ、また、アンケート結果および各担当教員の自己評価（ふりかえり）を学部長、研究科長、教養教育部会長、教職課程部会長が総括、改善の方針の検討を行い公表し、これを教授会等で共有し、教員相互の授業参観の実施、FD研修会への企画に活用する等、PDCAサイクルにのっとり具体的な取り組みを組織的に進めてきた。また、学部長は所期の評定に到達しない科目の教員と意見交換を行い、優れた改善事例については事例集として学内に公表、また学部FD研究会の講師として相互学習をした（別添資料 8-1-②-2）。

学部においては、学生自治会の代表者との懇談会を実施し、その内容を教授会に報告するとともに、学生の要望を踏まえた改善策を学科会議等で検討してきた。これにより、例えば、国際政策学部では、教職科目の卒業要件化の検討、自主ゼミのリスト化と掲示などを学部側から回答したり、人間福祉学部では、講堂が授業直前まで施錠されていて時間通りに授業が開始できないという学生の指摘を受け、総務課とも協議し、講堂を終日開けておく措置を取ったりした。学科レベルでも、例えば人間福祉学部人間形成学科では実習巡回時の指導方法について改善を図り、学生主体の「実習報告会」を開催した点は、その成果の一部である。

他方、看護学研究科では、研究科長による「院生面接」を実施し、「在学生ニーズ調査結果報告書」として取りまとめて教授会で報告したり、平成 28 年度及び平成 29 年度の 8 月と年度末の 3 月には「院生と教員との意見交換会」を開催して、多くの参加者を得て研究科の教育や運営について率直な意見交換を行ったりして、授業改善や学習環境整備に役立ててきた（資料 8-1-2-A）。

資料 8-1-②-A 「平成 29 年度第 1 回研究科意見交換会（平成 29 年 8 月 4 日）対応事例」

●成績評価について 受講が終わった科目について都度、成績を確認したい。	基本的には年度末に成績を公開するが、客観的試験を導入している科目については早めに通知できるよう担当教員に周知する。
●年次計画の通知時期について 次年度の年次計画について、勤務の都合上早めに教えてほしい。	翌年度の学事暦は 3 月第 2 週の教授会で決定されるため、どうしても 3 月中旬以降になるができるだけ早く連絡できるよう努める。
●大学院棟入口のロッカー設置について 施錠できるロッカーを設置して欲しい。	平成 29 年 9 月 11 日に設置済み。
●図書館の開館時間について ・図書の貸し出し、保管庫の閲覧の時間を延長して欲しい。 ・日曜日にも土曜日同様に開館して欲しい。	図書委員会に要望を出し、検討して頂いている。
●大学院棟 1 階会議室の設備について ・延長コードをもう一つ設置して欲しい。 ・会議室内にゴミ箱を設置して欲しい。 ・可動式スクリーンの位置をずらしたところ、支柱が倒れた。	・延長コード→設置済み。 ・ゴミ箱→清掃業務の関連で設置不可。 ・スクリーン→事務局と相談し、検討中。
●駐車場について ・遠い駐車場は料金を安くしてほしい。 ・第 5 駐車場は夜間うす暗く危険である。	・駐車料金→駐車料金の変更はできない。 ・照明→事務局で現地確認をしたところ第 5 駐車場のみ特別暗いということはなく、他の駐車場と差異は見られないため照明の設置はしない。
●大学院棟スロープの設置について	検討した結果、消防法等の関係もあり現段階で対応することは難しい。
●夜間の照明について 図書館返却ボックス付近、大学院棟から事務室の間に照明を設置して欲しい。	事務局に要望を提出済み。

平成 29 年度から導入した新たな学生による授業評価制度では、カリキュラム・マップに基づく学生の自己評価結果を集計して大学、学部・学科等の学士力の測定（学習成果の可視化）を実行し、大学のすべての構成員にその結果を公表している。

こうした方法に加えて、平成 27 年度からは学生と学長との対話の機会（理事等も参加）を計画し、年間数回にわたって池田キャンパス及び飯田キャンパスのそれぞれで実施している。また、とくに池田キャンパスにおいては、若手教員（教授以外）を対象とした学長との対話の機会を設定し、計画的・継続的に実施している。平成 29 年度からは若手教員に加え、別途、教授と学長との対話の機会を設けている（資料 8-1-②-B）。このほか、副学長と看護学部教員との対話は日常的に行われ、教育の質的改善を進めている。

資料 8-1-②-B 「学長との対話の会一覧」

平成 29 年度学長と語る会(池田キャンパス)

学生、若手教員（教授以外）に加え、今年度は教授の先生方とも学長と語る会を実施いたします。

☆日 時 : 学生 第四（五）水曜日 午後 4 時～4 時 30 分
 : 教員（教授） 5 月 3 1 日、1 1 月 1 日の 午後 4 時 30 分～6 時
 : 教員（教授以外） 6 月 2 8 日、1 2 月 2 7 日 午後 4 時 30 分～6 時

☆場 所 : 池田キャンパス 小会議室

☆参加できる学生・教員：看護学部 of 学生・専任教員及び看護学研究科 of 大学院生

* 日程・時間を変更する場合もあります。

このような対話の機会を含めて、教育の質的改善・向上のための F D ・ S D 研修会において、学長自らが講師となって参画し、意見を改善に結び付ける努力をしている。単位制度の趣旨の共通理解をはじめ、G P A や科目ナンバリングなどのサブシステム（別添資料 8-1-②-3・4）、3 つのポリシーやカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーなどの策定に伴うカリキュラム改善や教育方法の改善に資するものとなっている。

＜別添資料＞

8-1-②-1 平成 29 年度自己評価アンケート調査報告書

8-1-②-2 学生授業評価に基づく授業改善取り組み事例集（第 5 号）平成 26 年 5 月

8-1-②-3 G P A 要項(教員用)及び G P A 解説（学生用）

8-1-②-4 科目ナンバリング

【分析結果とその根拠理由】

学生あるいは教職員に対する意見聴取のシステムとして、学生による授業評価アンケート調査をはじめ、オフィスアワー、自己評価アンケート調査のほか、学長（執行部含む）との対話、学長講師による F D ・ S D 研修会といった多様な形で継続的に実施されている。学生・院生の意見や教職員の意見聴取によって、直接・間接に教育の質改善・向上が図られてきている。

以上により、大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

観点 8－1－③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

全学レベルにおいては、主として山梨県公立大学法人評価委員会や監事、あるいは経営審議会による外部有識者から意見を得ている。また、人間福祉学部や看護学部・研究科においては、実習巡回時や「実習報告会」あるいは就職先への調査等を通して、学外関係者の意見を聴取している。さらに、毎年度、県内高等学校対象の入試制度説明会や 3 学部の教員が高校訪問等を利用して大学説明や意見交換を行い、教育の質的改善に役立てている。

両キャンパスではまた、それぞれ後援会（保護者会）の会員との意見交換会を毎年度開催し、大学教育の運営

に関する要望を聴取し、教育の改善・改革に結び付けている（資料8-1-③-A）。

資料8-1-③-A 後援会（保護者会）との意見交換会の実施状況（看護学部）

日 時	保護者参加者	大学側	内 容
平成 25 年 10 月 12 日 11:00-12:00	8 名	5 名	看護技術の実習等について
平成 26 年 10 月 11 日 13:00-14:15	16 名	5 名	実習先への交通手段等
平成 27 年 10 月 10 日 13:00-14:15	13 名	5 名	就職等
平成 28 年 10 月 8 日 13:00-14:15	9 名	5 名	チューター制について
平成 29 年 10 月 7 日 13:30-14:30	9 名	5 名	取得資格等について

なお、看護学部看護実践開発研究センターでは、全国の現場看護師等を対象とした「認定看護師教育課程（緩和ケア・認知症看護）」を8年間開講しているが、認定看護師教育課程の履修生や当センターの事業に参加する社会人からその都度種々の意見を聴取しており、その経験が学部・院生の教育改善や質向上につながっている。

平成 28 年度には、大学の内部質保証に責任を有する組織として「大学質保証委員会」（委員長：学長、構成員：理事、学部長等）を立ち上げ、上記の各種会議や団体等からの意見や要望を一元的に集約し、3つの検証・評価の目的・視点から教育の質的改善・向上を具現化する仕組みを構築し実行している（資料8-1-③-B再掲）。同時に、同委員会の下に置かれる3つの部会のうち、研究評価部会及び認証評価部会には外部の有識者を構成員に含め、評価－改善－計画につながる客観性、適切性を担保している。

資料8-1-③-B 外部問題指摘への対応策（再掲）

* 処理状況評価: S(達成)、A(達成しつつある)、B(改善必要)、C(未着手)											
No.	指摘会議等	指摘日	指摘者	指摘内容	中期計画該当項目	認証評価該当項目	処理状況	処理状況評価	改善方策(案)	担当理事	担当部署
1	平成29年度第1回経営者委員会	29.6.24	卒業生委員	本学も地震に見舞われた際に、どのように対応していくのが事前に考えておくことが必要ではないか	第4-4 (3)	観点7-1-① 観点7-2-②	教職員の緊急連絡網をはじめ、webによる教職員・学生の安全確認システム、飯沼・池田地区ごとの危機管理体制の整備を図っている。	A		相原副理事長	総務課
2	平成27年度監事監査	28.6.7	内監監事	自己収入確保の方策として、今後、専任収入は重要である。大学OOC事業や民間企業からの受託研究等で良い成果を上げることが専任会を存続するために有効である。	第4-2 (1) 第2-2 (2)ア	-	大学の教育研究の質的向上を図りながら、新たに専任会制度の設置に取り組み、H・Rの工夫とともに「専任月給」への賛同（実証済）や専任会制度を推進する準備を進めている。	B	平成30年度に専任会を実施する。	相原副理事長	総務課 経営企画課 地域研究交流センター
3	平成29年度監事監査（中国）	29.12.15	内監監事	高大連携については、入学準備の観点からも重要であり、継続的な検討が求められる。	第3-3	-	平成29年度にはすでに連携活動を積極的に進めている身体障害者及び視覚障害者との協定を締結した。また、県立高校との入学準備施設に係る協議会も定期的に開催し、情報交換を行っている。	A		流石理事	地域研究交流センター 学務課
4	第1回法人評価委員会	29.5.17	評議員委員	経費課学生制度について制度の運用は授業料免除と違ふのかもしれないが、学生支援であることは変わらないので、授業料免除と別の項目に記載されているが、全体の学生支援の枠組みの中で考えた方がよい。	第2-1 (3)イ	観点7-2-②	優秀な学生確保のための授業料免除制度（入学生、授業料免除）の創設は考えているが、また具体的なことは正っていない。全体の学生支援の枠組みの中で検討していきたい。	C	役員会で議論し、平成30年度中には結論を出す。	流石理事	学務課
5	第1回法人評価委員会	29.5.17	評議員委員	研究倫理の全学に対する研修について、昨年度はメールで実施したという話であったが、実質的な研修となるようにお願いしたい。	第2-2 (2)ア	-	研究倫理申請に添削づけられた「研究倫理eラーニング」の受講状況は、平成29年度9月現在91.2%となっている。また、平成29年9月の日には全学のFD・SD研修会を開催し、研究倫理の重要性や公事内容の充実点についての説明のほか、研究倫理に関する共通認識を確認した。	B	平成30年度も研究倫理のFD・SDを実施する。	流石理事	総務課
6	平成29年度監事監査	29.6.20	監事監事	会計システムのバージョンアップについて、データの更新処理は月次、月次、年次と各年度があるが、現在使用しているシステムは年次更新のみのため内部統制上好ましくない。 加えて、内部統制は安全管理が確立しているため問題が発生する可能性は低い。費用対効果も考慮の上バージョンアップの検討をお願いしたい。	第4-1 (3)	観点7-1-①	月次更新を可能とするため、現在、会計システムのバージョンアップと連携のシステムへの入れ替えを検討しているところである。	A		相原副理事長	総務課
7	平成29年度大学評価・学位授与機構	29	認証評価	＜更新の向上が期待＞ O大学のウェブサイト「教員プロフィール」を設け、アカデミックポートフォリオの活用による教員業績評価システムの構築を進行しているが、この取組の更新の推進が期待される。	第2-2 (2)イ	観点7-1-①、②	平成29年度から本格的な教員業績評価を全学的に実施しており、その結果については学長表彰や給与査定に反映している。	A		流石理事	各学部

【分析結果とその根拠理由】

学外関係者の意見は、法定会議のメンバーをはじめ、実習校や就職先、高等学校、保護者や後援会等からも幅広く意見を聴取し、教育の改善や新たな計画立案に反映させている。全学の大学質保証委員会がその責任母体となり、教育の質保証の実現に向けた取り組みが組織的・計画的に行われている。

以上により、学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

観点 8-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

本学では、これまで教育の質向上と改善のためのシステムを構築し、全学自己点検評価委員会（委員長は学長）及び全学FD委員会の下で継続的にファカルティ・ディベロップメント（FD）を実施し、その結果や成果は毎年度の『FD活動報告書』で公刊・公表してきた（別添資料 8-2-①-1）。その活動は、全学レベルにとどまらず、学部・研究科ごとにそれぞれの自己点検評価委員会を中心に企画立案され、毎年度続けられてきた（資料 8-2-①-A）。

資料 8-2-①-A 平成25～28年度FD活動実施状況

実 施 日	名 称	対 象	参加率
平成25年4月24日	新任教員・職員研修会	平成24年5月以降の採用者を含む新任教員・職員全員	74.2%
平成25年度前期・後期	国際政策学部相互授業参観	学部教員全員	46.0%
平成25年度前期・後期	人間福祉学部相互授業参観	学部教員全員	—
平成25年度前期・後期	看護学部相互授業参観	学部教員全員	49.2%
平成25年8月8日	全学FD研修会『GPA制度導入と活用の意義』	本学全教員	65.0%
平成26年4月23日	新任教員・職員研修会	平成25年5月以降の採用者を含む新任教員・職員全員	96.0%
平成26年度前期・後期	国際政策学部相互授業参観	学部教員全員	—
平成26年度前期・後期	人間福祉学部相互授業参観	学部教員全員	—
平成26年度前期・後期	看護学部相互授業参観	学部教員全員	84.3%
平成27年2月7日	看護学研究科「地域連携シンポジウム」	看護学研究科教員を含む本学教員・県内看護職者	107人
平成27年2月12日	全学FD研修会『授業外学習の捉え方とその意義』	本学全教員	65.8%
平成27年4月22日	新任教員・職員研修会	平成26年5月以降の採用者を含む新任教員・職員全員	94.4%
平成27年度前期・後期	国際政策学部相互授業参観	学部教員全員	—
平成27年度前期・後期	人間福祉学部相互授業参観	学部教員全員	—

平成27年度前期・後期	看護学部相互授業参観	学部教員全員	－
平成28年2月16日	全学FD研修会『高等教育の質保障と教育実践の接続』	本学全教員	教職員98人 教員69.6%
平成28年4月27日	新任教員・職員研修会	平成26年5月以降の採用者を含む新任教員・職員全員	100%
平成28年度前期・後期	国際政策学部授業科目に関するワークショップ	学部教員全員	92.5%
平成28年度前期・後期	人間福祉学部アクティブラーニングに関する研修	学部教員全員	－
平成28年度前期・後期	看護学部・『教育実践の質を高めよう～計画・実施・評価の循環～』をテーマに研修会開催と授業実践の検討・研修会：授業実践者が自己の課題をリフレクション	学部教員全員	80.0%
平成29年2月17日	全学FD研修会『学生主体的な学びを促すための授業・カリキュラムのデザイン』	本学全教員	56.8%
平成29年2月7日	看護学研究科FD研修会『大学における大学院構想と今後の課題』	大学院担当教員ならびに学部教員	81.5%

(平成25～28年度FD活動報告書等より作成)

本学におけるFD活動については、外部の山梨県立大学法人評価委員会においても、次のように常に高く評価されてきた。「教育の質改善に資するため、教員による相互授業参観をはじめとした各種組織的なFD・SD活動が活発に行われ、また学生による授業評価とこれに基づく教員の自己評価が継続的に行われてきたことを高く評価する。」(山梨県公立大学法人評価委員会(委員長：川村恒明)「第一期中期目標期間の業績実績に関する評価結果」平成28年8月、p.15)

平成29年度からは、SDの義務化に対応して、従来の全学FD委員会を「全学FD・SD委員会」に改め、規程を改訂(資料8-2-①-B)して、全学レベルのFD・SDと部局レベルのFDもしくはSDとに峻別し、全学レベルにおいては基本方針の中で基本計画を明記し、年間5～6回のすべての教職員を対象にした教育の質向上や教学運営の改善に向けたFD・SDを計画的に実施している(資料8-2-①-C.D)。併せて、全学レベルについては年間暦の中に組み入れ、教職員が参加しやすい環境を整えた。

また、全学レベルのFD・SD及び部局レベルのFDもしくはSDの結果や成果については、随時ホームページで公開している(資料8-2-①)。そして、指摘された問題や課題については新たに設置した、本学の内部質保証の責任組織である大学質保証委員会(委員長：学長)で取り上げ、実際の改革・改善に結びつけている。

資料8-2-①-B 全学FD・SD実施規程

山梨県立大学評価本部FD・SD委員会規程

(平成22年4月1日制定 大学第6007号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学評価本部規程第7条第2項の規定に基づき、教員の能力開発による教育研究活動の活性化並びに教職員の大学運営に必要な能力及び資質の向上による大学運営の活性化への組織的取組みを推進することを目的として設置する山梨県立大学評価本部FD・SD委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育研究活動の活性化に関する事項
- (2) 授業の内容及び方法の改善に関する事項
- (3) 大学運営に必要な能力及び資質の向上に関する事項
- (4) その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 学部長、研究科長
- (2) 学部・研究科FD・SD委員会委員長
- (3) 教育委員長
- (4) 学長が指名する教員
- (5) その他委員会が必要と認め指名する教職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、理事長が指名する教員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員のうちから、委員会の同意を得て、委員長が指名する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 その他委員会の会議については、山梨県立大学委員会規程の定めるところによる。

(学部・研究科委員会)

第6条 学部・研究科のFD・SD活動を推進するため、学部・研究科にFD・SD委員会を設置する。

- 2 学部・研究科のFD・SD委員会には、学部長・研究科長が委員として加わる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、学務課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

資料8-2-①-C 全学FD・SD実施要領

山梨県立大学FD・SD活動の実施のための基本方針

(平成29年3月24日制定)

この基本方針は、公立大学法人山梨県立大学評価本部FD・SD委員会規程第8条の規定に基づき、FD・SD活動の実施のために必要な事項を定める。

1. 全学レベルと部局レベル

山梨県立大学で実施するFD・SD活動は、全学レベルと部局レベルとに分けて実施する。

(1) 全学レベル

全学においては、教員の能力開発による教育研究活動の活性化及び職員（教員含む）の大学運営に係る資質能力の向上のための組織的なFD・SDを行う。

(2) 部局レベル

各学部及び研究科においては、主にそれぞれの専門分野の教員に係る能力開発による教育研究活動の活性化のためのFDを行う。また、事務局においては、教育研究活動等を支援する業務運営改善のためのSDを行う。

2. 全学レベルにおける養成すべき能力

全学レベルにおけるFD・SD活動を通して、次のような能力を養成する。

- (1) すべての構成員が教育改革や教育改善への意識を共有し、協調して改革を実践あるいは支援していく能力
- (2) 大学教育の実質化の実現をめざし、適切な指導性を発揮しながら改革や改善努力をマネジメントしていく能力
- (3) 学生の視点を重視しながら、個々の教員及び各組織における教育研究活動の活性化を促進させ教育革新（イノベーション）を生み出していく能力

3. 全学レベルにおける年間計画

全学レベルにおいては、毎年度、以下の事項の中からFD・SD研修会を選定し計画的・重点的に実施する。

- (1) 新任教職員研修会（4月）
- (2) ハラスメント、コンプライアンスに関わる研修会（人権委員会と共同）
- (3) 学生相談・健康に関わる研修会（保健センターと共同）
- (4) 研究費・研究倫理に関わる研修会
- (5) 衛生・環境の問題に関わる研修会（衛生委員会又は環境委員会と共同）
- (6) 教育の質保証に関わる研修会（大学質保証委員会と共同）
- (7) その他委員会が必要と認めた事項に関わる研修会

4. 授業評価の実施

全学で実施する授業評価は、大学に携わる「教育者としての自覚と準備」を促し、教育や授業の改善に結びつく「教育力」を身につけるとともに、「研究力」や「マネジメント力」を兼備した大学人育成をめざす。

授業評価の計画・実施・分析等は、FD・SD委員会の下に設置される授業評価部会がこれを行う。

5. 授業評価を含めた全学レベルのFD・SD活動の年次報告は、ホームページで公表する。

6. 委員会に関する庶務は、学務課又は総務課において処理する。

資料 8-2-①-D 平成 29 年度教育研究活動に関する全学FD・SD研修会実施状況

開催日 / テーマ	参加人数
4月26日 「新任教職員研修会」	新任の教職員を対象に、本学の理念と教育方針等について学ぶことにより、今後本学での教育・研究、職務の執行に必要な基礎的知識や態度を養う機会とすることをねらいとして、研修会を実施。 参加者は、新任の教職員 31 名（国際政策学部 2 名、人間福祉学部 3 名、看護学部 10 名、事務局 16 名）であった。
5月24日 「教育講演会」	FD・SD委員会主催で、筑波大学山口香准教授を講師に迎え、「東京 2020 を考えるための効果的授業とは」をテーマに、研修会を実施。

	参加者は 87 名（国際政策学部 17 名、人間福祉学部 18 名、看護学部 33 名、事務局・役員 14 名、他大学等 5 名）であった。
7 月 26 日 第 2 部 「教員特別研修・学長プロジェクト成果報告会」	第 1 部（身体の健康に関する講演会） 第 2 部 FD・SD委員会主催で、教員特別研修と学長プロジェクト（各学部から 1 研究が採択）の成果報告会を実施。 参加者は 91 名（国際政策学部 19 名、人間福祉学部 17 名、看護学部 40 名、事務局・役員 15 名）であった。
9 月 5 日 「研究倫理に関する研修会」	FD・SD委員会と看護学部・看護学研究科研究倫理審査委員会の共催で、昭和大学西田幸典先生を講師に迎え、「個人情報保護法改訂に伴う人を対象とする医学系研究に関する倫理指針改正と今後の研究実施における留意点」をテーマに、研修会を実施。 参加者は 57 名（教員・役員 45 名、事務局 4 名、大学院生 8 名）であった。
9 月 27 日 「科研費制度改革と平成 30 年度科研費申請について」	FD・SD委員会の主催で、科研費制度改革について研究担当理事から、また、平成 30 年度科研費申請について実務担当者から説明があった。 参加者は 89 名（教員・役員 80 名、事務局 9 名）であった。
3 月 23 日 「第 2 回研究倫理指針に関する研修会について」	研究実施の際の研究倫理方針に基づいた個人情報の保護や対象となる人あるいは家族等からの同意の取り方等を理解することをねらいとした。講師：西田幸典（昭和大学保健医療学部講師） 看護学部・看護学研究科研究倫理審査委員会と共催で実施した。 参加者は 57 名

資料 8-2-①-E 平成 28 年度 FD 活動報告書

<http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/60bf09f08f5cabb66b551dc64692663b.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

ファカルティ・ディベロップメント(FD)に関しては、早くから実施体制や規程を整備し、全学レベル及び部局レベルにおいて計画的・組織的に実施されており、山梨県公立大学法人評価委員会からも高い評価を得ている。

平成 29 年度からは、さらに体制を再構築し、全教職員を対象とした計画的・組織的な FD・SD を実施するとともに、学部・研究科や事務局による部局レベルの FD あるいは SD を開催し、その結果はホームページで公表するとともに、内部質保証の全学責任組織である大学質保証委員会を通じて改革・改善に繋げている。

以上により、ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

観点 8-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

大学における教育支援者としては、事務系職員をはじめ情報処理、入試等に関わる職員が配置されているが、初任者研修を含めた全学FD・SD研修会に出席するほか、職員研修基本方針（資料8-2-②-A）に基づく教育（組織）運営や教学マネジメント関係など、大学職員として必要な能力の養成を継続的に行っている。また、本学における教育補助者としては、看護学部配置される実習助手・臨床教授等（資料8-2-②-B）及び人間福祉学部配置される福祉実習補助者がいる。このうち人間福祉学部の福祉実習補助者は、非常勤の学務課事務補佐員であり、毎年度配置されているわけではない。実習連絡会議や介護福祉課程会議に出席し、また学生の実習報告会を担当しながら教育上の課題を共有し、日常の教育支援や補助業務にあたっているが、特別の研修等の機会は設けていない。学部同様に、看護学研究科には、臨床教育に協力する学外の医療機関等の優れた医療人を、規程に基づき臨床講師、臨床准教授、臨床教授の称号を付与した上で授業を担当してもらっているが、特別の研修等は行っていない。

看護学部における実習助手は、年度によって多少前後するがおよそ12～13名配置されている。実習助手に対しても全学のFD・SD研修会への出席を促し、教育活動の質向上や資質向上を図っている。また、学部においても「実習指導者養成施設」への講師派遣や「看護学実習に関するワークショップ」（資料8-2-②-C）（別添資料8-2-②-1）を開催している。また、平成24年度から導入されている「ティーチング・アシスタント制度」（資料8-2-②-D）については、社会人学生が多いため、制度活用を行ったのは3名となっているが、授業内容・方法に関する指導を徹底している。平成23年度から称号付与を開始した看護学部の臨床講師は、平成28年度から臨床教授等に拡大し、毎年100名以上に称号を付与し、臨地と協働して実習教育を強化している（資料8-2-②-E）。

さらに、平成29年度からは、看護学部内の研修の一環として実習助手をはじめ若手教員をも交えた自主的なFD研修会（ランチョン・ミーティング）を月1回実施し、教育・研究・社会活動等について現状や課題を理解するとともに、本学での教育・研究、職場業務に活かすことができる機会を設けている（資料8-2-②-F）。

資料8-2-②-A 職員研修基本方針

公立大学法人山梨県立大学職員研修基本方針

(平成23年4月1日)

(趣旨)

第1条 この方針は、公立大学法人山梨県立大学教職員研修規程第3条1項の規定に基づき、職員の研修に関する計画の立案に関し必要な事項を定める。

(研修の種類)

第2条 研修の種類は、職場研修、職場外研修及び自己啓発とする。

2 職場研修は、日常の職務を通じて必要な知識、技術等を習得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、大学内において行う研修をいう。

3 職場外研修は、職員に必要とされる基本的能力や大学固有の専門的能力の向上を図るため、外部機関が実施する研修並びに山梨県や他大学等に派遣して行う研修をいう。

4 自己啓発は、常に能力及び意欲の向上を図るため、職員自ら研究及び修養を行うことをいう。

(研修の実施)

第3条 研修は、職場研修、職場外研修及び自己啓発を組み合わせ、総合的に実施するものとする。

(職員の責務)

第4条 事務局長は、人材育成を効果的に推進するため、職員の能力及び特性に応じた研修の機会を与えるよう

努めなければならない。

- 2 職員は、自己の能力の開発及び向上を図ることが責務であることを自覚し、自ら積極的かつ自主的に知識の習得及び能力の開発に努めなければならない。

(研修計画)

第5条 事務局長は、毎年度当初に研修計画を作成するものとする。

(研修ニーズの把握)

第6条 事務局長は、研修を効果的に行うため、研修ニーズの把握に努めなければならない。

(委任)

第7条 この方針に定めるもののほか、職員の研修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、平成23年4月1日から施行する。

資料8-2-②-B「山梨県立大学看護学部臨床教授等の称号付与に関する規程」：抜粋

(称号の種類)

第2条 称号の種類は、臨床教授、臨床准教授、臨床講師(以下「臨床教授等」という)とする。

(称号付与の対象者)

第3条 称号は本学と実習指導及び卒後研修等の指導に関する協定を締結した医療機関等(以下「実習等協力機関」という)に所属する臨床実習の指導等に当たる者とする。

資料8-2-②-C 看護学実習に関するワークショップ開催状況(平成25年度～平成28年度)

主催：看護学実習委員会、対象：実習指導者(臨床講師等を含む)及び教員

開催日	テーマ	プログラム	参加人数 評 価
平成25年 9月3日 13:15 ～17:00	実習指導者及び教員のフィードバック スキル～本学が育成したい「期待する学 生像」を目指して	◆基調講義：大島 武 先生 コミュニケーションの視点から 実習指導を考える ◆グループワーク ◆まとめ	・89人 ・役に立った 96.2%
平成26年 9月3日 13:15 ～17:00	『近頃の若者はなぜダメなのか』・『さと り世代』～実習指導者及び教員に必要な スキル～	◆ 基調講義：原田曜平 先生 『近頃の若者はなぜダメなの か』・『さとり世代』～実習指導 者及び教員に必要なスキル～ ◆ グループワーク ◆ まとめ	・104人 ・役に立った 96.7%
平成27年 9月2日 13:15 ～17:00	「信頼を得るための5つの当たり前～ 実習指導者及び教員に必要な人間学～」	◆ 基調講義：嶋津良智 先生 「信頼を得るための5つの当 たり前～実習指導者及び教員に必 要な人間学～」	・80人 ・役に立った 97.2%

		◆ グループワーク ◆ グループワーク全体のまとめ	
平成 28 年 8 月 31 日 13:15 ～17:00	「できないことができるようになる効果的な『教え方』～実習指導者及び教員に必要な 3 つのスキル(認知・運動・態度)～」	◆ 基調講義：向後千春 先生 「できないことができるようになる効果的な『教え方』～実習指導者及び教員に必要な 3 つのスキル(認知・運動・態度)～」 ◆ グループワーク ◆ グループワーク全体のまとめ	・ 96 人 ・ 役に立った 97.6%

資料 8-2-②-D ティーチング・アシスタント規程

山梨県立大学大学院看護学研究科ティーチング・アシスタント規程 (平成 24 年 4 月 26 日制定 看護学研究科第 5310 号)	
(趣旨)	
第 1 条 この規程は、山梨県立大学大学院看護学研究科（以下「看護学研究科」という。）におけるティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）制度に関し、必要な事項を定める。	
(目的)	
第 2 条 TA 制度は、山梨県立大学看護学部（以下「学部」という。）教育におけるきめ細かい指導の実現や学生が将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供を図ることを目的とする。	
(資格)	
第 3 条 TA となることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。	
(1) 看護学研究科に在籍する学生で学業成績が優秀であり、かつ、次条に定める業務を遂行する能力を有する者	
(2) 指導教授より推薦された者	
(業務)	
第 4 条 TA は、次に定める業務に従事する。	
(1) 教員の授業の進行補助、資料作成、機材準備等	
(2) 講義、演習、実験、実習等における学部学生に対する学修上の指導及び相談	
(3) その他必要と認める教育補助業務	
2 TA の業務に従事する時間は、原則として週 10 時間、年間 300 時間を上限とする。ただし、演習・実習の補助のときは、週単位の上限時間によらず、年間 300 時間を超えない範囲で実情に応じて担当することができる。	
3 看護学研究科長は TA 業務従事にあたる当該学生の研究及び授業等に支障が生じないように配慮しなければならない。	
(身分及び給与)	
第 5 条 TA の身分は、公立大学法人山梨県立大学有期雇用教職員就業規則に定めるアルバイトとし、同規則に定めるアルバイトの給与を支給する。	
(委任)	
第 6 条 この規程に定めるもののほか、TA 制度に関し必要な事項は、別に定める。	

附 則

この規程は、平成24年4月26日から施行する。

資料 8-2-②-E 「看護学部臨床教授等の称号付与の状況(平成25年度～29年度)(出典：学部教授会資料)

年度	臨床准教授（人）	臨床講師（人）
平成25年度	—	152
平成26年度	—	131
平成27年度	—	126
平成28年度	1	117
平成29年度	1	117

※ 規程に基づき平成25～27年度は「臨床講師」のみ

資料 8-2-②-F 看護学部FD企画：ランチョンミーティング（平成29年度）

開催日時 (12時10分～13時)	テーマ	主催者氏名	参加人数 (教・職員)
平成29年 6月28日（水）	「私のしている授業の工夫」	FD委員会	18・2
7月19日（水）	「私のしている授業実習の工夫や困りごと」	FD委員会	14・2
9月20日（水）	「実習指導に役立つ今どきの糖尿病の治療」	米田先生	15・1
10月25日（水）	「学生との関わり方について」	事務室	15・3
11月24日（金）	「効率の良い時間の使い方」	新藤先生 飯島先生 塚原先生	15・2
12月27日（水）	「アロマとリンパマッサージエビデンスと実際」	前澤先生	16・4
平成30年 1月10日（水）	「各領域実習の学びを連続した学びにするために」	老年看護学領域	11・2
2月21日（水）	各領域実習の学びを連続した学びにするために教員 相互のリフレクションについて語り合おう	小児看護学領域	19・1
3月14日（水）	「教育共同体として教育、研究を語り合おう」	FD委員会	13・1

＜別添資料＞

8-2-②-1 看護学実習に関するワークショップ報告書

【分析結果とその根拠理由】

全学のFD・SD研修会は、創立以来、毎年度すべての教職員を対象に計画的・組織的に行われ、職員系の教育支援者、教育補助者としての実習助手も参加し、教育活動の質の向上に関わる資質能力の向上を図っている。看護学部では常時配置されている実習助手への学部内研修も計画的に行われている。

以上により、教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 山梨県立大学将来構想「10年後の大学像（平成25年度）を具現化した教育の内部質保証改革の一環として、①内部質保証体制の整備、②PDCAサイクルによる質保証の検証・評価の目的と視点の設定、及び③3つのポリシーの再策定及び教学システムの見直しを行い、教育の質改善・向上に向けた取組みを積極的に行っている。
- 大学独自の方法として、新たに4年間に学生が身に付けるべく学習成果を学士力として位置づけ、それを全学共通の「学士基盤力」と学部・学科等の「学士専門力」及び教職教育についての「学士専門力（教職）」の3つに分けて、それぞれ学習成果としての能力（コンピテンシー）を設定している。また、学士力の具体的能力と開設科目との関係を表すカリキュラム・マップ並びにカリキュラム・ツリーを明示するとともに、独自の方法によって学士力の可視化・測定化を実施し、その結果を公表している。
- すべての教職員を対象にした教育の質向上や教学運営の改善に向けたFD・SDを年間暦に組み込み、計画的・組織的に実施するとともに、成果の公表を含めたPDCAサイクルを確立・実践している。
- 学生のみならず、若手教員あるいは教授との定期的な対話の機会（「学長と語る会」）を設けるとともに、学長が率先して学内FD・SDの講師を務め、構成員の意識改革に努めている。
- 看護学部では、実習指導能力の強化を図るため実習フィールドと連携し、実習指導者（臨床講師を含む）と学内教員（実習助手を含む）を対象に、「看護学実習ワークショップ」を長年継続実施している。学習成果の積み上げは、受講者の自己効力感を高めるとともにスキルアップにつながっているところは評価できる。
- 看護学部では、平成29年度から通常のFD研修会とは別に、実習助手をはじめ若手教員をも交えた自主的なFD・SD研修会（ランチョン・ミーティング）を月1回昼休みに実施し、教育・研究・社会活動等について現状や課題を理解するとともに、本学での教育・研究、職場業務に活かすことができる機会を設けている。

【改善を要する点】

該当なし

基準 9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

平成 29 年度末の資産総額は 7,311 百万円、負債総額は 1,170 百万円である（資料 9-1-①-A、B）。

資産の主な内訳は、土地が 2,710 百万円、建物が 3,204 百万円、図書が 809 百万円となっている。これらのほぼすべてが平成 22 年 4 月の公立大学法人化の際に山梨県から出資を受けたものである。

負債の主な内訳は、資産見返負債が 910 百万円、未払金 151 百万円である。このふたつで負債総額の約 9 割を占めているが、過去数年この傾向に大きな変化はなく、また、短期・長期の借入もない。

資料 9-1-①-A 資産及び負債の状況（各年度の貸借対照表をもとに作成）

（単位：百万円）

区分/年度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
資 産	土地	2,710	2,710	2,710	2,710	2,710
	建物	3,839	3,727	3,553	3,377	3,204
	構築物	105	94	82	70	61
	工具器具備品	45	51	51	42	34
	図書	731	751	778	792	809
	現金及び預金	487	419	319	244	418
	その他	104	145	122	270	75
	合 計	8,021	7,897	7,615	7,505	7,311
負 債	資産見返負債	911	904	910	909	910
	長期リース債務	36	66	45	34	18
	短期リース債務	33	33	27	18	16
	未払金	207	226	170	205	151
	その他	72	77	80	74	75
	合 計	1,259	1,306	1,232	1,240	1,170

資料 9-1-①-B 財務情報（貸借対照表）

<http://www.yamanashi-ken.ac.jp/info/corporation/finance>

【分析結果とその根拠理由】

法人化にあたり、それ以前から使用していた固定資産等を山梨県から引き継いでおり、本学の目的に沿った教育研究を適切かつ安定的に行うために必要な資産を有しているといえる。また、大規模な施設整備については、山梨県が法人に対し補助金を交付して行うこととされており、法人が多額の債務を負うおそれもない。

以上により、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定的に展開できる資産を有し、債務は過大ではな

いと判断する。

観点 9-1-②：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の主な経常的収入は、山梨県から交付される運営費交付金及び自己収入である授業料、入学料及び入学検定料である。

運営費交付金については、通常の法人運営に係る経費を標準運営費交付金として、また、教職員の退職給付に係る経費及び大学が設置団体と連携して取り組む地域課題解決に要する経費分が特定運営費交付金として交付されている。また、学生納付金等についても学生数は横ばいの状況が続けており、安定的に確保されている（資料 9-1-②-A, B）。

自己収入確保の前提となる入学志願者数については、オープンキャンパス、県内外の高校訪問や一日体験入学、県内高校の進路指導主事との意見交換会の開催など、受験生確保に向けた積極的取り組みの効果により安定的に確保されている（資料 9-1-②-B）。

資料 9-1-②-A「主な経常的収入の状況」（各年度のキャッシュフロー計算書をもとに作成）（単位：百万円）

区分/年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
運営費交付金収入	935	1,014	928	892	1,172
授業料等収入	785	779	773	770	768
受託事業等収入	55	54	53	51	38

資料 9-1-②-B 財務情報（再掲）（キャッシュフロー計算書）

<http://www.yamanashi-ken.ac.jp/info/corporation/finance>

資料 9-1-②-C「入学者数等の状況」

○学 部

(1) 一般選抜・特別選抜

年度/区分	募集人員 (人)	志望者数 (人)	志願倍率 (倍)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	入学者数 (人)
平成 26 年度	260	1,228	4.7	984	338	285
平成 27 年度	260	1,134	4.4	924	330	281
平成 28 年度	260	1,224	4.7	986	331	280
平成 29 年度	260	1,114	4.3	905	334	282
平成 30 年度	260	971	3.7	766	330	287

(2) 3 年次編入学

区 分	募集人員 (人)	志望者数 (人)	志願倍率 (倍)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	入学者数 (人)
平成 26 年度	20	36	1.8	34	12	8
平成 27 年度	20	34	1.7	32	9	6
平成 28 年度	20	30	1.5	26	8	5
平成 29 年度	20	22	1.1	20	7	5
平成 30 年度	20	24	1.2	23	9	6

(注) 看護学部は平成 26 年度入試から編入学入試を廃止した。

○大学院看護学研究科

区 分	募集人員 (人)	志望者数 (人)	志願倍率 (倍)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	入学者数 (人)
平成 26 年度	10	8	0.8	8	8	8
平成 27 年度	10	10	1.0	10	9	9
平成 28 年度	10	7	0.7	7	7	7
平成 29 年度	10	9	0.9	9	9	9
平成 30 年度	10	9	0.9	9	7	7

【分析結果とその根拠理由】

運営費交付金及び授業料等の収入は安定的に確保され、入学者数も安定しており教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入は継続的に確保されている。

以上により、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

観点 9-1-③： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

第 2 期（平成 28 年度～33 年度）中期計画期間中の収支については、予算、収支計画、資金計画を作成し、経営審議会の議を経て役員会で決定した後、山梨県が設置する法人評価委員会において、中期計画に対する進捗等についての審議を経て知事の認可を受けることとしている。また、各年度の事業予算については、予算編成方針（資料 9-1-③-A）に基づき各部局が策定する要求案について学部長等の責任者からヒアリングを行ったうえで査定を行い、経営審議会の審議を経て役員会で決定した後、査定結果の配付、教育研究審議会での説明及び『大学ウェブサイト』（資料 9-1-③-B）を通じて学内外に周知している。

資料 9-1-③-A 平成 30 年度予算編成方針

平成 30 年度予算編成方針

平成 29 年 10 月 31 日

公立大学法人山梨県立大学 理事長

第 2 期中期計画の 3 年目となる平成 30 年度は、期間前半の締めくくりの年となります。ついては、中期計画達成に向けたひとつの区切りとして、計画後半につながる予算編成に取り組んでいただきたいと思います。

平成 30 年度の収入見込みに関しては、山梨県からの標準運営費交付金については大きな変動要因はないものと考えられるものの、学生納付金に関しては、18 歳人口の減少はいうまでもなく、県内他大学への本学と競合する学部を設置、隣県長野県における 3 校もの公立大学の新設の流れなどを背景に、本学への志願者数の動向は不透明な状況となっています。

他方、人件費を始め教育・研究活動に要する事業費、平成 29 年度をもって終了する大学 COC 事業の成果の継続などの地域貢献に要する財源のほか、認証評価のための臨時的経費も確保しなければなりません。

これらのことから、平成 30 年度の予算要求における基本方針等を次のとおり定めますので、各要求部局においては、教育・研究活動の充実、地域貢献活動の活性化、学生支援の一層の充実に資する事業を十分検討のうえ予算要求に臨んでください。

1 基本方針

- (1) 中期計画及び今後作成する平成 30 年度の年度計画の達成に必要な事業を精査して要求してください。また、新規事業については予算書に財源確保についての考え方を明示するとともに、スクラップアンドビルド徹底のため、新規事業・廃止事業一覧表を作成して提出してください。
- (2) 事業（新規・継続を問わない）の必要性、効果、成果を精査し、実施内容の見直しに取り組んでください。見直しを行わず、単に年度を変えただけ、前例を踏襲しただけの予算要求は行わないでください。なお、複数の新規事業を要求する部局においては、(1) の新規事業・廃止事業一覧表中に優先順位を付してください。
- (3) 継続事業の予算要求には、3～5 年程度の事業実績と事業効果の概要がわかる資料を添付してください。
- (4) 一般管理費（広報経費を除く）及び人件費については、事務局が一括して要求

するものとし、見積額は原則平成 29 年度当初予算の範囲内としてください。また、人件費は、現員現給（ただし、専任教職員については欠員も見込む。）で見積ってください。

- (5) 大学 COC 事業の成果を受け継ぐ事業については重点的に予算を配分するよう配慮します。

2 予算要求部局における検討事項の例示

- ・ 寄付金の獲得、公開講座の有料化、施設使用料の見直しなどによる自己収入の増
- ・ 非常勤講師担当の受講生の少ない科目の廃止又は隔年開講による支出の削減
- ・ 学生向けパンフレットの電子化あるいはパンフレットの内容の学生便覧への記載による学生の利便性の向上、作成と発注に係る教職員の事務負担の軽減と支出の削減
- ・ 各種報告書の合本作製、学術機関リポジトリ、大学ホームページ、CMS への記載による作成・発注に係る事務負担の軽減と支出の削減
- ・ 消耗品の単価契約、啓発物品の規格の統一と一括発注による発注に係る事務負担の軽減と支出の削減
- ・ 照明の LED 化による省エネルギーの推進と支出の削減
- ・ 省エネルギー推進のための教職員、学生に対する効果的な意識啓発 など

3 スケジュール

(1) 見積書提出日	平成 29 年 11 月 30 日
(2) 予算聞きとり	12 月 8 日～12 月 18 日
(3) 事務局長査定	平成 30 年 2 月上旬
(4) 理事長査定	2 月中旬
(5) 経営審議会（審議）	3 月 2 日
(6) 役員会（決定）	3 月 2 日

資料 9-1-③-B 平成 30 年度年度計画 p 12

<http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/h30nendokeikaku.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

中期の収支計画は山梨県知事の認可を受けており、各年度の事業予算は、担当部局からのヒアリングなどを行って取りまとめられた後、経営審議会の議を経て役員会で決定されている。その後は、査定結果の配付、教育研究審議会での説明のほか、『大学ウェブサイト』での公表を通じて関係者に明示されている。

以上により、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

観点 9-1-④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

過去 5 年間の収益は最少で 1,786 百万円、最大で 1,927 百万円である。また、費用は最少で 1,623 百万円、最大で 1,697 百万円となっており、いずれの事業年度においても当期総利益を計上している。主たる収入である学納金及び山梨県からの運営費交付金が毎年度安定して確保されている一方、電力会社の変更や建物内外の照明の LED 化、契約方法の見直しなど進めて経常的な経費の削減にも努めている。この結果、第 2 期中期目標期間の初年度である平成 28 事業年度には 68 百万円の、平成 29 事業年度には 78 百万円の当期総利益を計上している。（資料 9-1-④-A, B）。

資料 9-1-④-A 収支の状況（各年度の損益計算書をもとに作成）

（単位：百万円）

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
収入	1,786	1,888	1,790	1,927	1,857
運営費交付金収益	908	995	906	1,033	991
授業料等収益	784	751	745	758	754
補助金等収益	46	58	51	51	39
その他収益	48	84	88	85	73
支出	1,757	1,898	1,817	1,864	1,801
業務費	1,623	1,684	1,633	1,697	1,638

一般管理費	113	151	127	111	117
減価償却費	20	62	57	52	39
その他支出	1	1	0	4	7
目的積立金等取崩額	0	64	49	6	22
当期総利益	29	54	22	69	78

資料 9-1-②-B 財務情報（再掲）（損益計算書）

<http://www.yamanashi-ken.ac.jp/info/corporation/finance>

【分析結果とその根拠理由】

法人化以降これまで毎事業年度において当期総利益を計上しており、借入金の実績もない。
 以上により、収支の状況において、過大な支出超過になっていないものと判断する。

観点 9-1-⑤： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点到係る状況】

大学の目的を達成するための教育研究活動予算は、標準運営費交付金の伸びが見込めないため、毎年度予算編成方針を作成・周知し、担当部局からのヒアリングを行い、理事長査定を経て予算案としてとりまとめている。その後、経営審議会での審議を経て役員会で決定し、資源配分を行っている。

具体例としては、法人化以後これまでに、アクティブラーニング対応教室への改装及びラーニングコモンズを含む新たな自習スペースの設置、外部資金獲得促進のためのインセンティブ制度の創設、国際教育研究センターの設置と留学支援のための交付金制度の創設などを実施してきた。

【分析結果とその根拠理由】

教育、研究分野への配分方法については、本学の特色を活かし、その目的を達成するために必要な施設・設備の整備を含めて様々な観点から効果的な経費の配分を行っている。

以上により、大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

観点 9-1-⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点到係る状況】

財務諸表は、地方独立行政法人会計基準に基づき作成され、その内容については監事監査規程に基づき監事による監査が行われている。また、財務諸表は山梨県知事の承認を受けた後に「大学ウェブサイト」で公告するとともに、一定期間、窓口で一般の閲覧に供することとされている。法人には監事（非常勤：弁護士、公認会計士各1）が置かれ、その下に監査室を設け（資料 9-1-⑥-A）、毎年度初めに監事監査計画（資料 9-1-⑥-B）を策定

して業務監査及び会計監査にあたっている（資料 9-1-⑥-C）。

資料 9-1-⑥-A 公立大学法人山梨県立大学監事組織図（平成 30 年 5 月 1 日現在）



資料 9-1-⑥-B 平成 29 年度監事監査計画書

平成 29 年度監事監査計画書	
平成 29 年 5 月	
公立大学法人山梨県立大学監事監査規程第 5 条により、平成29年度の公立大学法人山梨県立大学監事監査計画を次のとおり定める。	
1. 監査の基本方針	公立大学法人山梨県立大学監事監査規程に基づき、山梨県立大学が掲げる理念・目標を達成する観点から、本法人の業務の適正かつ効率的な運営に資するために監査室と連携して監事監査を実施する。
2. 実施期間	
(1) 業務監査	監査室と連携し、年度を通して期中監査を行うほか、平成30年6月中旬までに期末監査を行う。
(2) 会計監査	監査室と連携し、年度を通して期中監査を行うほか、平成29年度の会計に関しては平成30年6月中旬までに期末監査を行う。
3. 監査方法	監査は書面監査及び実地監査により行う。
	書面監査は、監査対象部門から提出された監査調書等により監査を実施し、実地監査は監査対象部門に出向き、帳票その他証拠書類の原本確認及び現物の照合確認並びに監査対象部門の長からの概況聴取・質疑応答、監査対象部門の担当者からの個別聴取・質疑応答等の方法により実施する。
(1) 業務監査	期中監査は、役員会その他重要な会議等への出席、又は内部監査室による内部監査等の報告を受け、その内容を確認する。
	期末監査は、平成29年度の業務全般に関し、理事長等から概況聴取を行うとともに、必要に応じ担当者からの個別聴取及び書類監査を行う。
	また、その他必要な事項を監査するものとする。

(2) 会計監査

期中・期末監査において、内部監査室による会計監査の報告を受け、その内容を確認するとともに、平成29年度の決算関係書類を調査し、決算の状況等を監査する。(会計処理の適切性等の監査を含む。)

また、その他、会計処理の適切性等必要な事項を監査するものとする。

4. 監査対象部門

(1) 業務監査

全部局を対象部門とする。

(2) 会計監査

事務局を対象部門とするが、必要に応じ他の部局も対象部門とする。

5. 重点監査事項

次の事項を平成29年度の重点監査事項とし、検証を進める。

(1) コンプライアンスに関する事項

授業料等収入金の収納、保全、取立及び消滅等債権管理の状況

(2) その他、必要と認めた事項

6. その他

監査実施計画

年 月	内 容	
	業務監査	会計監査
29. 5	「監事監査計画」を理事長に提出	
12	年度計画の中間進捗状況 ・進捗状況調書による書面審査 (必要に応じて関係者ヒアリング)	中間決算監査 会計伝票・帳簿等の閲覧等
30. 6	監査調書による監査	監査調書による決算監査

(注) 1. 役員会、経営審議会等への出席

2. 上表の他、期中監査は必要に応じて実施

資料 9-1-⑥-C 監査結果報告書

梨 飯 第 5 6 5 号
平成 3 0 年 6 月 2 1 日

公立大学法人山梨県立大学
理事長 清水 一彦 殿

監事 水上 浩一



監事 久保嶋 正子



監査報告書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第8期事業年度における業務を監査しました。
その結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監事の監査の方法及びその内容

公立大学法人山梨県立大学監事監査規程に基づき、役員会その他重要な会議に出席し、役員（監事を除く、以下同じ。）の職務執行の状況を把握するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、関係する役員及び教職員から説明を受け、業務の状況を調査しました。

また、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）及び決算報告書について監査を実施しました。

2. 監査結果

- （1）業務は、法令等に従って適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていることを認める。
- （2）役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制及び業務の適正を確保するための体制が、適切に整備、運用されていることを認める。
- （3）役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を認められない。
- （4）財務諸表及び事業報告書は、法人の財政状態及び運営状況を正しく表示しており、決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく表示していることを認める。

以 上

【分析結果とその根拠理由】

平成 29 年度に係る財務諸表等は地方独立行政法人会計基準に基づき適切に作成されているとの監査結果であった。また、財務に係る監査等も適正に実施されている。

以上により、財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

観点 9-2-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

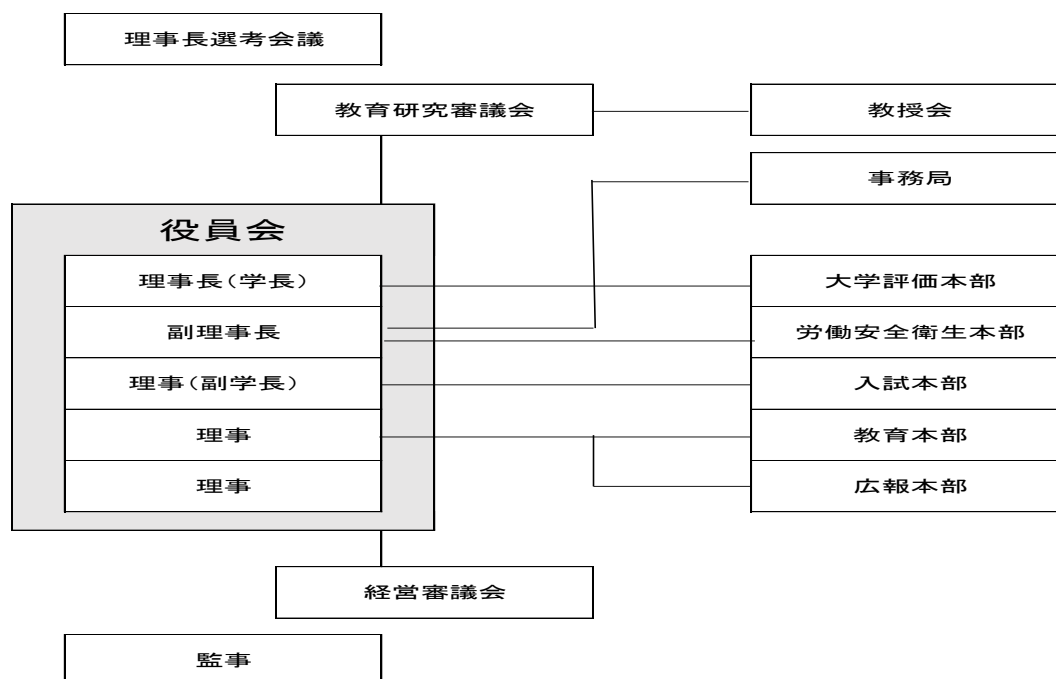
理事長（学長）をトップに、副理事長、理事 3 人（常勤 1 人、非常勤 2 人）及び監事 2 人（非常勤）が配置され、事務組織として事務局が置かれている（資料 9-2-①-A）。議決機関である役員会の他、審議機関として経営審

議会及び教育研究審議会が設置されているほか、理事を本部長とする教育本部、入試本部、広報本部が、事務局長を本部長とする労働安全衛生本部が設けられている。また、各学部及び研究科には教授会が置かれている。事務局には、事務局長、事務局次長を置き、総務課、経営企画課、学務課、社会連携課、保健課、図書課及び池田事務室が設置され、役割を分担している（資料 9-2-①-B）。

危機管理面では、危機管理規程及び防災規程（資料 9-2-①-C）を基に「防災対策マニュアル」が整備され、災害時等には学長を本部長とする災害対策本部を設けるなど行動計画を明確にしている（別添資料 9-2-①-1）。池田キャンパスでは看護学部の危機管理検討会が中心となり「防災対策行動マニュアル」及び「防災対策マニュアル：実習編」を策定し、講義中・実習中であっても、突然の大規模災害に行動レベルで対応できるような体制づくりを行っている（別添資料 9-2-①-2・3）。また、インフルエンザ等疾病が蔓延した際の対応等については、学校保健安全法等の法令及び国・県の定めた行動計画により対応することとしている。

研究活動上の不正行為への対応防止等に関しては、昨今の公的研究費の不正使用や論文で使用するデータ改ざん等の研究不正事案を背景に文部科学省が平成 26 年度に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」等を改正したことを踏まえ、学内の体制及び研究に関する行動規範や関連規程等の整備を行った。また、利益相反マネジメントポリシー及び利益相反マネジメント規程についても制定し、公的研究費の運営や管理体制を定め不正防止に努めている（資料 9-2-①-D・E）。

資料 9-2-①-A 管理運営組織



資料9-2-①-B 事務組織の人員配置（平成30年5月1日現在）

	正規職員							計	有期雇用職員	合計
	局長	次長	課室長	主査	副主査	主任	主事			
事務局	1	2						3		3
総務課			1		1	1		3	3	6
経営企画課			(1)	1		1		2	1	3
学務課			1	1	1	1	1	5	4	9
社会連携課			(1)	1	(1)			1	4	4
保健課			1	1				2	1	3
図書課			1			1		2	5	7
池田事務室			1		1	1	2	5	7	12
計	1	2	5	4	3	5	2	23	25	48

・経営企画課長及び社会連携課長は次長が事務取扱、・図書課副主査は池田事務室副主査が兼務

資料9-2-①-C 危機管理及び防災に関する規程

公立大学法人山梨県立大学危機管理規程

http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/2903_kikikanri.pdf

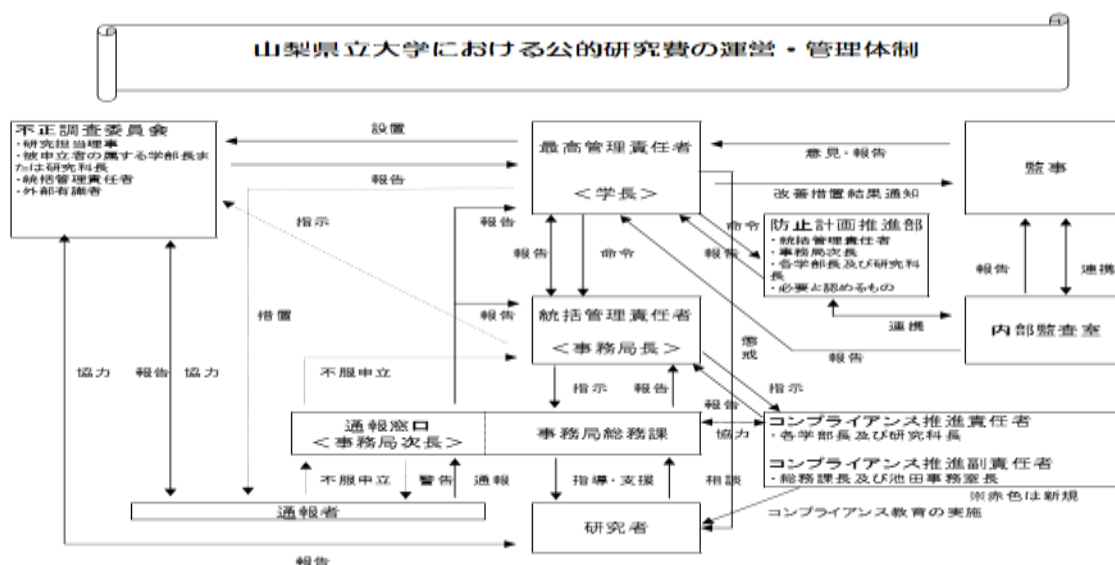
公立大学法人山梨県立大学防災規程

http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/2901_bosai.pdf

＜別添資料＞

- 9-2-①-1 危機管理基本マニュアル
9-2-①-2 防災対策行動マニュアル（池田キャンパス）
9-2-①-3 防災対策マニュアル：実習編（池田キャンパス）

資料9-2-①-D 公的研究費の運営・管理体制



資料 9-2-①-E 研究活動上の不正防止、利益相反に関する規程等

山梨県立大学における研究活動に係る行動規範

http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/3108_kenkyukatudo_kodohanni.pdf

山梨県立大学における研究活動上の不正防止等に関する規程

http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/3107_fuseiboshi_kitei.pdf

山梨県立大学における研究活動上の不正に係る調査の手続き及び不正行為に対する措置に関する取扱要項

http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/3107-1_fuseiboshi_yoko.pdf

公立大学法人山梨県立大学利益相反マネジメントポリシー

http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/4111-1_riekisohan_policy.pdf

公立大学法人山梨県立大学利益相反マネジメント規程

http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/4111_riekisohan.pdf

【分析結果とその根拠理由】

理事長（学長）をトップに副理事長及び理事等が適切に配置され、役員会、経営審議会、教育研究審議会がそれぞれの役割を果たすなど、迅速かつ効果的な意思決定を行う体制となっている。事務体制は役員を支える組織として必要な機能を備えている。また、危機管理や不正防止に関しては、各種規程・マニュアル等を整備し、必要に応じて適宜見直しも行われている。

以上により、管理運営の組織及び事務組織は適正な規模と機能を持っており、また、危機管理や研究不正防止等に係る体制が整備されていると判断する。

観点 9-2-②： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

教職員・学生のニーズは、学長と語る会や教育研究審議会等の際に、保護者からの意見は後援会との意見交換会を中心に、外部有識者の意見は山梨県公立大学法人評価委員会及び経営審議会の際に徴取し出された意見を管理運営に反映するよう努めている。また、法人評価委員会、経営審議会等の学外委員の意見も指摘事項と対応状況が一覧に整理され、適時関係会議で報告が行われるなど、管理運営に反映されている（前出資料 8-1-①-B 参照）。学生のニーズについては、オフィスアワー、学生厚生委員会や各学部等が実施する学生との懇談会、さらには自己評価アンケートにより把握され、教育研究審議会等を通じて管理運営に反映されている。クラブ・サークル等の意見は、これらを統括する学生自治会からの大学への提案や要求などにより把握し、優先順位を付けつつ大学運営に反映されている（別添資料 9-2-②-1）。また、地域住民との話し合いや高等学校訪問（別添資料 9-2-②-2）により、学外関係者のニーズ把握に努め、管理運営に反映している。

<別添資料>

9-2-②-1 学生等からの要望に対する対応状況について

9-2-②-2 平成 28 度～29 年度 高等学校訪問記録

【分析結果とその根拠理由】

教育研究審議会での意見聴取や、経営審議会等の学外委員からの意見聴取をはじめ、自己評価アンケート調査等により学生、教職員、学外関係者のニーズを把握し、聴取された意見を適切に管理運営に反映している。

以上により、大学の構成員(教職員及び学生)、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

観点 9-2-③： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

山梨県立大学定款に基づき 2 人（弁護士、公認会計士各 1 名）の監事が置かれ、監事監査 規程に基づく監事監査計画に沿って、法人の業務及び会計について監査を行っている。また、内部監査を円滑かつ効果的に推進するため、監事の下に監査室を設けている。平成 29 年 12 月に中間監査が、30 年 6 月に決算監査が行われ、監査結果報告書が提出されている（前出資料 9-1-⑥-C 監査結果報告書）。

【分析結果とその根拠理由】

監事は監事監査計画に基づき、業務運営及び会計に関する監査を適切に行っているほか、役員会等を通じて、必要な助言、指導を行っており、大学運営に適切な役割を果たしている。

以上により、監事は適切な役割を果たしていると判断する。

観点 9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

平成 30 年 5 月 1 日現在、事務系職員は 48 人が在籍し、うち県からの派遣職員は 12 人、プロパー職員は 11 名、有期雇用職員は 25 人である。組織運営や大学マネジメント関係など 大学職員として必要な能力の養成については、職員研修基本方針に基づき、外部研修への参加や定例的な勉協会の開催し、また、希望者のテーマ設定による自主研修などによりその資質能力の向上に努めている（資料 9-2-④-A）。

資料 9-2-④-A 管理運営等に係わる職員の研修参加状況

平成29年度に参加した主な研修一覧

	研修の名称・内容	主催者	参加者
1	国立大学等セミナー～平成29年度決算留意事項	あずさ監査法人	3
2	公立大学職員基礎知識講習会・SDフォーラム関西ミーティング	公立大学協会	1
3	大学改革支援研究会及び公立大学に関する基礎研修	公立大学協会	1
4	公立大学法人会計セミナー	公立大学協会	3
5	国立大学におけるAO・推薦入試の現在と未来高校・大学の接続と連携	名古屋大学	1
6	国立大学法人・公立大学法人・独立行政法人における財務会計業務効率化セミナー	ニッセイコム	3
7	JMA大学SDフォーラム（IRの基本と活用事例研究セミナー）	日本能率協会	2
8	JMA大学SDフォーラム（チームワーク向上のための「報・連・相」基本セミナー）	日本能率協会	1
9	JMA大学SDフォーラム（学校関連法令の基本体系等セミナー）	日本能率協会	1
10	JMA大学SDフォーラム（業務改善入門セミナー）	日本能率協会	1
11	JMA大学SDフォーラム（プレゼンテーションセミナー）	日本能率協会	1
12	JMA大学SDフォーラム（ストレスマネジメント基礎セミナー）	日本能率協会	1
13	JMA大学SDフォーラム（ロジカル・シンキング基本セミナー）	日本能率協会	2
14	JMA大学SD「管理者のための人事評価研究ワークショップ」	日本能率協会	1
15	「アンケート設計の基礎」研修	早稲田大学アカデミックソリューション	2
16	「大学業務基準表」活用体験勉強会	早稲田大学アカデミックソリューション	1
17	平成29年度魅力ある公立大学づくり	公益財団法人全国市町村研修財団	1

【分析結果とその根拠理由】

職員研修基本方針に基づき研修が計画され裏付けとなる予算措置もなされており、職員は雇用形態に関わらず職務に関連する研修会へ参加している。また、プロパー職員を中心に月1回の勉強会が開催されているほか、テーマを設定して他大学を訪問調査し、次年度の予算要求に活かすなどの仕組みも存在している。

以上により、管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

観点 9-3-①：大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教育、研究、地域貢献等に関する本学の活動についての自己点検・評価は、大学改革支援・学位授与機構の認証評価の基準を参考に観点を定めて実施している（資料9-3-①-A）。

自己点検・評価の活動は、理事長（学長）を委員長とする大学質保証委員会及びその下に置かれている自己点検・評価部会が学部等と連携し、各部局が毎年度の活動をもとに作成・整理・保管している資料やデータ等を活用して実施している（資料9-3-①-B）。

資料 9-3-①-A 自己点検・評価

http://www.yamanashi-ken.ac.jp/info/plan/self_check

資料 9-3-①-B 大学質保証委員会規程、部会の構成

http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/6009_shitsu.pdf

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価にあたっては、理事長（学長）が委員長を務める大学質保証委員会及び自己点検・質保証部会が中心となって取りまとめを行っている。自己点検・評価の根拠となる資料やデータは、山梨県公立大学法人評価委員会による毎年度の評価の際に使用するものと共通するものも多々あるため、各部局は責任を持って作成・蓄積・保管を行っている。

以上により、本学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

観点 9-3-②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点到に係る状況】

地方独立行政法人法及び山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（別添資料 9-3-②-1）の規定に基づき、山梨県公立大学法人評価委員会による年度評価及び中期目標の期間に係る評価を受けている。

同評価委員は現役の大学教授を含む 5 人から構成され（資料 9-3-②-A）、本学が提出する実績報告書と財務諸表等の書面並びに会議における質疑応答を基に評価が実施される（資料 9-3-②-B）。

また、学校教育法第 109 条第 2 項の大学機関別認証評価については、平成 23 年度に（独）大学評価・学位授与機構（当時）の認証評価を受審し、「大学評価基準を満たしている」との評価を受けている。

<別添資料>

9-3-②-1 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

資料 9-3-②-A 山梨県公立大学法人評価委員会委員名簿

氏名	役職等	備考
金丸 康信	山梨県商工会議所連合会会長 株式会社テレビ山梨代表取締役社長	
島田 眞路	国立大学法人山梨大学学長	委員長代理
徳永 保	国立大学法人筑波大学特命教授	委員長

古屋 玉枝	公益社団法人山梨県看護協会会長	
山口 由美子	公認会計士	

資料 9-3-②-B 公立大学法人山梨県立大学 平成 28 年度業務実績に関する評価結果

<http://www.yamanashi-ken.ac.jp/wp-content/uploads/h28hyoukakekka.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

地方独立行政法人法及び山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の規定に基づき、山梨県公立大学法人評価委員会による毎年度の評価及び中期目標の 4 年目終了後及び期間終了後の評価を受けている。また、学校教育法に基づき、認証評価機関による大学機関別認証評価を受審している。

以上により、大学の活動の状況について、外部者（本学の教職員以外の者）による評価が行われていると判断する。

観点 9-3-③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

各年度の法人評価及び自己点検・評価などの評価結果については、教育研究審議会等を通じて、各部局を通じて教職員全員にフィードバックされている。各部局では速やかに改善への取組が行われている。

【分析結果とその根拠理由】

各年度の評価結果は、教育研究審議会等を通じて各部局等にフィードバックされ、これまでに大学単独措置としての授業料減免割合の拡大などが実現している。

以上により、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

該当なし

【改善を要する点】

該当なし

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①: 大学の目的(学部・学科課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。)が、適切に公表されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

【観点到係る状況】

大学の理念と目的、学部・学科の教育目的は、大学のウェブサイト(資料 10-1-①-A)、大学案内(別添 10-1-①-1)、学生便覧(別添資料 10-1-①-2)、入学者選抜要項(別添資料 10-1-①-3)、一般選抜学生募集要項(別添資料 10-1-①-4)、学生募集要項(別添資料 10-1-①-5)に記載し、教職員及び学生のみならず広く社会に公表している。

大学の目的が記載された大学案内と学生便覧を役員・教職員に毎年度配付し、新任教職員研修会や学内の会議、研修会等で活用している。また、学生に対しては、学生便覧を入学時のオリエンテーションの際に配付するのにあわせて大学等の目的を説明し、その周知を図っている。

また、学外的には、大学案内及び入学者選抜要項をオープンキャンパスのほか、県内外で開催される進学説明会や高校への出前授業などにおいて参加者に配付して本学の目的を周知している。

大学院においても、その目的を大学のウェブサイトに掲載して周知を図るとともに、学部等と同様の手段により学内外への周知に努めている。

資料 10-1-①-A 大学、各学部・学科及び大学院研究科の目的

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・大学 http://www.yamanashi-ken.ac.jp/info/info/idea・学部・学科、研究科 http://www.yamanashi-ken.ac.jp/info/corporation/education/purpose |
|--|

<別添資料>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">10-1-①-1 大学、学部、学科及び看護学研究科の理念・目的、教育目標(2017 学生便覧抜粋)10-1-①-2 大学、学部、学科及び看護学研究科の理念・目的、教育目標(大学案内抜粋)10-1-①-3 大学、学部、学科の理念・目的、教育目標(平成 30 年度入学者選抜要項抜粋)10-1-①-4 大学、学部、学科の理念・目的、教育目標(平成 30 年度一般選抜学生募集要項抜粋)10-1-①-5 看護学研究科の理念・目的、教育目標(平成 30 年度学生募集要項抜粋) |
|--|

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的(学部・学科、研究科の目的を含む。)は大学ウェブサイトに掲載されているほか、大学案内、学生便覧、入学者選抜要項等に記載されている。それらは役員、教職員、学生及び高校生等の関係者に配付され、教職員及び学生に対し適切に周知が図られている。

以上により、本学の目的(学部・学科、研究科の目的を含む。)は適切に公表されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されていると判断する。

観点 10-1-②： 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点に係る状況】

「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」、「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」及び「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」は大学ウェブサイトで公表している（資料 10-1-②-A）。

これらのうち、アドミッション・ポリシーについては大学案内（別添資料 10-1-②-1）及び学生募集要項（別添資料 10-1-②-2）に記載し、オープンキャンパス、高校訪問、進学説明会などで配付することにより、広く学外への周知にも努めている。また、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに関しては、学生に対してはオリエンテーションの場などで、役員・教職員については各種会議などの場を通じて周知を図っている。

大学院についても学部と同様の方法により 3 つのポリシーの公表、周知に努めている。

資料 10-1-②-A 各学部・研究科の 3 つのポリシー

・国際政策学部	http://www.yamanashi-ken.ac.jp/department/internationalpolicy/admpolicy
・人間福祉学部	http://www.yamanashi-ken.ac.jp/department/welfare/admpolicy
・看護学部	http://www.yamanashi-ken.ac.jp/department/nursing/admpolicy
・看護学研究科	http://www.yamanashi-ken.ac.jp/department/gsnursing/admpolicy

＜別添資料＞

10-1-②-1 各学科・専攻「こういう人を求めています」（大学案内抜粋）

10-1-②-2 山梨県立大学の理念・目的、教育目標及び入学者受入方針（アドミッションポリシー）（平成 30 年度学生募集要項抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

本学の「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」、「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」は、大学ウェブサイトで公表されているほか、学生便覧、大学案内、学生募集要項等に記載され、学生、教職員はもとより学外の関係者にも広く周知と浸透が図られている。

以上により、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は適切に公表、周知されていると判断する。

観点 10-1-③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点に係る状況】

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定された事項、自己点検・評価の結果、財務諸表等の情報は、大学ウェブサイトで公表し、個々の教員の研究分野や教育研究業績などを含む情報も大学ウェブサイト上の『教職員プロフィール』で公表している（資料 10-1-③-A）。

平成 26～27 年度には、山梨県の抱える大きな課題である「人口減少」への対応について全学的な視点からの共

同研究に取り組み、その成果を図書として発行した（別添資料 10-1-③-1）。

看護学部・研究科では、平成 26～27 年度の学長プロジェクト研究として「山梨県の将来を担う看護人材の育成・確保に向けて～本学における学生支援体制の組織化と関係機関との協働～」をテーマに 3 つのプロジェクト研究を行い、成果を研究報告書として発行、一部は「看護学部研究ジャーナル」にも投稿・公表している（別添資料 10-1-③-2～3）。また、看護学部広報誌「HARMONY ～調和～」を毎年 2 回大学ホームページ上に掲載し、活動内容を広く公表している（資料 10-1-③-B）。

地域研究交流センターの活動については、ニューズレター、年報、地域研究事業研究報告書を作成して公表しており、同センターの地域研究事業の成果については、学外に向けて研究報告会を開催して社会に発信している（別添資料 10-1-③-4）。

図書館では、各学部『紀要』（看護学部・研究科は、『研究ジャーナル』）等を学術機関リポジトリを活用して公表しているほか、地域研究交流センター、看護実践研究開発センター及び国際教育研究センターでは独自のホームページを設けて定期的にニューズレターなどを公表している。国際教育研究センターは、交換留学協定締結校の所在する国の言語によりセンターの紹介を行っている（資料 10-1-③-D）。なお、看護実践開発研究センターでは、平成 22 年度のセンター開設以来、活動報告書を発行・公表している（別添資料 10-1-③-5）。

資料 10-1-③-A 教育情報等の公表状況

・教育情報の公開	http://www.yamanashi-ken.ac.jp/info/corporation/education
・自己点検・評価	http://www.yamanashi-ken.ac.jp/info/plan/self_check
・財務諸表の公開	http://www.yamanashi-ken.ac.jp/info/corporation/finance
・教員プロフィール	http://prof.yamanashi-ken.ac.jp/prof/

資料 10-1-③-B 学部・附属センターの活動状況の公表

・各学部の研究紀要	http://www.yamanashi-ken.ac.jp/education/research/bulletin
・看護学部広報誌「HARMONY ～調和～」	http://www.yamanashi-ken.ac.jp/department/nursing/harmony
・地域研究交流センター刊行物	http://www2.yamanashi-ken.ac.jp/~ucre/nc/htdocs/?page_id=19
・地域研究交流センター活動記録	http://www2.yamanashi-ken.ac.jp/~ucre/nc/htdocs/?page_id=48
・看護実践研究開発センター活動紹介	http://rcdnp.yamanashi-ken.ac.jp/kouza.html
・国際教育研究センターホームページ	http://gpi.yamanashi-ken.ac.jp/studyabroad/select-language

<別添資料>

- 10-1-③-1 「人口減少社会と地域力の創造」（山梨県立大学共同プロジェクト）
- 10-1-③-2 「山梨県の将来を担う看護人材の育成・確保に向けて」（学長プロジェクト）
- 10-1-③-3 「教育と臨床の連携強化を図るための現状・課題と方策」（看護学部研究ジャーナル）
- 10-1-③-4 地域研究交流センター研究報告会資料抜粋
- 10-1-③-5 看護実践開発研究センター報告書

【分析結果とその根拠理由】

本学における教育研究活動、自己点検・評価の結果及び財務諸表等の状況は、大学ウェブサイトや発行物により広く社会に発信・公表されている。平成 26～27 年度には、地域の重要な課題である「人口減少」への対応をテ

一マに学部横断的に行った研究の成果が『人口減少社会と地域力の創造（日本評論社、平成 28 年）』として発刊された。また、看護学部・研究科は、その特性を踏まえ組織的に取り組んだ「山梨県の将来を担う看護人材の育成・確保に向けて」の研究は学長プロジェクト報告書として発行、学外にも広く公表されている。

以上により、教育研究活動等（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）についての情報が公表されていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 法令に定められた情報の公表はもとより、「人口減少」という地域の課題について全学的に研究に取り組んだ成果を図書として刊行したほか、看護学部・研究科では、その特性を踏まえ「山梨県の将来を担う看護人材の育成・確保に向けて」をテーマに組織的なプロジェクト研究に取り組み、結果を方策としてフィールドや行政に提言し、これまでにない地域貢献の取組と社会発信を行った。
- 学内外への公表の中心となる大学ホームページについて、マルチデバイス対応型サイトへの改修を進めるとともに、情報内容により英語、中国語、韓国語など 7 カ国・地域の多言語での情報発信に取り組んでいる。

【改善を要する点】

該当なし